



令和 **7**

年度版

2025

Inzai City

印西市 環境白書 (案)



「印西市環境キャラクター エコネ」

千葉県
印西市



令和7年度版 印西市環境白書の作成にあたって

※市長挨拶・写真挿入予定

令和7年度版 印西市環境白書 目次

はじめに

1 印西市環境白書作成の趣旨	1
2 印西市環境基本計画	2
3 環境指標の達成状況	4
4 環境の現状と課題	8

第1章 いんざい環境特集

特集 2025 気候変動の影響への適応	12
---------------------	----

第2章 基本目標の進捗状況

基本目標1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり	
1-1 谷津と台地を中心とした里山の保全	16
1-2 生きものの生息・生育空間の保全	20
1-3 暮らしと自然のつながりの確保	23
基本目標2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり	
2-1 良好な生活環境の保全	26
2-2 有害化学物質対策の推進	31
基本目標3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり	
3-1 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進	33
3-2 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	35
基本目標4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり	
4-1 温室効果ガスの排出抑制	38
4-2 気候変動への適応	42
4-3 市の率先行動の推進	43
基本目標5 パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり	
5-1 自ら学び行動する人づくりの推進	46
5-2 環境配慮行動の推進	49

第3章 印西市庁内エコプランの進捗状況

1 印西市庁内エコプランの概要	52
2 エネルギー等使用量及び温室効果ガス排出量	54
3 取組実施状況	60

資料編

1 環境に関するデータ	資- 1
2 環境施策進捗状況調査結果	資- 20
3 温室効果ガス排出量の算出方法	資- 46
4 用語解説	資- 50

この「令和7年度版 印西市環境白書」は、主に令和6（2024）年度の実績に基づき、作成しています。

はじめに

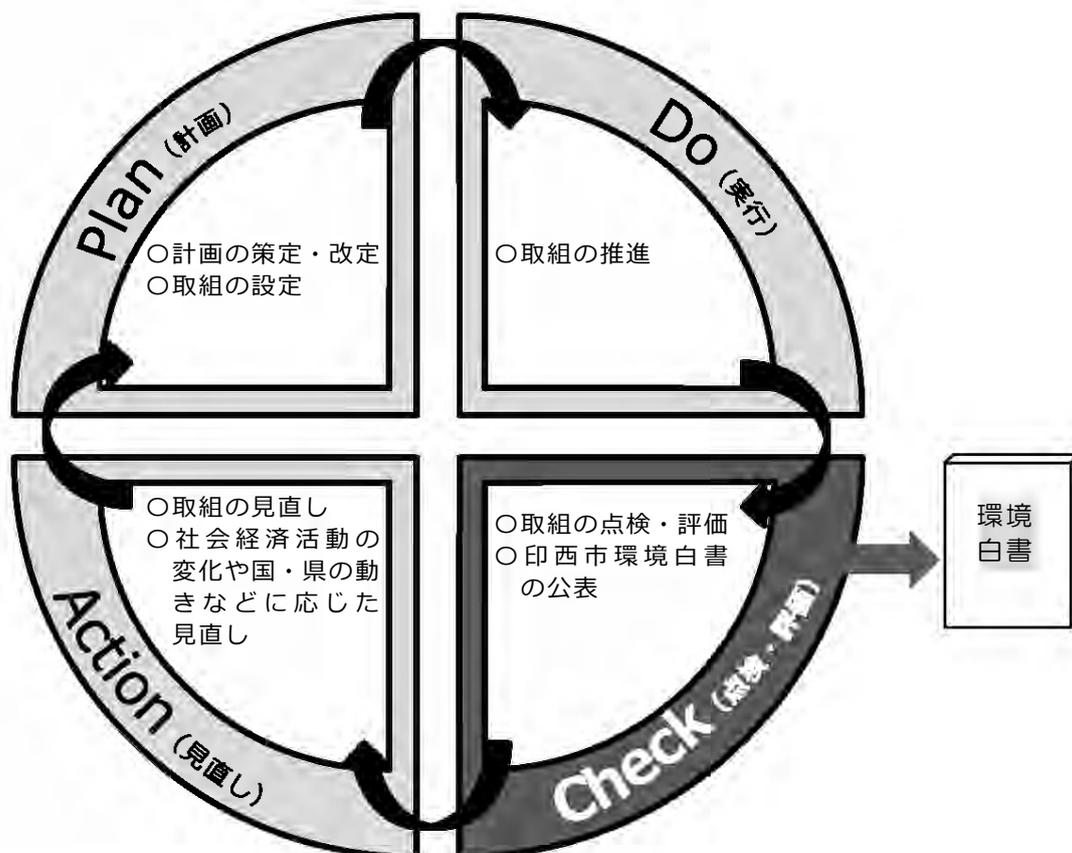
1 印西市環境白書作成の趣旨

本市では、令和4(2022)年3月に第3次印西市環境基本計画^{*}を策定しました。環境基本計画は、印西市環境基本条例^{*}に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。また、地球温暖化の進行を抑制するための地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と、避けられない気候変動影響を回避・軽減するための地域気候変動適応計画を内包しています。さらに、印西市庁内エコプラン^{*}に基づき、庁内の地球温暖化対策を進めています。(下図参照)

環境基本計画と庁内エコプランは、取組の進捗状況を年度ごとに点検・評価し、その結果を次の取組にフィードバックするPlan・Do・Check・Actionを繰り返す仕組み(PDCAサイクル)によって、進行管理を行います。

印西市環境白書は、環境基本計画と庁内エコプランの年度ごとの取組状況や目標の達成状況の報告書として、市民の皆様にご公表するものです。また、各種の測定データなどの本市の環境に関する情報をとりまとめたデータ集として、広く周知するものです。

《 環境白書の位置づけ 》



本文中、^{*}印の付いている用語の解説は、資料編 P.50 用語解説をご覧ください。

2 印西市環境基本計画

本市は、里山^{*}や水辺などの豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、千葉ニュータウンに代表される機能的・都市的利便性の高い地域を持つまちでもあります。本市の将来に向けては、自然と暮らしが調和した社会を構築するとともに、自然との共存を意識した行動を心がけることが重要です。

このため、第3次印西市環境基本計画では、本市が目指す将来環境像を「みんなで作る 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい」と定め、これらを実現するための5つの基本目標と12の個別目標を設定し、取組を展開しています。

本環境白書は、5つの「基本目標」と具体的な取組に向けた12の「個別目標」に沿って記載しています。

《 将来環境像と施策体系 》

将来環境像 みんなで作る 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい	基本目標1 <small>〔自然環境〕</small>	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり 個別目標 (1) 谷津と台地を中心とした里山の保全 (2) 生きものの生息・生育空間の保全 (3) 暮らしと自然のつながりの確保
	基本目標2 <small>〔生活環境〕</small>	安心で快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり 個別目標 (1) 良好な生活環境の保全 (2) 有害化学物質対策の推進
	基本目標3 <small>〔循環型社会〕</small>	限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり 個別目標 (1) 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進 (2) 3R [*] (リデュース・リユース・リサイクル)の推進
	基本目標4 <small>〔脱炭素社会〕</small>	カーボンニュートラル[*]の実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり 個別目標 (1) 温室効果ガス [*] の排出抑制 (2) 気候変動への適応 (3) 市の率先行動の推進
	基本目標5 <small>〔人づくり〕</small>	パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり 個別目標 (1) 自ら学び行動する人づくりの推進 (2) 環境配慮行動の推進

さらに、本市の目指す将来環境像「みんなでつくる 自然と暮らしが調和した快適でやさしいまち いんざい」を実現していく上では、環境基本計画に示した分野別の環境施策がそれぞれ相互に密接な関係にあることを踏まえ、複数の環境課題の同時解決を見据えた分野横断的な取組の実施が求められます。

このため、環境基本計画に示した分野別の施策の中から、特に重要かつ効果的なものを組み合わせた3つの重点的な取組として、「自然の力を活かそう！グリーンインフラ*大作戦！！」、「ライフスタイルを見直そう！サステナブル大作戦！！」、「CO₂を減らそう！ストップ温暖化大作戦！！」を選定しました。

市民・事業者・行政が一体となり、互いに連携しながら、これらの重点的な取組を推進していきます。

	1. 自然環境 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり	2. 生活環境 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり	3. 循環型社会* 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり	4. 脱炭素社会* カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり	5. 人づくり パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり
取組1 自然の力を活かそう！ グリーンインフラ*大作戦！！					
取組2 ライフスタイルを見直そう！ サステナブル大作戦！！					
取組3 CO ₂ を減らそう！ ストップ温暖化大作戦！！					

 …重点的な取組を構成する基本目標

 …重点的な取組により貢献する他分野の基本目標

3 環境指標の達成状況

環境基本計画では、将来環境像の実現と目標の達成を目指すため、施策の進捗状況を計る「環境指標」を設定しています。

12の個別目標ごとに環境指標が設定されており、計画の目標値や基準年度との比較により、継続的に点検・評価を行っています。

令和7(2025)年度版の環境白書では、令和6(2024)年度の実績値をとりまとめ、基準年度(令和2(2020)年度)の数値と中間目標年度である令和8(2026)年度の目標値と比較し評価を行いました。

《 環境指標の評価の見方 》

評価	評価内容
☆☆☆	目標値を達成することができました。
☆☆	基準年度と比較して、目標値に近づいています。
☆	基準年度と比較しても目標値に近づいていません。
—	現状値の把握をしていません。

環境基本計画は、印西市総合計画を踏まえ策定していくという観点から、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間を計画期間として設定しています。

計画の推進にあたっては、毎年、進捗状況を点検するとともに、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じて、計画の施策内容や指標などについて見直しを行います。

《 印西市環境基本計画の計画期間 》

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
総合計画	印西市基本構想										
	第1次基本計画					第2次基本計画					
環境基本計画	第3次印西市環境基本計画										
	社会経済活動などの状況に応じて見直し					計画期間満了に伴う見直し					次期計画

■ 環境指標（基本目標 1(1)～2(1)）

基本目標	個別目標	環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価	
			R2(2020)年度現状	R8(2026)年度			
1 自然環境	(1)	里山保全活動団体数	12 団体	現状以上	14 団体	☆☆☆	
		里山保全回数	11 回	現状以上	18 回	☆☆☆	
		農振農用地※面積	3,101 ha	現状維持	3,098.25 ha	☆	
		認定農業者及び認定新規就農者※数	67 経営体	77 経営体	85 経営体	☆☆☆	
		遊休農地※面積	251ha	現状以下	247 ha	☆☆☆	
		多面的機能支払交付金※交付団体数	11 団体	現状以上	13 団体	☆☆☆	
	(2)	在来種の生息・生育種数	植物 682 種 動物 848 種	現状維持	—	—	
			外来種の生息・生育種数	植物 285 種 動物 44 種	現状以下	—	—
		(3)	公園美化活動の団体数	26 団体	29 団体	30 団体	☆☆☆
			道路美化活動の団体数	15 団体	現状以上	19 団体	☆☆☆
			文化財指定数	49 件	現状以上	49 件	☆☆☆
2 生活環境	(1)	二酸化窒素(NO ₂)※濃度	0.024 ppm※	千葉県環境目標値(0.04 ppm)以下を維持	0.019 ppm	☆☆☆	
		浮遊粒子状物質(SPM)※濃度	0.038 mg/m ³	環境基準※(0.10 mg/m ³)以下を維持	0.037 mg/m ³	☆☆☆	
		光化学スモッグ※注意報発令回数	0 回	現状維持	2 回	☆	
		亀成川の BOD※濃度	2.0 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	1.2 mg/L	☆☆☆	
		神崎川の BOD 濃度	0.9 mg/L	環境基準(2 mg/L)以下を維持	0.8 mg/L	☆☆☆	
		師戸川の BOD 濃度	6.8 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	5.4 mg/L	☆☆	
		印旛沼の COD※濃度	12.0 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	15 mg/L	☆	
		手賀沼の COD 濃度	11.0 mg/L	環境基準(5 mg/L)以下を維持	11 mg/L	☆	

備考) 1-(1)「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

1-(1)「農振農用地面積」は、農業用施設用地面積を除いています。

1-(1)「遊休農地面積」の基準年度(令和 2(2020)年度)値は、耕作放棄地の定義の見直しに伴い、1号、2号遊休農地の数値を採用したため、「第3次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

1-(2)「在来種の生息・生育種数」と「外来種の生息・生育種数」については、自然環境調査を5年に1回程度実施することとし、定期的に現状を把握しています。直近の自然環境調査は令和 2(2020)年度に実施しました。

2-(1)河川の BOD 濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づく、公共用水域の水質測定点とは異なります。なお、師戸川の計測地点は河川法における河川にはあたりません。

■ 環境指標（基本目標 2（1）～ 3（2））

基本目標	個別目標	環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
			R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
2 生活環境	(1)	地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目)	調査2地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点2地点のうち2地点で基準を達成	☆☆☆
		下水道普及率※	83.0%	85.0%	81.3%	☆
		下水道整備率※	96.0%	現状以上	96.1%	☆☆☆
		合併処理浄化槽※普及率	82.8%	現状以上	86.5%	☆☆☆
		合併処理浄化槽設置基数(補助対象分累計)	3,588基	4,160基	3,999基	☆☆
		土壌の汚染に係る環境基準(29項目)	調査3地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点1地点のうち1地点で基準を達成	☆☆☆
		道路交通騒音測定値	調査4地点で環境基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点5地点のうち5地点で基準を達成	☆☆☆
	(2)	ダイオキシン類※大気環境濃度	印西市役所 0.035 pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.066 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下を維持(環境基準)	印西市役所 0.026pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.029 pg-TEQ/m ³	☆☆☆
		印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値	1号炉 0.041 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下を維持(排出基準)	1号炉 0.056 ng-TEQ/Nm ³	☆☆☆
			2号炉 0.022 ng-TEQ/Nm ³		2号炉 0.027 ng-TEQ/Nm ³	
3号炉 0.040 ng-TEQ/Nm ³			3号炉 0.0047ng-TEQ/Nm ³			
公共施設における空間放射線量達成率	全地点の基準達成(172地点)	全地点の基準達成	全地点の基準達成	☆☆☆		
3 循環型社会	(1)	ゴミゼロ運動※参加団体数	193団体(R1(2019))	195団体	158団体	☆☆
		クリーン印西推進運動※参加団体数	166団体(R1(2019))	現状以上	165団体	☆
		市民からの不法投棄通報件数	59件	40件	23件	☆☆☆
	(2)	1人1日当たりのごみ排出量	884g	747g	799g	☆☆
		生ごみ処理容器等購入費補助交付基数	87基	現状以上	127基	☆☆☆
		ごみ減量化等説明会実施回数	19回(R1(2019))	現状以上	13回	☆

備考) 2-(2)「印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5 ng-TEQ/Nm³ 以下と定められています。
3-(1)「ゴミゼロ運動参加団体数」と「クリーン印西推進運動参加団体数」、3-(2)「ごみ減量化等説明会実施回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

■ 環境指標（基本目標 4（1）～ 5（2））

基本目標	個別目標	環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
			R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
4 脱炭素社会	(1)	市域の温室効果ガス排出量	600.1 千 t-CO ₂ (H25(2013))	現状以下	800.9 千 t-CO ₂ (R3(2021))	☆
		定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計)	309 件	700 件	860 件	☆☆☆
		ふれあいバス利用者数	245,944 人 (R1(2019))	現状以上	275,902 人	☆☆☆
		市内駅の 1 日平均乗車人員	29,930 人 (R1(2019))	現状以上	29,548 人	☆☆
	(2)	自主防災組織活動カバー率*	80 %	現状以上	82.4%	☆☆☆
		気候変動の適応に関する情報提供回数	10 回	現状以上	18 回	☆☆☆
	(3)	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	7,070 t-CO ₂ (H25(2013))	6,784 t-CO ₂	8,188t-CO ₂	☆
		公共施設における再生可能エネルギー*発電設備の導入施設数	5 施設	7 施設	9 施設	☆☆☆
		公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)	28 台	43 台	53 台	☆☆☆
	5 人づくり	(1)	環境情報の提供回数	24 回	現状維持	24 回
環境講座・イベントなどの開催回数(市主催事業)			22 回 (R1(2019))	現状以上	17 回	☆
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数			27 校(全校)	全校を維持	27 校(全校)	☆☆☆
(2)		環境保全活動団体数	33 団体	現状以上	35 団体	☆☆☆
		市民・事業者との協働による環境保全活動実施回数	9 回	現状維持	9 回	☆☆☆
		環境配慮行動指針リーフレットの配布数	500 部	現状以上	100 部	☆

備考) 4-(1)「市域の温室効果ガス排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、3 年度前のデータを実績として報告しています。また、基準年度値については、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 6(2024)年 4 月、環境省)に基づいて算定し直したため、「第 3 次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

4-(1)「ふれあいバス利用者数」と「市内駅の 1 日平均乗車人員」、5-(1)「環境講座・イベントなどの開催回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

4-(3)「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」の基準年度値については、平成 25(2013)年度の実績としています。

4 環境の現状と課題

■ 基本目標 1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

「基本目標 1」は、緑・水辺の保全や豊かな生態系^{*}の維持、暮らしに潤いと安らぎを与える環境に関する分野です。谷津と台地を中心とした里山の保全、生きものの生息・生育空間の保全、暮らしと自然のつながりの確保に取り組むための施策群で、環境指標は 11 項目を設定しています。令和 6（2024）年度は、目標達成が 8 項目（73%）、基準年度に比べて目標に近づいていないものが 1 項目（9%）でした。「在来種の生育・生息種数」「外来種の生育・生息種数」の 2 項目については、5 年ごとの自然環境調査の結果に基づきデータを把握しており、次回は令和 7（2025）～令和 8（2026）年度に調査実施予定のため、令和 6（2024）年度の実績評価はなしとしています。

豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられる環境を将来にわたって残していくために、本市を特徴づける里山の保安全管理に取り組むとともに、生物多様性^{*}の維持に向けた自然環境調査の継続や希少な動植物の保全、暮らしの中で緑を身近に感じられるまちづくりに努めていきます。

■ 基本目標 2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

「基本目標 2」は、日常生活における大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭^{*}など、身近な環境に関する分野です。良好な生活環境の保全、有害化学物質対策の推進に取り組むための施策群で、環境指標は 19 項目を設定しています。令和 6（2024）年度は、目標達成は 13 項目（68%）、基準年度に比べて目標に近づいているものが 2 項目（11%）、近づいていないものが 4 項目（21%）でした。

安心して快適なずっと住み続けたいと思える環境を確保するために、定期的に大気や水質などの監視・測定を行うとともに、印旛沼・手賀沼などの水質改善等の広域的な環境課題には、周辺自治体や県のもと取組の検討・実施を進めます。また、有害化学物質などの測定結果を公表し、市民・事業者との情報の共有化にも取り組んでいきます。

■ 基本目標 3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

「基本目標 3」は、日常生活や産業活動から排出される廃棄物に関する分野です。不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組むための施策群で、環境指標は 6 項目を設定しています。令和 6（2024）年度は、目標達成が 2 項目（33%）、基準年度に比べて目標に近づいているものが 2 項目（33%）、近づいていないものが 2 項目（33%）でした。

限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくりに向けて、ごみがなく人の手が入っていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」に努めるとともに、「ごみを作らない」意識の啓発に努め、3R 運動の更なる推進に取り組んでいきます。循環型社会の実現のため、市民・事業者とのより一層の連携の強化を図ります。

■ 基本目標 4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

「基本目標 4」は、地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関する分野です。温室効果ガスの排出抑制、気候変動への適応、市の率先行動の推進に取り組むための施策群で、環境指標は9項目を設定しています。令和6(2024)年度は、目標達成が6項目(67%)、基準年度に比べて目標に近づいているものが1項目(11%)、近づいていないものが2項目(22%)でした。

カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくりに向けて、日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に取り組むとともに、モビリティの低炭素化などによる環境に配慮したまちづくりを推進します。さらに、気候変動への適応策として、市民・事業者への情報提供に努めるほか、庁内エコプランに基づき、市の率先行動を推進します。

■ 基本目標 5 パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

「基本目標 5」は、市内で暮らし学び働く全ての人を対象とした環境教育・環境学習や環境活動・情報発信など全てに共通する分野です。自ら学び行動する人づくりの推進、環境配慮行動の推進に取り組むための施策群で、環境指標は6項目を設定しています。令和6(2024)年度は、目標達成が4項目(67%)、基準年度に比べて目標に近づいていないものが2項目(33%)でした。

パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくりに向けて、今後も、環境講座・イベント、自然体験学習など、環境保全に関する学習機会の提供に努めるとともに、環境行動指針の普及啓発や環境保全活動団体への支援、企業との提携などを通じて、各主体による環境配慮行動の定着を図ります。

■ 令和6(2024)年度のまとめ

令和6(2024)年度における環境指標全51項目の状況は、令和8(2026)年度の間目標を既に達成した項目が33項目(65%)、基準年度に比べて目標に近づいているものが5項目(10%)、近づいていないものが11項目(22%)でした。なお、基本目標1の環境指標のうち、「在来種の生育・生息種数」「外来種の生育・生息種数」の2項目については、5年ごとの自然環境調査の結果に基づきデータを把握しており、次回は令和7(2025)～令和8(2026)年度に調査実施予定のため、令和6(2024)年度の実績評価はなしとしています。

環境指標は概ね達成されており、全体として市の環境の状況は良好でした。一方で、「地域の温室効果ガス排出量」や「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」などの目標に近づいていない項目、「1人1日当たりのごみ排出量」などの目標に近づいているものの達成していない項目は、今後も取組を推進する必要があります。

市民・事業者・市が一体となり、環境問題の解決に取り組むことができるよう、環境施策の充実を図るとともに、市民・事業者の環境配慮行動の普及促進に努めます。



第1章

いんざい環境特集

「環境」という幅広いテーマの中から、今、特に注目されている分野や、活発な動きのある話題を特集します。

特集 2025 気候変動の影響への「適応」

I 気候変動の影響への「適応」とは

温室効果ガスの増加によって、気候変動が進んでおり、猛暑による熱中症や、集中豪雨による水害の増加など、様々な影響が出てきています。

印西市においても、近年、夏季の猛暑日（日最高気温が35℃以上）の日数がこれまでと比べて増加しています。

このような、すでに生じている気候変動の影響や、将来起こりうると予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させることを、気候変動への「適応」と言います。

気候変動対策は、温室効果ガスの排出を減らす「緩和」と、被害を回避・軽減する「適応」の両輪で取り組んでいくことが必要です。



気候変動による将来の主要なリスク

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)



緩和と適応

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

II 「適応」の取組の例

各分野における「適応」の取組が進められています。

気候変動の影響と「適応」の取組例

分野	気候変動の影響（一例）	「適応」の取組例（一例）
農林 水産業	・農作物の品質低下・収量減少	・作付時期の変更 ・暑さに強い品種の導入 ・品質低下防止のための日よけ設置
水環境・ 水資源	・渇水による水不足 ・湖の水質悪化	・節水・雨水利用などの工夫 ・湖沼・ダム湖・河川などの継続的なモニタリングと水質改善
自然 生態系	・希少な動植物の絶滅リスクの増加	・生態系の継続的なモニタリング ・野生生物の管理 ・外来生物※対策
自然 災害	・極端な大雨などによる土砂災害・浸水被害の増加	・ハザードマップ・避難経路の確認 ・治水安全度向上のためのハード対策
健康	・熱中症や、蚊が媒介する感染症による健康リスクの増加	・水分補給・エアコン使用などによる熱中症対策 ・蚊の発生する水たまりを作らない工夫
産業・ 経済 活動	・自然災害による設備への影響 ・雪不足によるレジャーや観光への影響	・災害発生後の事業の早期復旧や継続のための備え ・災害時の多言語支援
国民 生活・ 都市 生活	・自然災害によるインフラへの影響 ・地域の伝統行事・地場産業などへの影響	・インフラ・ライフラインの保全対策 ・伝統行事や地場産業に影響する桜や紅葉などの生物季節の観測

出典：気候変動適応についてのスライド集（気候変動適応情報プラットフォーム）を編集して作成
 (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/presentation.html>)

また、「グリーンインフラ」を活用した「適応」の取組も進められています。

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な社会資本整備やまちづくりを進める取組です。

緑地の保全による保水・浸水機能の向上（水害リスクの軽減）や、ビルの屋上緑化・壁面緑化によるヒートアイランドの緩和の事例などが挙げられます。

グリーンインフラの活用は、生物多様性の保全や、住み心地の良さの向上、地域振興などにもつながります。



グリーンインフラの活用例

出典：国土交通省国土技術政策総合研究所
 「道路空間におけるグリーンインフラ」
 (<https://www.nilim.go.jp/lab/dcg/kadai10-greeninfra.html>)

Ⅲ 印西市における「適応」の取組

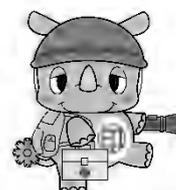
印西市では、令和7（2025）年に策定した「いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ2050*」の第6章に「印西市地域気候変動適応計画」を位置づけ、市・市民・事業者が取り組む事項を示しています。また、以下の取組を実施しています。

<印西市が行っている「適応」の取組例>

- ・熱中症に関する情報や対策方法などの発信
- ・クールシェア（涼み処として公共施設や商業施設を活用する取組）の推進
- ・「印西市防災ポータルサイト」での防災情報の発信
- ・高温に伴う農作物等の被害防止と技術対策についての情報提供 など



◇ 印西市防災ポータルサイト
ハザードマップ、避難場所、防災総合ガイドブック、そのほか防災や災害時に役立つ情報を掲載しています。



個人が取り組めることとしては、「知ろう」「行動しよう」「参加しよう」の3つのアクションが挙げられます。

個人が取り組める「適応」の例

アクション	詳細
知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応について学ぶ  <p>◇ 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） 気候変動適応に関する情報、統計データや、個人として取り組むことができる事例などが掲載されています。</p>
行動しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症や感染症への予防対策を実施する ・「防災気象情報」を活用し、大雨や洪水などの情報に注意する ・ハザードマップを活用して避難経路を確認する ・災害時に備えた食料品などの備蓄を行う 
参加しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するイベントやワークショップに参加する ・システムを活用して、身近な生きものや自然環境の情報共有に努める  <p>◇ いきものログ（環境省自然環境局 生物多様性センター） 環境省をはじめ、様々な組織や個人が持っている生きもの情報を集積し、共有するシステムです。ユーザー登録をすると、報告や調査への参加ができます。</p>

出典：気候変動適応についてのスライド集（気候変動適応情報プラットフォーム）を基に作成
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/presentation.html>)

第2章

基本目標の進捗状況

「環境基本計画」に掲げている5つの基本目標の達成状況について、個別目標ごとの環境の現状や市の取組について報告します。

基本目標 1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

1-1 谷津と台地を中心とした里山の保全

I 現況と課題

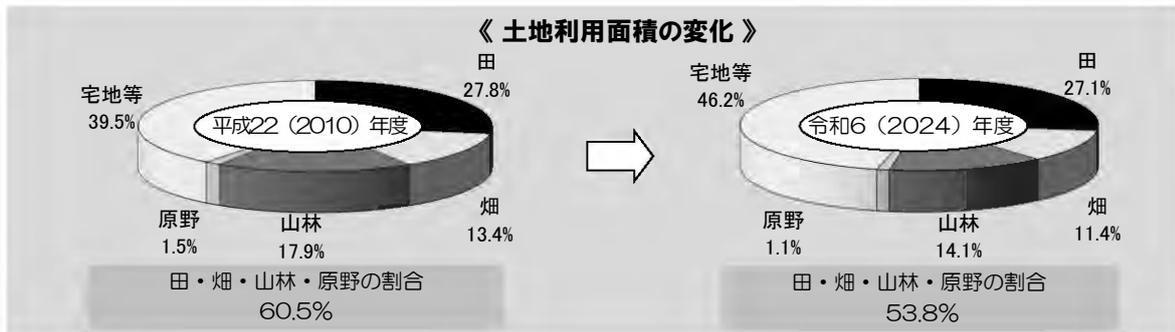
印旛沼・手賀沼をはじめとする水辺環境や谷津と台地を中心とした里山は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。

谷津と台地を中心とした里山は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、下草刈り、山菜採りといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって植生が保たれ、継承されてきました。

しかし、近年は農家の後継者不足や産業構造の変化に伴う離農者の増加などにより、かつての農地が宅地などに転用されたり、遊休農地となることで人の手が入らなくなり生物多様性の低下を招くなど、本市の豊かな自然環境の保全・継承が課題となっています。

■ 土地利用の変化

令和6(2024)年度における田・畑・山林・原野を合わせた面積は市域の53.8%(66.6km²)を占めていますが、合併直後の平成22(2010)年度と比較すると、その割合は14年間で6.7ポイント減少し、宅地などに置き換わっていることが分かります。



備考) 端数処理のため、合計は一致しません。

II 市の取組

① 樹林地・斜面林の保全

重点的な取組 1, 3

市内には人と自然との長年の関わり合いによって形成されてきた武西や結縁寺のような里山が多く残されています。

この里山は樹林地、田畑、草地、水辺などいろいろな環境が混ざりあって、豊かな生態系を育む場としても注目されています。里山を代表とする自然環境は、様々な社会課題の解決につながるグリーンインフラとしての機能を有することから、市では、その多面的機能の積極的な活用を目指しています。



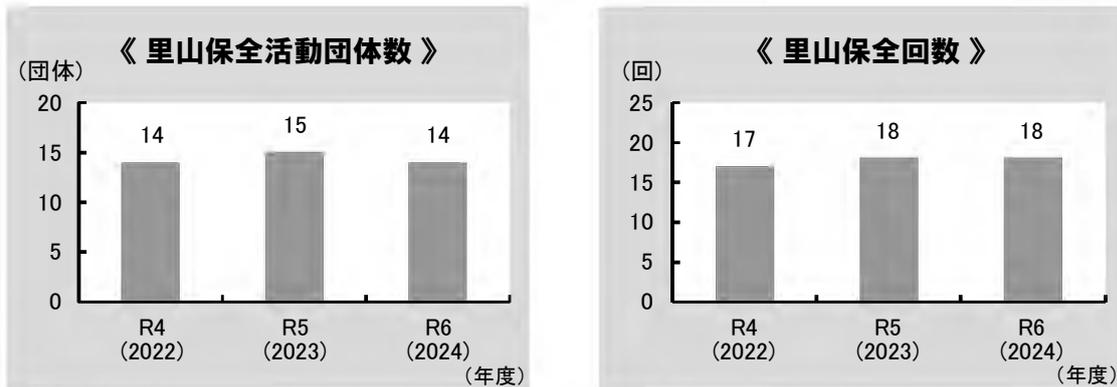
市内の里山風景

市では、市民参加による里山保全活動の充実を図るため、市民活動団体が実施する里山関連の行事を支援(広報紙・市ホームページによる情報発信など)しています。

市民の森である「草深の森」は、市民の憩いの場として、ニュータウン地域のすぐそばに残された約 8.8ha の森林です。

市では毎年、NPO*団体などと協力し、枯れ木の伐採などの維持管理作業を行い、整備してきました。また、武西の里山では、NPO 団体との協働により里山の保全作業や生物調査などを実施しているほか、別所谷津公園などにおいても、市民団体による里山保全活動が実施されています。

令和 6（2024）年度における市内の里山保全活動団体数は 14 団体、市が実施した里山保全回数は草深の森や武西の里山、大森・別所の森を含めて 18 回でした。



備考）「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

市では、森林の保全活動の担い手の確保や育成に向け、取組を実施しています。

令和 6（2024）年度は、市内在住・在勤の方を対象にチェーンソー及び刈払機の安全講習会を 1 回実施しました。

また、大森小学校及び教育センターにおいて林業体験教室を実施しました。



林業体験教室

② 農地の保全 **重点的な取組 1, 2**

「2020 年農林業センサス」（農林水産省）によると、本市の基幹的農業従事者数は 1,262 人、経営耕地面積*（農家が経営する耕地面積）は約 2,260ha で、農業は市の主要産業となっています。

また、四季折々の田園風景は、本市を代表する景観を形成しています。

令和 6（2024）年度末時点における田畑面積は本市の約 38.6%を占めています。本市の田畑面積は減少傾向にあり、農業者の高齢化や担い手の不足による離農の進行や、開発等による転用に伴う農地の減少が見られます。

市では、優良な農地を保全するために農業振興地域農用地区域を定めており、令和 6（2024）年度末時点では 3,098.25ha となっています。

また、農地の有効活用を図るため、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管

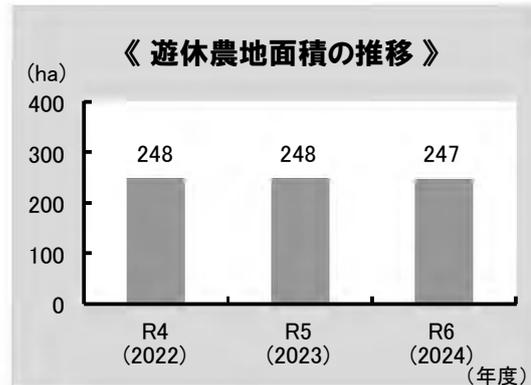
理事業による支援を行っています。令和 6 (2024) 年度末時点における遊休農地面積は 247ha となっており、経年的にはほぼ横ばいです。

市では、農業の有する多面的機能の維持発揮を図るため、市内 13 団体に対し地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しました。

農地を保全していくためには、農業の魅力を広く発信していくことが必要です。

市では、市民の方が野菜や花などを栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とし、草深地区に「草深ふるさと農園」を開設しています。

また、市内の農作物直売所に対して、販売促進に係る資材費の補助金交付を行いました。今後も、新鮮で安心な農産物の供給と農地の保全につながる「地産地消」を推進していきます。



草深ふるさと農園



農産物の地産地消を推進

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
里山保全活動団体数	12 団体	現状以上	14 団体	☆☆☆
里山保全回数	11 回	現状以上	18 回	☆☆☆
農振農用地面積	3,101 ha	現状維持	3,098.25 ha	☆
認定農業者及び認定新規就農者数	67 経営体	77 経営体	85 経営体	☆☆☆
遊休農地面積	251 ha	現状以下	247 ha	☆☆☆
多面的機能支払交付金交付団体数	11 団体	現状以上	13 団体	☆☆☆

備考)「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

「農振農用地面積」は、農業用施設用地面積を除いています。

「遊休農地面積」の基準年度(令和 2 (2020) 年度)値は、耕作放棄地の定義の見直しに伴い、1号、2号遊休農地の数値を採用したため、「第 3 次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

《総評、今後の方向性》

市民活動団体との協働による里山の保全作業や生物調査を実施したほか、市民活動団体による里山関連行事の広報支援を行いました。今後も引き続き、市民・事業者・行政の協働による里山の保全・活用に向けた仕組みづくりの検討を進めます。

また、農業施策については概ね目標を達成しています。

農業振興地域農用地面積については、地域の情勢等を鑑みながら優良農地の確保に努めます。

1-2 生きものの生息・生育空間の保全

I 現況と課題

市内の自然環境調査では、ホタル、サシバやキンランをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。

一方で、カミツキガメやアメリカザリガニ※、ナガエツルノゲイトウ※、オオキンケイギクなどの特定外来生物※が増加しており、本市特有の生物や生態系にとって大きな脅威となっています。

また、イノシシ、ハクビシンやコブハクチョウなどの有害鳥獣による生活被害や農作物被害も増加しています。

本市の豊かな生態系を守っていくには、生きものの適切な管理に関する意識啓発や身近な自然と触れ合う機会の提供を通じて、生物多様性の有する機能や重要性を市民・事業者と広く共有することが必要です。

II 市の取組

① 生きものの生息・生育空間の把握

市では、市内の生きものの生息・生育状況を把握するため、5年に1回程度の頻度で自然環境調査を実施しています。

直近の令和2（2020）年度に実施した調査では、植物967種、動物892種が確認されましたが、在来生物※の生息・生育を脅かす恐れのある特定外来生物もナガエツルノゲイトウなど植物5種、ウシガエルなど動物8種が確認されており、近年は確認種数に外来生物が占める割合が高まってきている傾向があります。

令和6（2024）年3月に閣議決定された国の「生物多様性国家戦略2023-2030」も踏まえながら、30by30目標※の達成に資する本市における取組を検討していきます。

《 市内で確認された注目種 》



《 市内で確認された動植物 》

分類群	確認種数 (注目種数)	代表種
植物	142科 967種 (31科 55種)	スギナ、ヨモギ、セリ コナラ、イヌシデ、シラカシ ミズニラ、キンラン
哺乳類	8科 10種 (2科 2種)	モグラ、カヤネズミ タヌキ、イタチ、イノシシ
鳥類	35科 100種 (22科 48種)	シギ・チドリ類、カモメ類 ツバメ、モウキン類
爬虫類	6科 12種 (6科 10種)	クサガメ、アオダイショウ カナヘビ、ヤマカガシ
両生類	5科 8種 (4科 5種)	ニホンアマガエル、トウ キョウダルマガエル、アカ ハライモリ
昆虫類	183科 737種 (25科 39種)	オニヤンマ、モンシロ チョウ、トノサマバッタ、カ ブトムシ、ヤマトシリアゲ
魚類	9科 25種 (4科 7種)	オイカワ、モツゴ、タモロコ ドジョウ、ヌマチチブ

【出典】印西市自然環境調査（2020年度）

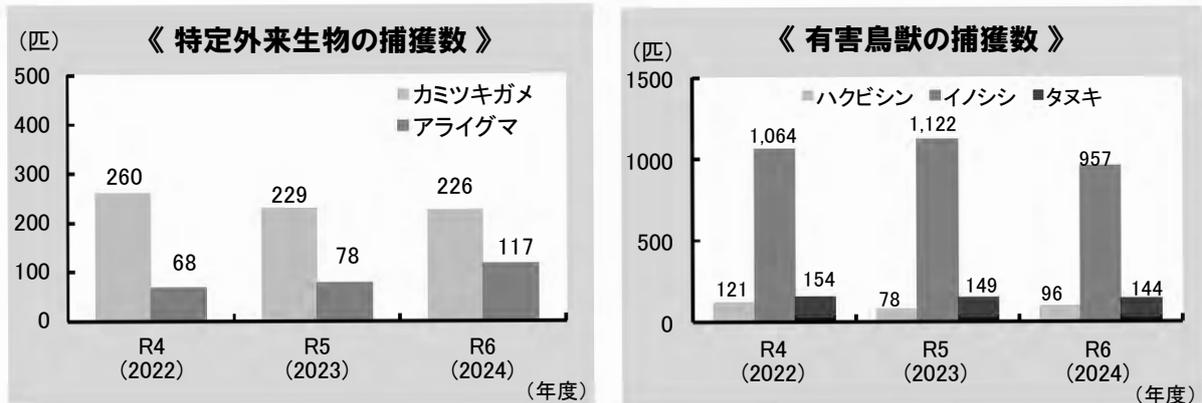
② 多様な生態系の保全

重点的な取組 1

市では、県や周辺自治体及び関係機関と協力して、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物の移入防止などの取組を行っています。

特に外来生物対策については、広報や市ホームページで外来生物に関する情報提供を実施しているほか、特定外来生物の捕獲作業を実施しています。令和6(2024)年度は226頭のカミツキガメと117頭のアライグマを捕獲しました。

また、近年では野生動物による生活被害や農作物被害が増えていることから、市では、毎年ハクビシン、タヌキ及びイノシシなどの有害鳥獣を捕獲しています。



市では、市民が身近な自然環境や生きものに触れ合うことを通じて環境保全への理解を深める場として、「いんざい自然探訪」を開催しています。

令和6(2024)年度は、自然探訪を3回開催し、参加者数は延べ47人となりました。

また、NPO団体との協働により、「子ども里山学校」を3回開催しました。



いんざい自然探訪

③ 水辺環境の保全

本市は、湖沼やその支流など多様な水辺環境に恵まれています。

市では、水辺とのふれあいの機会を提供するため、関係機関とともに水辺環境保全のためのイベントや河川の清掃活動を実施しています。

令和6(2024)年度は、手賀沼周辺において市民とともに湧水※調査、河川の水質・水生生物調査を行いました。

また、手賀沼統一クリーンデイの一環として、NPO団体や市民と協働で、亀成川において760kgのナガエツルノゲイトウの駆除を行いました。



市民との協働で手賀沼周辺の湧水調査・河川水質調査を実施

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標		基準年度		中間目標	R6(2024)年度実績	評価	
		R2(2020)年度現状		R8(2026)年度			
生息・生育種の 在来種の 生息・生育種数	植物	682		現状維持	—	—	
	動物	哺乳類	8				
		鳥類	96				
		爬虫類	10				
		両生類	6				
		昆虫類	716				
		魚類	12				
生息・生育種の 外来種の 生息・生育種数	植物	285		現状以下	—	—	
	動物	哺乳類	2				
		鳥類	4				
		爬虫類	2				
		両生類	2				
		昆虫類	21				
		魚類	13				

備考)「在来種の生息・生育種数」と「外来種の生息・生育種数」については、自然環境調査を5年に1回程度実施することとし、定期的に現状を把握しています。直近の自然環境調査結果は令和2(2020)年度実績となります。次回は令和7(2025)～令和8(2026)年度に調査を実施予定です。

《総評、今後の方向性》

多様な生態系の保全に向け、特定外来生物の捕獲作業を実施するとともに、外来生物に関する情報提供を行いました。また、いんざい自然探訪を開催し、市民の環境保全意識の高揚を図りました。

市民や市民活動団体との協働により、湧水調査や河川の水質・水生生物調査、清掃活動等を実施し、水辺環境の保全に努めました。

1-3 暮らしと自然のつながりの確保

I 現況と課題

本市には、里山をはじめとする自然・田園風景が広がっていると同時に、千葉ニュータウンを中心とした市街地では、まちづくりを通じて都市公園や街路樹などの身近な緑が保全・創出されています。

さらに、市内各所に見られる社寺や木下貝層※をはじめとする指定文化財、その周辺に残る社寺林や屋敷林などは、人と自然が関わりあい形づくってきた文化・歴史景観を示しています。

今後も、市民が住み続けたいと思えるまちとするためには、本市特有の景観を継承・向上させ、暮らしの中で樹木や草花などの緑を身近に感じられるまちづくりを行い、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。

II 市の取組

① 自然と調和したまちづくり

重点的な取組 1, 3

市では、うるおいのある美しいまちの創成を目指し、市の花であるコスモスの種を市民団体などに配布する「花いっぱい運動」を推進しています。

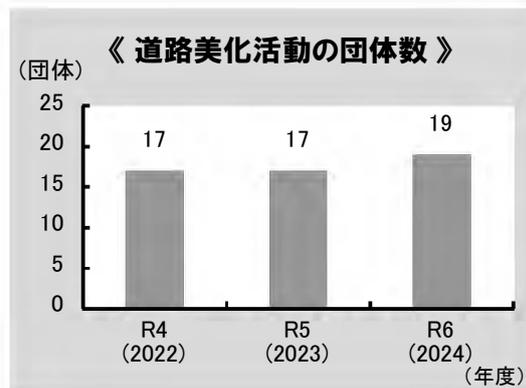
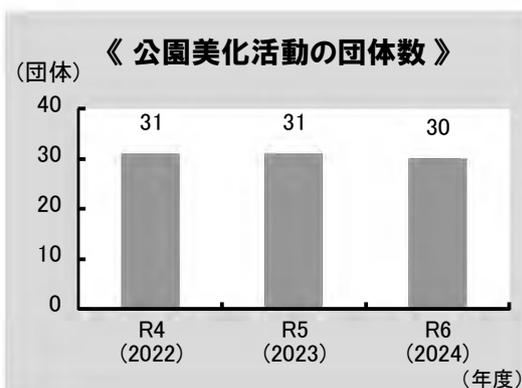
令和6(2024)年度は、小中学校や幼稚園・保育園、市民団体、市民個人などに種を配布し、市内各所にコスモスを咲かせることができました。

公園の美化・環境保全などについては、市内の都市公園の清掃などを実施する美化活動団体に対し、清掃用具・花苗・種子などの支給を行っています。令和6(2024)年度の公園美化活動の団体数は30団体となりました。

また、道路環境の整備については、市が管理する道路などを管理(清掃や植栽の手入れなど)する団体に対し、除草・清掃に必要な用具の貸与、ごみ袋・花種・花苗などの支給を行っています。令和6(2024)年度の道路美化活動の団体数は19団体となりました。



花いっぱい運動の推進



市では、「印西市景観計画※」に基づき、本市の原風景である里山や、広大な田園などの緑あふれる景観の保全、それらを活かした景観まちづくりを推進しています。

令和 6（2024）年度は、市の特性を活かした景観まちづくりの推進に向けた取組・活動を検討するため、「景観まちづくり市民懇談会」を 2 回開催しました。また、令和 2（2020）年 4 月に策定した「印西市公共施設景観形成ガイドライン」に基づき、公共施設の整備・管理者より、協議・通知を受け、良好な景観の誘導を図りました。

市内で開発行為を行う事業者に対しては、印西市開発事業指導要綱に基づき事業区域面積の 5%以上の緑地を設けるよう指導しているほか、戸建住宅開発の際にも各区画に生垣などの植栽を積極的に行うよう要請しています。

② 歴史・文化の保全

市では、郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通じて郷土意識の醸成を図り、社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景の保全に努めています。

市及び教育委員会では、貴重な文化財を火災などの災害から守るため、毎年、文化財防火デーに合わせて訓練を実施しています。

令和 6（2024）年度は、宝珠院観音堂（小倉）にて文化財防災訓練を実施しました。

また、道作古墳見学会や木下貝層貝化石採集観察会などのイベントを実施し、137 人が参加しました。

このほか、8 月には企画展を開催し、関連事業として講演会やギャラリートーク、ワークショップを実施し、1,000 人以上が来場しました。

文化財の保存対策としては、印旛歴史民俗資料館や木下交流の杜歴史資料センターにおいて、郷土資料の収集、保管及び展示公開を行っています。



文化財防災訓練



印旛歴史民俗資料館

印旛歴史民俗資料館は本市の各種歴史資料の調査研究・収集・保管・活用などの事業を通じて市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置されました。



木下交流の杜歴史資料センター

木下交流の杜歴史資料センターは、市民の歴史及び文化に対する理解と認識を深めるとともに、市民の郷土意識の醸成と相互交流を図ることを目的とし設置されました。

III 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度 実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
公園美化活動の団体数	26 団体	29 団体	30 団体	☆☆☆
道路美化活動の団体数	15 団体	現状以上	19 団体	☆☆☆
文化財指定数	49 件	現状以上	49 件	☆☆☆

《総評、今後の方向性》

市の花であるコスモスを各団体及び市民に配布し、公園美化活動団体には花苗等を提供することで、花のある美しいまちづくりに貢献することができました。また、公園美化活動団体に対し活動に必要な用具等の支給を実施し、適切に支援を行うことができました。

今後も引き続きみどりのあるまちづくりの推進及び都市公園の適切な維持管理に努めていきます。

街路樹などの植栽帯については、今後も継続して適正な管理に努めていきます。

「印西市景観条例」に基づき、周辺の景観に影響を与える一定規模の行為について、届出制度を運用し、市の良好な景観の誘導を図りました。また、景観まちづくりに関するオンライン会議・セミナーに参加し、専門的な知識・技術の習得に努めました。

引き続き、開発行為や宅地造成工事などの許可等に際しては、法令等に基づき、適正な土地利用を図るよう誘導・指導していきます。

文化・歴史の保全に関しては、文化財の周知・普及の一環として、道作古墳見学会及び貝化石採集観覧会を実施しました。また、印旛歴史民俗資料館及び木下交流の杜歴史資料センターでは、公文書や地域史料の保存に努めました。

基本目標 2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

2-1 良好な生活環境の保全

I 現況と課題

良好な生活環境は、安全・安心な暮らしや持続可能な社会の基盤となるものです。

市では、大気や水質、騒音などについて、調査・監視・指導を継続するとともに、適切な指導を行うことで、生活環境の保全に努めています。

また、公共下水道の整備、公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の普及などの対策を実施してきました。

今後も引き続き定期的な調査や、寄せられた苦情などをもとに、発生源へ適切な指導を行う必要があります。

II 市の取組

① 大気環境の保全

千葉県が設置する一般環境大気測定局*（高花地区）では大気質を常時監視しています。

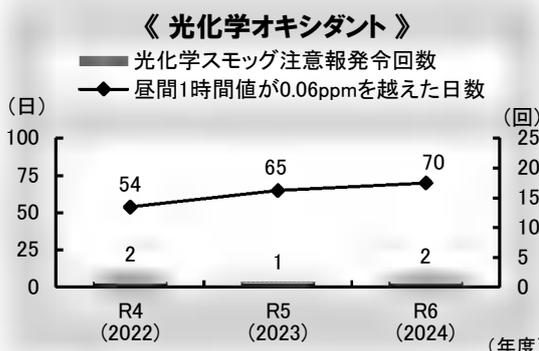
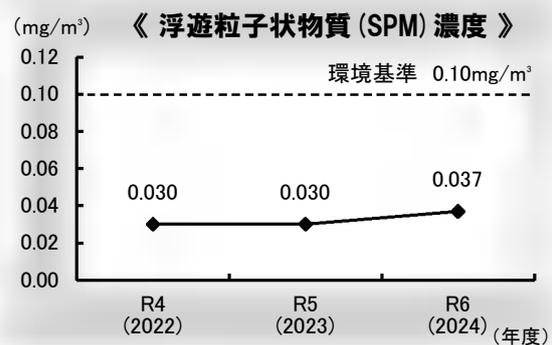
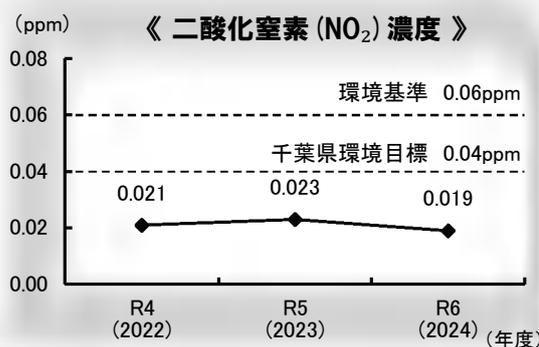
二酸化窒素や浮遊粒子状物質が環境基準を達成している一方、光化学オキシダント*は環境基準を達成していません。

令和 6（2024）年度には光化学スモッグ注意報が 2 回発令されました。

光化学スモッグ注意報の発令時には、防災無線、防災メール、教育機関などへの FAX など注意喚起を行っています。

大気汚染の主な原因は、工場・事業場や自動車からの排出ガスです。

市では、環境にやさしい運転方法であるエコドライブ*やアイドリングストップについて、ホームページを通じて普及啓発を行っています。

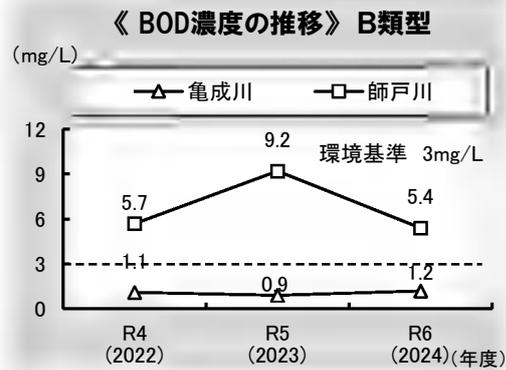
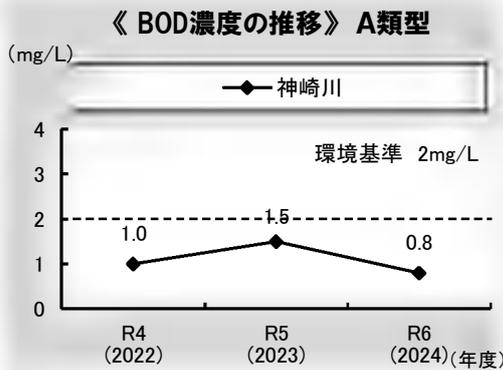


備考) 光化学オキシダントの環境基準は、1時間値が 0.06ppm 以下であることです。なお、印西地域の光化学スモッグ注意報は、印西高花、我孫子湖北台、白井七次台、栄安食台の各測定局で昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えると発令されます。

② 水・土壌環境の保全

市では、市内9河川で年4回の水質測定を実施しています。

そのうち神崎川と亀成川のBOD濃度は目標を達成したものの、師戸川は目標を達成できませんでした。師戸川における調査地点のうち、上流部は年間を通して流量が少なく、水が停滞している状態であるため、生活雑排水などの混入による影響を受けやすいことが原因であると推察されます。



備考) 河川のBOD濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づく、公共用水域の水質測定点とは異なります。なお、師戸川の計測地点は河川法における河川にはあたりません。

A類型: 水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの)、水産1級(ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用)、水浴及びB類型以下に掲げるもの。

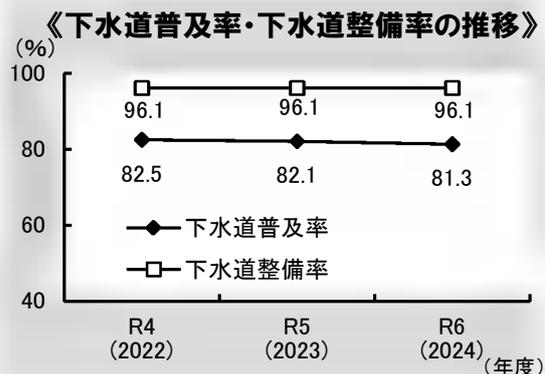
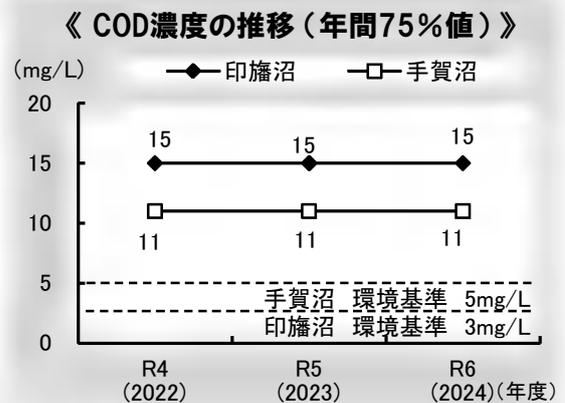
B類型: 水道3級(前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの)、水産2級(サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用)及びC類型以下に掲げるもの。

身近な水辺として親しまれている印旛沼と手賀沼の水質は1990年代に比べると大幅に改善されましたが、依然としてCOD濃度が環境基準値を大幅に超過しており、令和5(2023)年度における全国の湖沼のCOD年間平均値は、手賀沼がワースト5位、印旛沼がワースト3位という結果でした。

市では、千葉県と流域市町、利水団体などにより構成される印旛沼水質保全協議会や手賀沼水環境保全協議会と協働して、水質浄化・周辺環境の保全に取り組んでいます。

市では、河川及び湖沼の水質を改善するため、公共下水道事業計画に基づき公共下水道が未整備となっている区域の計画的な整備を進めるとともに、処理区域内の水洗化に努めています。

令和6(2024)年度の下水道普及率は81.3%、下水道整備率は96.1%となりました。



公共下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を補助しています。

令和 6（2024）年度の補助件数は 107 件であり、合併処理浄化槽普及率は 86.5%となりました。

合併処理浄化槽は、設置後も適切に維持管理していくことが重要です。市では、設置後 5 年を経過した補助対象者に対して、簡易水質調査を実施しました。

今後も引き続き、公共下水道が整備されていない地区における高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底していきます。

このほか、市では、生活排水対策及び資源の循環利用対策として、廃食用油の回収を実施しています。

令和 6（2024）年度は市内 15 箇所を回収場所とし、計 6,120kg を回収しました。

適正な水循環を図るため、事業者に対しては、開発行爲等事前協議において、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置について協力を依頼しました。

また、市道の歩道整備にあたり、透水性舗装^{*}を採用することで地下水のかん養^{*}を図り、令和 6（2024）年度は 1,030m²を透水性舗装により整備しました。

令和 6（2024）年度の地下水の水質汚濁の調査では、2 地点中 2 地点で環境基準を達成しました。

本市は都心に近いといった地理的条件や、農地や樹林地が多く残る環境であることにより、不法な残土埋め立てのリスクが高い地域です。

市では、土砂の埋め立てなどによる土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業の申請者に法令遵守を徹底させるとともに、市内の監視パトロールを実施しています。

令和 6（2024）年度は 118 回の残土パトロールを実施し、相談・指導件数は 44 件でした。令和 6（2024）年度の土壌汚染の調査では、1 地点中 1 地点で環境基準を達成しました。

③ 騒音・振動・悪臭の防止

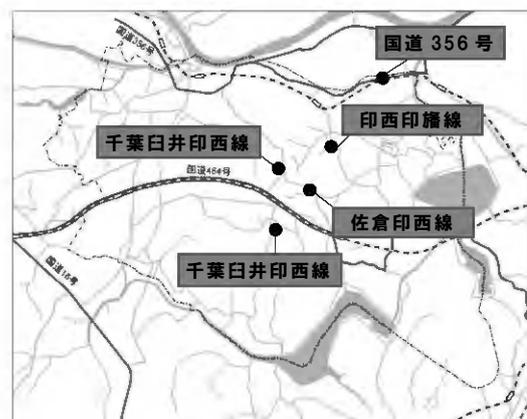
市では、主要幹線道路において定期的に道路交通騒音の調査を実施しています。

令和 6（2024）年度の道路交通騒音の測定地点は、国道 356 号、千葉臼井印西線（2 地点）、佐倉印西線、印西印旛線の 5 地点を対象として実施し、調査全地点で環境基準を達成しました。

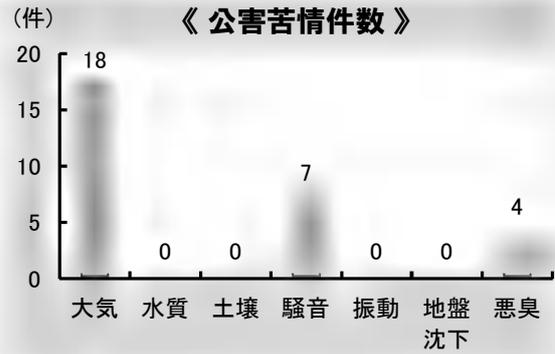
事業所・商業施設、建設作業を発生源とする騒音・振動については、特定施設、特定作業、特定建設作業の届出を通じて指導を行っており、令和 6（2024）年度は計 206 件の届出を受理しました。

生活騒音に関して、令和 6（2024）年度は、生活騒音に関するリーフレットを配布し、市民に対する意識啓発を図りました。

《 道路交通騒音の測定地点 》



令和6(2024)年度は、大気に関する苦情件数は18件、騒音に関する苦情件数は7件、悪臭に関する苦情件数は4件となっており、前年度(令和5(2023)年度)と比較すると、大気に関する苦情は9件、騒音に関する苦情は2件、悪臭に関する苦情は1件増加し、水質汚濁に関する苦情は3件減少しました。



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
二酸化窒素(NO ₂)濃度	0.024 ppm	千葉県環境目標値(0.04 ppm)以下を維持	0.019 ppm	☆☆☆
浮遊粒子状物質(SPM)濃度	0.038 mg/m ³	環境基準(0.10 mg/m ³)以下を維持	0.037 mg/m ³	☆☆☆
光化学スモッグ注意報発令回数	0回	現状維持	2回	☆
亀成川のBOD濃度	2.0 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	1.2 mg/L	☆☆☆
神崎川のBOD濃度	0.9 mg/L	環境基準(2 mg/L)以下を維持	0.8 mg/L	☆☆☆
師戸川のBOD濃度	6.8 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	5.4 mg/L	☆☆
印旛沼のCOD濃度	12.0 mg/L	環境基準(3 mg/L)以下を維持	15 mg/L	☆
手賀沼のCOD濃度	11.0 mg/L	環境基準(5 mg/L)以下を維持	11 mg/L	☆
地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目)	調査2地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点2地点のうち2地点で基準を達成	☆☆☆
下水道普及率	83.0%	85.0%	81.3%	☆
下水道整備率	96.0%	現状以上	96.1%	☆☆☆
合併処理浄化槽普及率	82.8%	現状以上	86.5%	☆☆☆
合併処理浄化槽設置基数(補助対象分累計)	3,588基	4,160基	3,999基	☆☆
土壌の汚染に係る環境基準(29項目)	調査3地点全項目基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点1地点のうち1地点で基準を達成	☆☆☆
道路交通騒音測定値	調査4地点で環境基準を達成	全調査地点・全項目の基準達成	調査地点5地点のうち5地点で基準を達成	☆☆☆

備考) 河川のBOD濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づく、公共用水域の水質測定点とは異なります。なお、師戸川の計測地点は河川法における河川にはあたりません。

《総評、今後の方向性》

河川の水質については、師戸川における BOD 濃度が昨年度と比較して低下しているものの、依然として環境基準を超過しています。水質環境保全のための取組を引き続き実施していくとともに、関係機関と連携を図りながら改善に努めていきます。

地下水の水質汚濁及び土壌の汚染については、いずれも調査全地点で全項目の環境基準を達成できました。

また、道路交通騒音についても、調査全地点で環境基準を達成できました。

今後も引き続き、良好な生活環境の保全のためのモニタリングを継続していきます。

公共下水道事業計画区域における汚水施設の整備に関しては、市街化区域の整備が概成し、下水道の整備率は 96.1%となっています。

現在は、市街化調整区域の汚水施設整備を推進していますが、地域の現状として浄化槽による汚水処理が進んでいることから、当面、下水道施設の老朽化対策や地震対策工事を優先的に進める方針としています。

2-2 有害化学物質対策の推進

I 現況と課題

私たちの生活は様々な化学物質に囲まれており、そうした化学物質は暮らしを便利で快適にする一方で、適切に管理されないことで人の健康や動植物に悪影響を及ぼすものや、廃棄物の焼却過程などでダイオキシン類を発生させる有害なものもあります。

本市では県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携し、有害化学物質の監視を行っています。

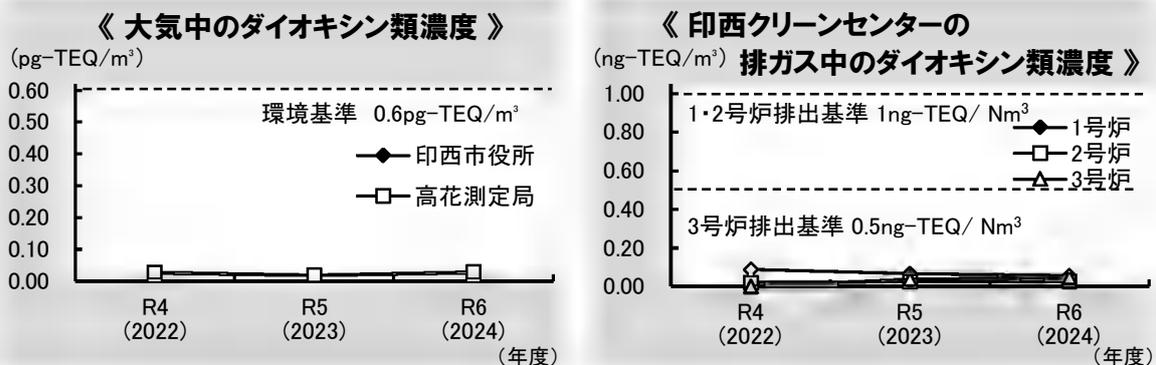
今後も引き続き有害化学物質の発生源における監視・指導を行い、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、有害化学物質に係る市民・事業者への情報提供として測定結果の公表を行っていきます。

II 市の取組

① 有害化学物質の適正管理

市では、大気中のダイオキシン類濃度を定期的に調査しており、令和6(2024)年度はいずれも環境基準を達成しました。

また、印西クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度も、排出基準を下回っています。



市では、印西クリーンセンターや事業所の適正な汚染対策を監視・指導しています。

また、市民に対しても、住宅地での農薬散布についてホームページで注意を促すなど、情報提供に努めています。

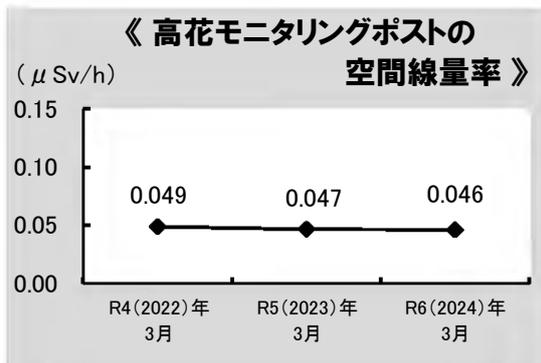
有害な化学物質の排出・移動は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律※」に基づいて監視されており、特定化学物質を扱う事業者には、その排出量と事業所外への移動量を把握し、国に届け出ることが義務付けられています(PRTR制度)。

本市における令和5(2023)年度の届出数は12事業所で、合計排出量は2,863kg、合計移動量は10,000kgでした。なお、千葉県全体では届出数1,121事業所、合計排出量4,748t、合計移動量10,397tとなっています。

② 放射性物質に対する安全・安心の確保

放射性物質※による環境汚染に対しては、国や県など関係機関と連携しながら除染などの対策を進めてきました。市民が安心して生活できる環境づくりのため、市では東日本大震災※当初から公共施設などで空間線量率の測定を行い、結果を広報紙や市ホームページなどで公表しています。

空間線量率は年々低下しており、令和6（2024）年度は、測定を行った193箇所において、国が示す基準値 $0.23 \mu\text{Sv}^*/\text{h}$ を超える箇所はありませんでした。



備考) 高さ 100cm の測定結果



空間線量率の測定作業

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
ダイオキシン類 大気環境濃度	印西市役所 0.035 pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.066 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 を維持(環境基準)	印西市役所 0.026pg-TEQ/m ³ 印西高花測定局 0.029 pg-TEQ/m ³	☆☆☆
印西クリーンセンターにお けるダイオキシン類測定 値	1号炉 0.041 ng-TEQ/Nm ³	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	1号炉 0.056 ng-TEQ/Nm ³	☆☆☆
	2号炉 0.022 ng-TEQ/Nm ³		2号炉 0.027 ng-TEQ/Nm ³	
	3号炉 0.040 ng-TEQ/Nm ³	0.5 ng-TEQ/Nm ³ 以下 を維持(排出基準)	3号炉 0.0047 ng-TEQ/Nm ³	☆☆☆
公共施設における空間 放射線量達成率	全地点の基準達成 (172地点)	全地点の基準達成	全地点の基準達成	☆☆☆

備考)「印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5 ng-TEQ/Nm^3 以下と定められています。

《総評、今後の方向性》

ダイオキシン類濃度の測定値は環境基準及び印西クリーンセンターにおける排出基準を下回りました。今後も引き続き、環境調査を実施し、監視・公表を行います。

市内公共施設の空間放射線量を測定し、基準値である毎時 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える箇所はありませんでした。今後も引き続き、モニタリングを継続し、市民・事業者への情報提供を図ります。

基本目標 3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

3-1 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

I 現況と課題

本市は豊かな自然や田園風景が多い一方で、山林の道路脇など人目につきにくい場所での不法投棄が見受けられます。ごみの不法投棄やポイ捨てによる景観や自然環境、生活環境への悪影響は無視できません。

また、不法投棄を処理せずに放置していると「捨てやすい環境」と捉えられ、さらなる不法投棄の要因となる傾向があります。

不法投棄やポイ捨ての抑制・防止に向けては、ごみがなく、手入れされていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」が重要です。

今後も市民・事業者と連携した清掃活動を通じて、身近な地域の環境を清潔に保つ意識を育むとともに、市民との連携体制の構築など、より一層の監視体制の強化を図っていきます。

II 市の取組

① 環境美化活動の推進

市では、環境美化意識の向上を図るため、市民団体や事業者と協力して、年1回の「ゴミゼロ運動」、毎月1回の「クリーン印西推進運動」などの活動を実施しています。

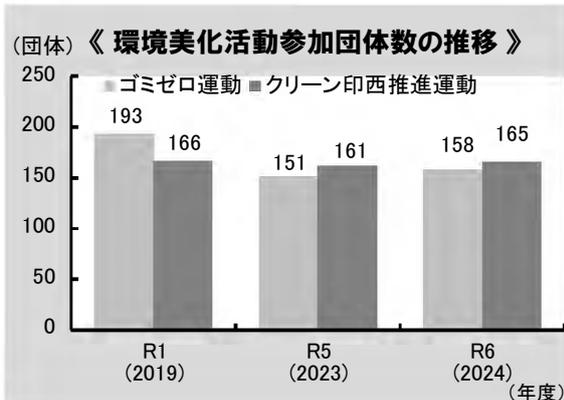
ゴミゼロ運動は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和2(2020)・令和3(2021)年度は中止となりましたが、令和4(2022)年度から再開しました。

令和6(2024)年度の、ゴミゼロ運動及びクリーン印西推進運動への参加団体数は延べ323団体、参加者は延べ33,144人であり、合計31,502kgのごみが回収されました。各活動への参加団体数は、基準年度(令和元(2019)年度)値を下回っていますが、前年度(令和5(2023)年度)値と比較すると増加しており、目標値に近づいています。

今後も引き続き、市民の環境美化意識の向上を図っていく必要があります。

個人のモラルに関わる問題でもあるポイ捨てについて、市では、歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、環境美化意識の向上を図っています。

令和6(2024)年度は、重点区域での啓発やパトロールを実施し、禁止行為の指導件数は89件、過料件数は0件でした。



クリーン印西推進運動を実施

② 不法投棄の未然防止

市では、広報紙や市ホームページで不法投棄に関する罰則や通報先などの情報提供を行っているほか、啓発看板の貸与を実施しています。

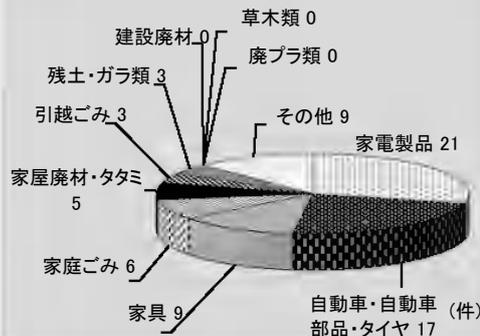
令和6（2024）年度は小型監視カメラ 50 台に加え、固定式監視カメラ 15 台、移動式監視カメラ 20 台を運用し、監視やパトロール、広報などによる啓発を実施したほか、関係機関との連携を強化し、警察へ 7 件の通報を行いました。

また、夜間の不法投棄パトロールを実施しており、令和6（2024）年度は委託によるパトロールを 100 回、市職員による夜間パトロールを 7 回実施しました。

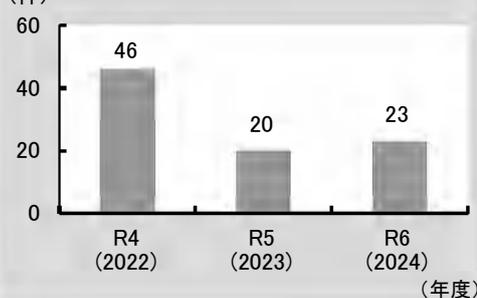
不法投棄物の内訳をみると、家電製品や自動車・自動車部品・タイヤなどが多いことがわかります。不法投棄物は市民からの通報により発見されるものも多く、市民による監視の目が不法投棄の抑止や早期発見につながります。市民からの不法投棄通報件数は、令和6（2024）年度は 23 件でした。

不法投棄を防ぐためには、土地の適切な管理を行うとともに、市民・事業者・市が協力して、不用品の適正な排出やリサイクルなどに努め、不法投棄されにくい環境を作る必要があります。

《 令和6(2024)年度の不法投棄物内訳 》



《 市民からの不法投棄通報件数 》



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
ゴミゼロ運動参加団体数	193 団体 (R1(2019))	195 団体	158 団体	☆☆
クリーン印西推進運動参加団体数	166 団体 (R1(2019))	現状以上	165 団体	☆
市民からの不法投棄通報件数	59 件	40 件	23 件	☆☆☆

備考)「ゴミゼロ運動参加団体数」と「クリーン印西推進運動参加団体数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元（2019）年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

クリーン印西推進運動に関しては、実施団体がほぼ定着しつつあり、基準年度の数値に近づいています。

ゴミゼロ運動に関しては、基準年度の数値には達していない状況ですが、わずかに増加しています。

今後も引き続き、市民の環境美化意識の向上を図っていきます。

不法投棄通報件数に関しては、不法投棄の件数自体が少なく、通報件数の割合も少なくなっています。

3-2 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

I 現況と課題

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。

本市では、人口や事業所の増加により、ごみ排出量は増加傾向にありますが、1人1日当たりのごみ排出量は、全国の平均値を下回っています。

今後も引き続きごみの減量化・資源化に向けて3R(Reduce: 3R(リデュース)：ごみの発生抑制、Reuse: リユース)：再使用、Recycle: リサイクル)：再生利用)運動の更なる推進に取り組むとともに、プラスチックの使用削減及び食品ロス問題について、市民・事業者・行政と連携のもと取組を推進していきます。

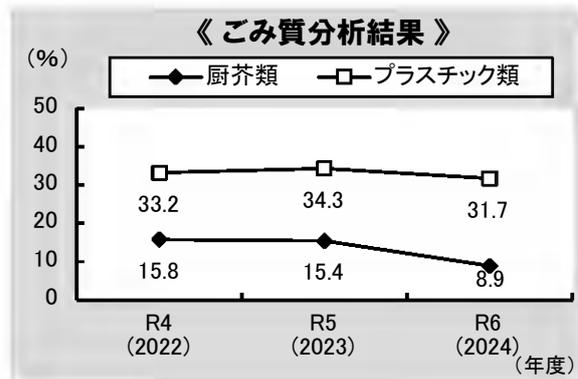
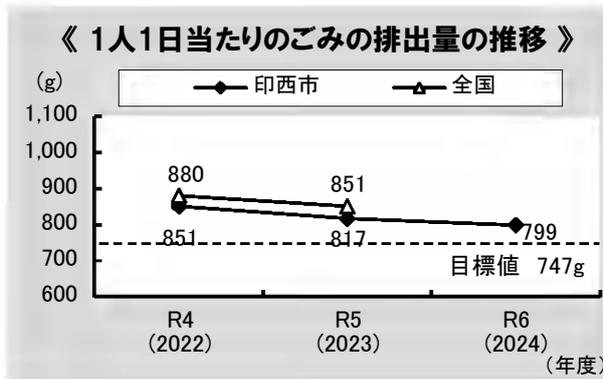
■ ごみの排出状況

令和6(2024)年度のごみ排出量は799gとなり、前年度(令和5(2023)年度)の817gから18g減少しました。ごみ排出量の内訳をみると、家庭系可燃ごみが最も多く、全体の5割超を占めています。

令和6(2024)年度のごみ質分析結果をみると、厨芥類は8.9%、プラスチック類は31.7%を占めています。



備考) 端数処理のため、合計は一致しません。



備考) 印西クリーンセンターにおいて測定した燃やすごみの乾燥重量比を示しています。

II 市の取組

① ごみの発生抑制

重点的な取組 2

ごみの資源化や適正処理はもちろん重要ですが、最も優先されるべき取組は「ごみを出さないこと」です。

市では食品ロス削減のため、広報や食品ロス削減協力店の募集、フードドライブ事業の周知協力を行い、令和6(2024)年度の協力店登録は16店となりました。

また、家庭ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器等購入費補助金事業や廃棄物減量機器貸出事業を実施しています。

令和 6（2024）年度は生ごみ処理容器等については 127 基への補助を行い、剪定枝粉砕機については 15 件の貸し出しを行いました。

② ごみの分別・リユース・リサイクル

重点的な取組 2, 3

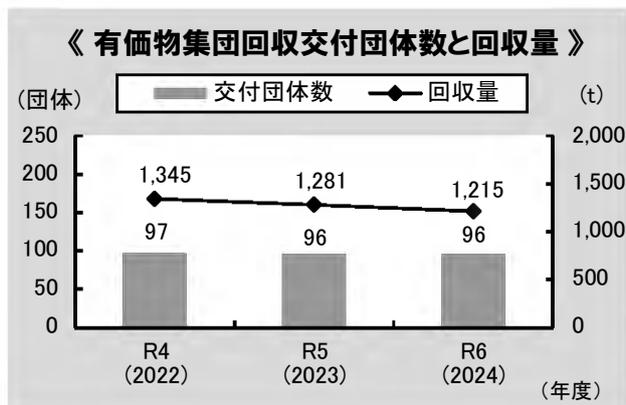
ライフスタイルを転換し、極力出すごみを減量したあとは、出たごみを適正に分別していくことが重要です。

令和 6（2024）年度はごみ減量化等説明会を 13 回（387 人）開催するとともに、各地域から推薦のあった廃棄物減量等推進員を 102 人委嘱し、啓発に努めました。

また、「ごみ・リサイクル施設見学会」、「いんざい環境フェスタ」の開催を通して、ごみ減量化・リサイクルに関する学習機会の提供に努めました。

廃棄物の回収と再資源化に関する施策としては、廃食油や使用済小型家電の回収に加え、有価物集団回収奨励金事業*を引き続き実施し、市民の自発的なリサイクル活動を支援しました。資源物やごみの分け方・出し方などの情報については、スマートフォン対応アプリ「さんあ〜る」で配信し、分かりやすく情報提供しています。

令和 6（2024）年度間のアプリ利用者の増加数は 1,811 人、アプリ配信累計登録者数は 15,637 人となりました。



ごみ減量化等説明会

③ 適正なごみ処理の体制整備・推進

市の廃棄物は、印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場などにより、安全かつ安定的に処理されています。同組合では焼却施設の老朽化に伴う施設更新が進められており、新クリーンセンターの建設に向け、地域住民の理解を得ながら整備事業に着手しているところです。

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度 実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
1人1日当たりのごみ排出量	884 g	747 g	799 g	☆☆
生ごみ処理容器等購入費補助 交付基数	87 基	現状以上	127 基	☆☆☆
ごみ減量化等説明会実施回数	19 回 (R1(2019))	現状以上	13 回	☆

備考)「ごみ減量化等説明会実施回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度と比較して減少しているものの目標値には達していません。

今後も引き続き、広報紙や市ホームページ、各種事業などを通じて、普及・啓発に努めていく必要があります。

基本目標 4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

4-1 温室効果ガスの排出抑制

I 現況と課題

本市は、都心や成田国際空港へのアクセスが良く、特に千葉ニュータウン地域は住宅や大型商業施設、物流の拠点施設、データセンターなどが集積しており、人口増加や企業立地が進んでいます。これらの人口増加や企業立地に伴い、温室効果ガス排出量も増加傾向にあります。

そのため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大、環境にやさしい交通環境の充実など、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を強化していく必要があります。

■ 温室効果ガス排出量の推移

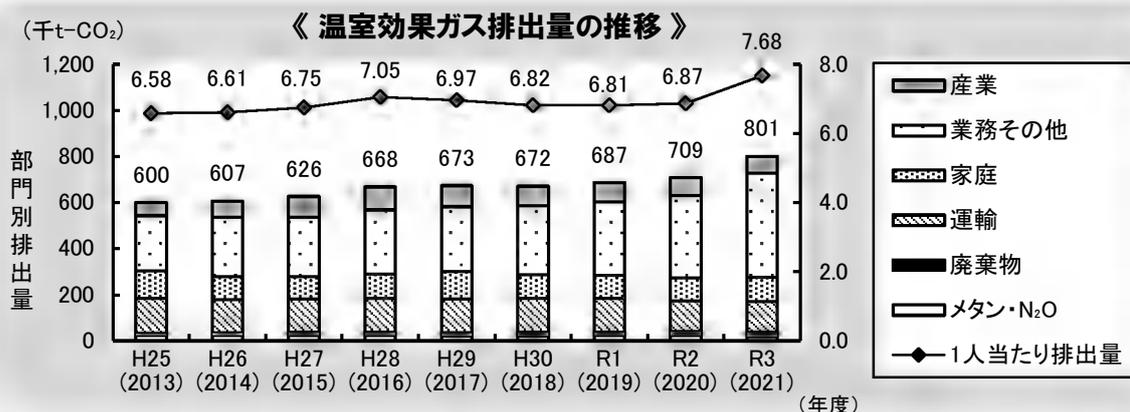
印西市域における平成 25（2013）年度から令和 3（2021）年度の部門別温室効果ガス排出量は表のとおりです。令和 3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、合計で 800.9 千 t-CO₂ となり、基準年度（平成 25（2013）年度）値と比較して増加しました。1 人当たりの排出量は、7.68 千 t-CO₂/人となっていました。

本市の温室効果ガス排出量を部門別にみると、業務その他部門の排出量が最も多く、全体の 5 割以上を占めています。業務その他部門に次いで運輸部門、家庭部門の排出量が多くなっています。

印西市域における部門別温室効果ガス排出量（単位：千 t-CO₂）

年度 部門	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R3 構成比
産業	56.8	69.1	89.8	98.8	91.1	85.4	83.8	78.2	73.4	9%
業務その他	240.3	258.1	258.3	280.2	281.9	299.8	319.5	358.1	452.4	56%
家庭	119.0	99.5	94.9	102.9	117.5	101.4	99.5	99.6	104.3	13%
運輸	151.8	146.6	147.2	147.9	147.8	147.6	146.7	133.6	134.2	17%
廃棄物	8.2	9.3	12.6	14.5	12.0	14.3	14.3	16.5	17.4	2%
メタン、N ₂ O	24.0	24.0	23.6	23.5	23.1	23.1	23.4	23.2	19.2	2%
合計	600.1	606.6	626.4	667.9	673.3	671.6	687.3	709.1	800.9	100%

備考）平成 25（2013）年度～令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量は「いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ 2050」の策定にあたり、当時の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省）に基づいて算定し直したため、「第 3 次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。



II 市の取組

① 省エネルギーの推進

重点的な取組 3

省エネルギー化を推進するためには、一人ひとりがどれほどのエネルギーを利用しているのかを知り、日々の行動を見直すことが重要です。

市では、広報紙や市ホームページを利用して、環境家計簿の普及に努めました。環境家計簿は、家庭における光熱費やエネルギーの使用状況を把握することで家庭から排出される二酸化炭素量*をチェックし、省エネ意識を育むものです。

また、地球温暖化防止に向けて、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を通じて、家庭における省エネルギー設備などの導入促進を図っています。

令和6(2024)年度は、家庭用燃料電池システム(エネファーム)や窓の断熱改修に対する補助を行い、補助件数は250件でした。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金(令和6(2024)年度実績)

補助対象設備等	件数
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	21件
定置用リチウムイオン蓄電システム	139件
窓の断熱改修	54件
電気自動車	25件
プラグインハイブリッド自動車	5件
V2H*充放電設備	6件
合計	250件

② 再生可能エネルギーの利用促進

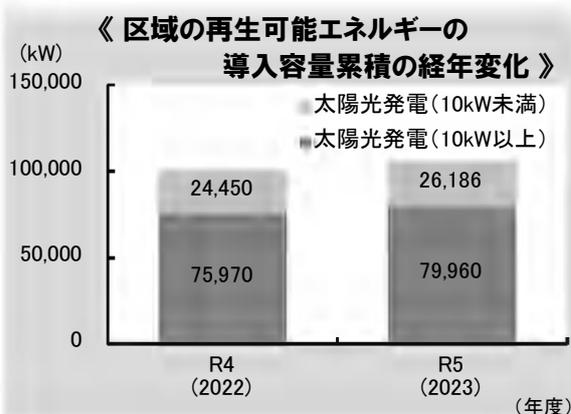
重点的な取組 3

令和5(2023)年度における市の再生可能エネルギーの導入容量累積は、太陽光発電(10kW未満)が26,186kW、太陽光発電(10kW以上)が79,960kWとなり、増加傾向にあります。

市では、県による太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業の広報支援を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図りました。

また、次期中間処理施設整備事業に伴い、ごみ処理の過程から発生する未利用エネルギーを新たなエネルギー源として活用することを検討しています。

令和6(2024)年度は、引き続き印西地区環境整備事業組合により、次期中間処理施設の令和10(2028)年度稼働に向けて事業が進められています。



③ 環境に配慮したまちづくりの推進

重点的な取組 3

令和 6 (2024) 年度は、ふれあいバス 6 ルートを運行し、ふれあいバス利用者数は、基準年度 (令和元 (2019) 年度) を上回りました。

市内駅の 1 日平均乗車人員は前年度 (令和 5 (2023) 年度) 値を上回り、目標値に近づいています。

また、公共交通の利用促進に繋げることを目的として、市内全域を網羅した印西市総合公共交通マップを作成しました。



公共交通の利用促進が二酸化炭素の排出抑制につながります

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
市域の温室効果ガス排出量	600.1 千 t-CO ₂ (H25(2013))	現状以下	800.9 千 t-CO ₂ (R3(2021))	☆
定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計)	309 件	700 件	860 件	☆☆☆
ふれあいバス利用者数	245,944 人 (R1(2019))	現状以上	275,902 人	☆☆☆
市内駅の 1 日平均乗車人員	29,930 人 (R1(2019))	現状以上	29,548 人	☆☆

備考)「市域の温室効果ガス排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、3 年度前のデータを実績として報告しています。また、基準年度値については、「いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ 2050」の策定にあたり、当時の「地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編)」(令和 6 (2024) 年 4 月、環境省) に基づいて算定し直したため、「第 3 次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

「ふれあいバス利用者数」と「市内駅の 1 日平均乗車人員」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元 (2019) 年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を通じて、家庭における省エネルギー化の促進を図るとともに、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H 充放電設備の導入補助を通じて、家庭におけるモビリティの低炭素化を図りました。

ふれあいバスの利用者は増加傾向にあります。今後もダイヤ改正や運行ルート再編を行いながら、引続き事業を実施します。

路線バス事業者への補助については、周辺駅などへの交通手段を確保することで、市民の利便性と福祉の向上を図るために、引き続き事業を実施します。

本埜地区を対象としたタクシー利用助成事業の実証実験が終了となり、その結果をもとに、当該制度の対象地域や利用方法などの見直しを検討しました。

地域公共交通マップの改訂版作成に向けた検討を行い、「2025年4月発行版」を発行し市内公共施設へ配架しました。

公共交通機関の利用促進については、鉄道事業者・千葉県・沿線自治体等と連携し、利用者の更なる利便性向上と沿線地域の活性化を図っていきます。

4-2 気候変動への適応

I 現況と課題

地球温暖化による気温上昇、またそれに伴う局地的な豪雨の増加、台風の強大化、農作物の品質低下など、気候変動の影響は本市においても例外ではなく、様々な影響が生じています。さらに今後、その影響が長期にわたり拡大するおそれがあります。

これら気候変動の影響を可能な限り回避・低減するための適応策を講じるとともに、市民・事業者への情報提供を行う必要があります。

II 市の取組

① 気候変動の影響への対策

・水環境・水資源

市では、公共下水道事業計画に基づき、浸水対策の推進に努めています。気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、市では、河川や地下水などの水質の定期測定を継続しています。

・自然災害・沿岸域

市では、自主防災組織の結成促進や、さらなる活動の充実のため、広報紙や市ホームページを通じて防災情報の提供を行うとともに、転入者及び希望者に対してハザードマップの配布を行いました。

令和6(2024)年度の自主防災組織新規結成数は2組織となりました。

また、自主防災組織の代表者向けリーダー研修会を開催し、49名に参加いただきました。

・健康

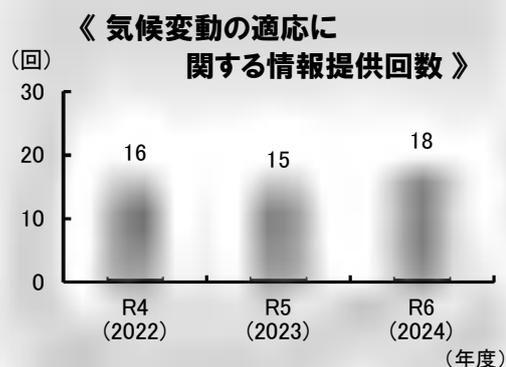
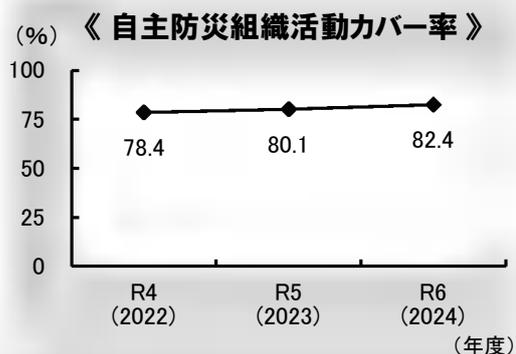
市では、広報紙や市ホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行いました。

また、佐倉観測所、我孫子観測所、船橋観測所の暑さ指数(WBGT)が33℃以上と予想された時、当日9時頃に防災行政無線や印西市災害伝達ツールなどで、熱中症警戒アラートをお知らせしました。

② 気候変動の影響に対する理解促進

市では、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行うため、市域における気候変動の影響について、継続して情報収集を行っています。

令和6(2024)年度の気候変動適応に関する情報提供回数は18回となりました。



III 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
自主防災組織活動カバー率	80.0%	現状以上	82.4%	☆☆☆
気候変動の適応に関する情報提供回数	10回	現状以上	18回	☆☆☆

《総評、今後の方向性》

気候変動への適応については、市域における気候変動の影響について情報収集を進めるとともに、分野ごとに必要な対策を検討していきます。

雨水処理については、総合的な浸水対策を進めるため、令和6(2024)年度から内水浸水想定区域図の作成を進めています。今後はその結果を基に、既存施設の状況を勘案しつつ、適切な時期に整備を行っていきます。

令和6(2024)年度は、自主防災組織が新規で2組織結成されました。さらなる活動の充実のため、ホームページでの各種研修の案内や事例紹介、ハザードマップ・総合防災ブックの配布、広報、出前講座等による自助・共助等普及啓発も行い、地域防災力強化を図りました。災害における被害を軽減するには、防災に対する各種対策などの普及啓発が重要であるため、引き続き取組を実施していきます。

令和6(2024)年の夏は、猛暑日(日最高気温35度以上)の日数がここ数年で最も多くなりました。7月と9月は、これまでの日最高気温の値を更新するなど、長い期間厳しい暑さが続き、テレビ等では連日、熱中症に厳重警戒を呼びかける放送が流れました。

印西市では、市民への警戒呼びかけが少しでも効果的となるよう、クールシェアスポット※を含めた平時からの熱中症対策とともに、警戒慣れにより市民の危機感が薄まらないよう、印西市周辺観測点に注目することで『特に警戒が必要な日』にしぼって防災行政無線等でお知らせするメリハリある対応を行いました。この方法は、今後も継続していきます。

また、千葉県を対象に熱中症警戒アラートが発表されたときは、各課連絡にて情報提供を行いました。

印西市周辺観測点については、令和6(2024)年度より、これまでの佐倉観測所、我孫子観測所に船橋観測所を加えた3観測点としています。

4-3 市の率先行動の推進

I 現況と課題

市ではこれまで、印西市庁内エコプラン（地球温暖化対策実行計画）に基づき、市の事務事業に係るエネルギー消費の低減に向けて、公共施設におけるLED照明の導入などの取組を進めてきました。

令和5（2023）年3月には、第5次印西市庁内エコプランを策定し、市の事務事業に係る温室効果ガス排出量について、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比50%削減を目指すことを決めました。

今後も引き続き、市が率先して脱炭素社会の実現に向けた取組を実施することで、市全体のエネルギー消費量削減を図っていきます。

II 市の取組

① 公共施設における脱炭素化の推進

重点的な取組3

令和6（2024）年度の市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、基準年度（平成25（2013）年度）比で15.8%（約1,118t-CO₂）増加しました。排出量の増加要因としては、各施設における電気及び燃料使用量の増加や、高花学校給食センターの開設に伴うエネルギー使用量の増加が考えられます。

市の施設では、再生可能エネルギー設備の率先的な導入を推進しており、市役所本庁舎をはじめ9施設に太陽光発電設備を設置しています。

今後も、公共施設の新築時や大規模改修時における再生可能エネルギー設備の新規導入を推進していきます。

太陽光発電設備の設置施設

施設名称	設備容量
大森小学校	10kW
市役所(本庁舎)	10kW
松山下公園総合体育館	10kW
内野小学校	20kW
牧の原小学校	45.9kW
高齢者就労支援センター	10kW
内野保育園	20kW
高花学校給食センター	10.5kW
そうふけふれあいの里	33kW



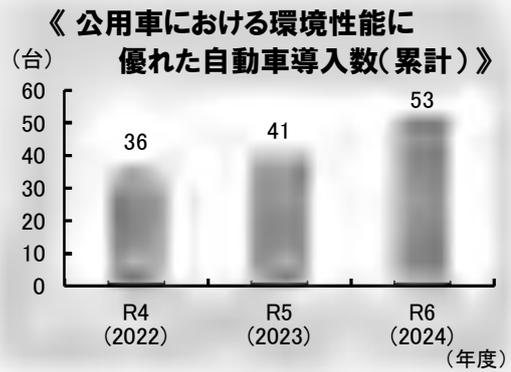
再生可能エネルギーの導入を推進しています

② エコオフィスの推進

庁内エコプランに基づき、市職員に対する省エネルギーの取組の周知徹底を図りました。

令和6(2024)年度は庁内エネルギー管理講習を1回実施し、地球温暖化対策に係る職員の意識醸成を図りました。

公用車の購入にあたっては、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の導入に努めました。



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	7,070 t-CO ₂ (H25(2013))	6,784 t-CO ₂	8,188t-CO ₂	☆
公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数	5 施設	7 施設	9 施設	☆☆☆
公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)	28 台	43 台	53 台	☆☆☆

備考)「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量」の基準年度値については、平成25(2013)年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

庁内エコプランに基づき、公共施設の新築工事や改修工事等に伴い LED 照明や太陽光発電設備等を導入し、公共施設の脱炭素化を図りました。

公用車の交換購入にあたっては、大気汚染の軽減を目的とし環境に配慮した低排出ガス基準適合車及び燃費効率の良い車両の購入に努めました。(九都県市指定低公害車計7台)

公共施設での電力の調達については、再生可能エネルギー由来の電力利用の動向に注視しました。

基本目標 5 パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

5-1 自ら学び行動する人づくりの推進

I 現況と課題

様々な環境問題を解決していくための第一歩は、一人ひとりが環境の現状を知り、日常生活との関わりを認識することです。

市では、環境フェスタやいんざい自然探訪、環境に関する出前講座などを通じて、環境保全に関して、市民・事業者に対する様々な普及・啓発活動を行っています。

市民・事業者がこれらの環境情報へ容易にアクセスできるよう、情報提供の仕組みを一元化するとともに、幅広い世代を対象に、環境保全について学べる場やプログラムの充実を図る必要があります。

特に、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え行動することは、保護者や地域全体への波及効果が期待できることから、環境に関する学習内容の充実を図っていきます。

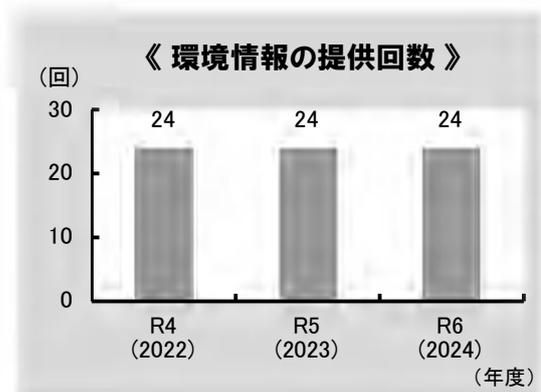
II 市の取組

① 環境情報の一元化と共有

市では、環境基本計画や市内エコプランの年度ごとの取組状況を取りまとめた環境白書を、毎年度発行・公表することで、各種測定データや環境に関する情報を広く周知しています。

令和 6（2024）年度の環境情報の提供回数は、毎月 2 回発行される広報全てに掲載を行い、24 回となりました（環境情報 70 件）。

このほか、市ホームページに 18 コンテンツの環境情報を掲載しました。



備考)「環境情報の提供回数」は、毎月 2 回発行される広報による提供回数をカウントしています。

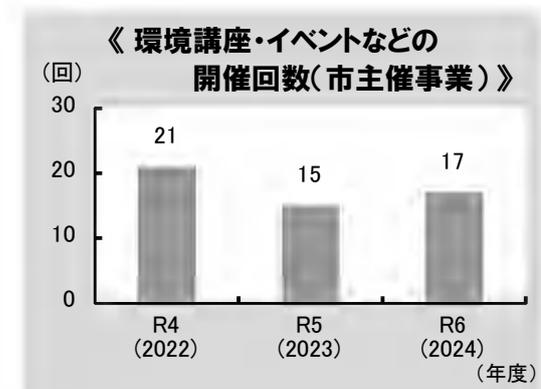
② 環境学習の場と機会の創出

重点的な取組 1, 2

市では、市民・事業者が地域の環境や環境保全活動に関心を持てるよう、環境講座・イベントなどにおいて普及啓発を図っています。

令和 6（2024）年度は市が主催する環境関連イベントを 17 回実施しました。

将来の印西市を担う子ども達への環境教育の推進を図るため、教育センターにて、環境に関する各種講座を実施しています。令和 6（2024）年度は、施設改修に伴う一時移転のため、オンライン科学実験教室のみを実施しました。



学校においては、環境に関する学習の充実を図るとともに、小中学校の図書室では、環境教育に関する蔵書の紹介や活用に関する支援を行いました。

市では、市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進しています。

中央公民館では、利根川について印西地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、地域への理解、ふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりを考える機会を提供しました。小林公民館では、小林カレッジにおいて、野鳥観察会を実施し、自然環境及び生態系への関心を深める機会を提供しました。そうふけ公民館では、小学生を対象にした移動プラネタリウムによる星空見学を実施し、自然科学への関心を深める機会を提供しました。教育委員会では、小中学生を対象にした夏休み貝化石採集観察会を実施し、木下交流の杜歴史資料センターでは、木下貝層の地層や貝化石の展示、木下河岸ジオラマ展示などにより利根川周辺の歴史や自然環境を学ぶ機会を提供しました。印旛歴史民俗資料館では、印旛沼の環境、動植物に関するパネルや漁の道具などの展示のほか、関係書籍を紹介し、印旛沼の理解を深める機会を提供しました。印旛図書館では、「大切にしたい自然と環境～わたしたちのセンス・オブ・ワンダー～」をテーマに、レイチェル・カーソンと環境問題に関連する本を集めて展示し、環境問題について考える機会を提供しました。



中央公民館の主催で
「手賀沼講座」を実施

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
環境情報の提供回数	24回	現状維持	24回	☆☆☆
環境講座・イベントなどの開催回数(市主催事業)	22回 (R1(2019))	現状以上	17回	☆
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数	27校(全校)	全校を維持	27校(全校)	☆☆☆

備考)「環境講座・イベントなどの開催回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

《総評、今後の方向性》

印西市環境白書を発行するとともに、市の広報・ホームページを通じた環境情報の発信に努めました。今後も引き続き、わかりやすい環境情報の発信手法を検討します。

令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度より引き続き、そうふけふれあいの里改修工事に伴う教育センターの一時移転のため、例年実施している環境教育に関する取組をさらに縮小して行うこととなりました。

科学実験教室ではオンライン形式でmicro:bitを使ったプログラミング体験を行いました。実生活でも様々な場面でプログラミングが活用されていることを知り、生活を支えていること、環境を守るために応用がされていることなどを学ぶ機会を設けることができました。

令和7（2025）年度はそうふけふれあいの里の改修工事が終了し、センター機能が元に戻ることから、里山観察会や星空観察会などを実施する予定です。

今後も市内小中学生の環境に対する意識を高めるための取組を継続し、また、各小中学校とも連携を図り、学習内容の充実を図っていきます。

また、市民アカデミーのプログラムの中で、市史編さんの講話会や印西市の歴史散策などを実施し、地域の環境や文化財について理解を深めました。

公民館においては、各施設にて、環境に関する理解を深める講座やイベントを実施し、市民に対して環境学習の機会の提供に努めました。

印旛図書館においては、「大切にしたい自然と環境～わたしたちのセンス・オブ・ワンダー～」をテーマにした展示を実施し、環境問題について考える機会を提供しました。

5-2 環境配慮行動の推進

I 現況と課題

市内の環境をより良いものとするには、市民・事業者が環境配慮行動を実践するとともに、行政と連携した環境保全活動を行っていくことが大切です。

市では、自発的に環境保全活動に取り組む市民活動団体などを支援してきました。

今後も、環境保全活動に取り組む NPO・市民活動団体などを積極的に支援するとともに、環境保全に意欲のある人々と環境保全活動団体を橋渡しするネットワークを構築することで、様々な主体が連携する環境保全活動の活性化を図る必要があります。

II 市の取組

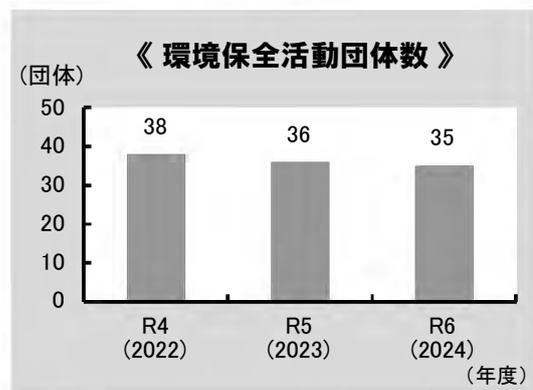
① 各主体における環境配慮行動の推進

重点的な取組 1, 2

市内で活動している環境保全活動団体数は35団体となりました。依然として、団体構成員の高齢化に伴い、団体を維持することが困難な状況が続いています。

市では、協働事業の実施や行事の広報支援を通じて、環境保全活動を行う市民活動団体に対する支援を行いました。

令和6(2024)年度は環境に関する協働事業を2事業実施しました。



市では、市民の環境配慮行動を促すきっかけとして、いんざい自然探訪や子ども里山学校などの環境に関する各種イベントを開催しました。

また、市民・事業者の環境行動指針について、市ホームページに掲載し周知を図るとともに、イベントにおける啓発やリーフレット配布などを通じて、市民・事業者による環境配慮行動の実践を促しました。



印西市環境行動指針

② 各主体間の連携促進

市民・事業者・市が協働し、様々な立場から意見交換をする場として印西市環境推進会議を設置しています。

令和6(2024)年度は環境推進会議(市民会議)を5回、環境推進会議(事業者会議)を2回開催し、「いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ2050」に関する意見などをいただきました。



環境推進会議

このほか、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民と市が互いに協力・連携しながら、地域社会のさまざまな課題解決や市民ニーズの充足に向けて取り組む企画提案型協働事業[※]や、市民活動団体・事業者主体の公益的なまちづくり活動を支え育てていく公益信託印西市まちづくりファンド[※]など、さまざまな形で市民活動の支援を実施しています。



武西の里山で市民活動団体との協働事業を実施

Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度	中間目標	R6(2024)年度実績	評価
	R2(2020)年度現状	R8(2026)年度		
環境保全活動団体数	33 団体	現状以上	35 団体	☆☆☆
市民・事業者との協働による環境保全活動実施回数	9 回	現状維持	9 回	☆☆☆
環境配慮行動指針リーフレットの配布数	500 部	現状以上	100 部	☆

《総評、今後の方向性》

環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すため、環境行動指針の普及啓発を行いました。

また、市民活動団体との協働事業を通じて、多様な主体間の連携による環境保全活動の実践に努めました。

第 3 章

印西市庁内エコプランの進捗状況

令和 6（2024）年度の「印西市庁内エコプラン」（市の事務及び事業で環境保全に配慮すべき施策）の進捗状況及び事務事業に伴い発生した温室効果ガスの排出状況を報告します。

1 印西市庁内エコプランの概要

印西市庁内エコプランは、市の事務及び事業における温室効果ガスの削減目標及び環境保全に関して配慮すべき事項を定めた計画です。

環境基本計画の基本目標 4「カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり」における個別目標「市の率先行動の推進」を実行するための計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律^{*}」の第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」としても位置付けられています。

令和 5（2023）年 3 月には第 5 次庁内エコプラン（令和 5（2023）～令和 12（2030）年度）へと改定し、運用しています。

本報告では、令和 6（2024）年度の事務事業に伴い発生した温室効果ガス排出量の状況と、庁内組織・施設などを対象とした取組実施状況を整理しています。

■ 温室効果ガス総排出量の削減

第 5 次庁内エコプランでは、令和 12（2030）年度を目標年度とし、市の事務及び事業における温室効果ガスの総排出量を平成 25（2013）年度比で 50%削減することを目標に取り組んでいます。

《 温室効果ガスの削減目標 》

令和 12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 50%削減することを目指します。

温室効果ガス排出量		削減目標
平成 25(2013)年度 (基準年度)	7,070,042 kg-CO ₂	—
令和 12(2030)年度 (目標年度)	3,535,021 kg-CO ₂	50%

令和 6(2024)年度の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)は、約 8,188,127 kg-CO₂となり、平成 25(2013)年度より 15.8%増加しました。

《 温室効果ガス総排出量及び基準年度比 》

年度	温室効果ガス排出量
平成 25(2013)年度(基準年度)	7,070,042 kg-CO ₂
↓ +15.8%	
令和 6(2024)年度	8,188,127 kg-CO ₂

■ 温室効果ガス削減のための取組の推進

庁内エコプランでは、目標達成のための具体的な取組内容として、各担当課及び職員一人ひとりの行動を定めており、率先した取組を推進しています。

《 実施する具体的な取組 》

項目	取組内容
照明の適正使用	<p>昼休み・時間外における不要箇所の消灯を徹底する。</p> <p>トイレ・給湯室・書庫等の照明は使用後の消灯を徹底する。</p> <p>可能な範囲で、照明の間引きを行う。</p>
空調の適正使用	<p>可能な範囲で、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃となるよう設定する。</p> <p>クールビズやウォームビズを推進する。</p> <p>ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテンの設置も推進する。</p>
OA機器・電気機器の適正使用	<p>OA機器は、待機電力の削減のため、使用時以外は主電源を切る。</p> <p>パソコンのディスプレイ輝度の適切な設定を行う。</p> <p>電気機器は、エコモードの設定を行う。</p> <p>荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。</p>
公用車の適正使用	<p>走行ルート合理化、相乗りなど、効率的使用に努める。</p> <p>エコドライブを心がけ、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。</p> <p>車ごとに走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努める。</p> <p>車両整備の徹底、タイヤの空気圧の点検など適正管理に努める。</p>
用紙の適正使用	<p>両面印刷、両面コピー、集約印刷、ミスコピーの裏面使用等により、必要最小限の用紙の使用を徹底する。</p> <p>庁内情報システムを活用し、パソコンやタブレットで確認できるものは印刷せず、ペーパーレス化に努める。</p>
グリーン購入の推進	<p>物品の調達にあたっては、「印西市グリーン購入推進指針」を踏まえた発注を徹底する。</p>
ごみの減量化	<p>廃棄物の分別排出を徹底する。</p> <p>使用済みの封筒は再使用に努める。</p> <p>割り箸、ペットボトル、レジ袋等の使い捨て製品の使用をやめ、マイ箸、マイボトル、マイバッグの使用を徹底する。</p>
その他	<p>手洗いや洗面等の際は、節水に努める。</p> <p>時間外勤務の削減に努めるとともに、毎週水曜日のノー残業デーを徹底する。</p>



廃棄物の資源化に繋がる分別回収を実施



公用車における環境性能に優れた自動車の導入を推進

2 エネルギー等使用量及び温室効果ガス排出量

■ エネルギー等の使用状況

平成 25 (2013) 年度と令和 6 (2024) 年度の燃料使用量を比較すると、都市ガスは 31.1% 増加しており、その他の燃料使用量は減少しています。

また、電気使用量は平成 25 (2013) 年度と比較し 31.1%増加しています。

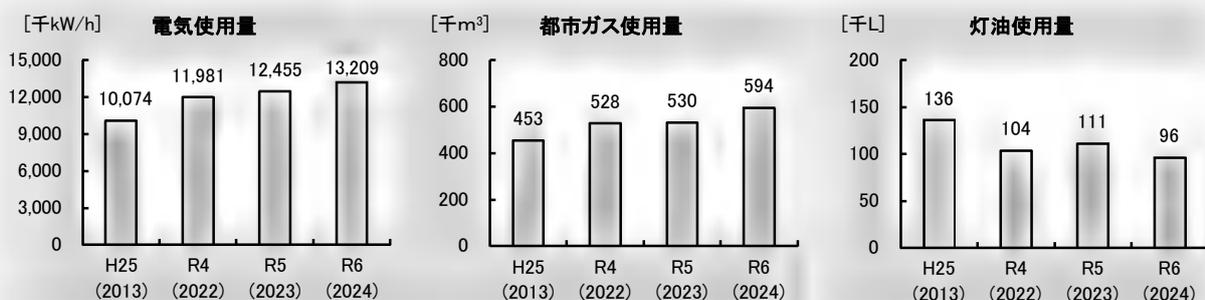
《 エネルギー等使用状況一覧 》

項目	年度	単位	年間使用量				基準年度比	前年度比
			平成 25 (2013)年度 (基準年度)	令和 4 (2022)年度 実績	令和 5 (2023)年度 実績	令和 6 (2024)年度 実績		
燃料使用量	ガソリン	L	70,661	59,499	54,493	57,423	-18.7%	5.4%
	軽油	L	18,851	13,453	13,320	13,401	-28.9%	0.6%
	灯油	L	136,223	103,644	111,255	96,223	-29.4%	-13.5%
	A重油	L	6,875	6,000	4,800	6,400	-6.9%	33.3%
	LPG	m ³	36,977	18,530	22,652	25,093	-32.1%	10.8%
	都市ガス	m ³	453,115	528,033	529,919	594,116	31.1%	12.1%
電気使用量		kWh	10,073,817	11,981,133	12,454,968	13,208,773	31.1%	6.1%
自動車 走行量	ガソリン車	km	765,979	727,060	665,480	726,993	-5.1%	9.2%
	軽油車	km	63,766	55,440	65,826	66,899	4.9%	1.6%
	電気自動車※	km	—	—	—	10,097	—	—
水道使用量		m ³	196,663	167,780	186,434	184,957	-6.0%	-0.8%
下水処理量		m ³	169,406	153,818	168,272	123,745	-27.0%	-26.5%
紙使用量	普通紙	枚	426,850	343,800	417,616	265,600	-37.8%	-36.4%
	カラーコピー用紙	枚	75,550	293,540	263,000	40,618	-46.2%	-84.6%
	再生紙	枚	7,331,500	16,155,000	17,471,000	20,186,500	175.3%	15.5%

備考) 電気自動車の走行距離は令和 6 (2024) 年度分より把握を行っています。

令和 4 (2022) 年度及び令和 5 (2023) 年度の「消防小屋・消防器具庫」における電気使用量について、遡及修正を行っています。

《 エネルギー使用状況の推移 (排出量割合の上位3項目) 》



■ 温室効果ガスの排出状況

令和6（2024）年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、基準年度（平成25（2013）年度）より15.8%多い8,188,127kg-CO₂でした。施設における電気使用量の増加などが、増加要因として考えられます。

排出源別に見ると、電気（77.8%）、都市ガス（14.9%）、灯油（2.9%）、LPG（2.0%）の順に多く、この4項目で全体の約98%を占めています。メタン、一酸化二窒素の占める割合は二酸化炭素と比べて少なくなっています。

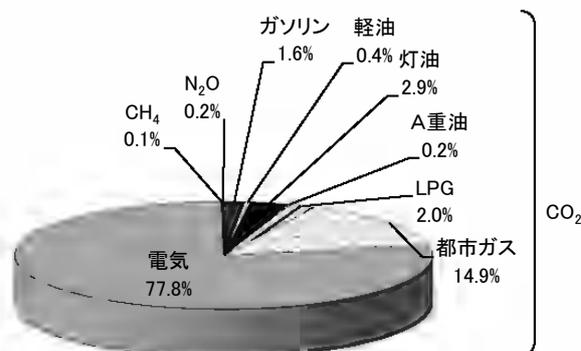
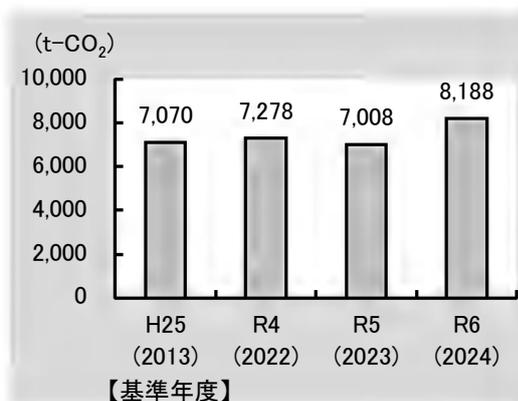
《 温室効果ガス総排出量の推移 》

活動の種類 温室効果ガス区分	年度	年間排出量(kg-CO ₂)				温室効果 ガスの 割合	基準 年度比	前 年度比
		平成25 (2013)年度 (基準年度)	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 実績	令和6 (2024)年度 実績			
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	163,933	138,136	126,425	133,221	1.6%	-18.7%	5.4%
	軽油	48,635	34,775	34,367	34,574	0.4%	-28.9%	0.6%
	灯油	339,196	258,019	277,026	239,595	2.9%	-29.4%	-13.5%
	A重油	18,631	16,258	13,008	17,344	0.2%	-6.9%	33.3%
	LPG	244,050	121,355	148,374	164,363	2.0%	-32.7%	10.8%
	都市ガス	1,010,446	1,179,639	1,086,334	1,217,939	14.9%	20.5%	12.1%
	電気	5,225,219	5,513,329	5,305,668	6,367,038	77.8%	21.9%	20.0%
メタン (CH ₄)	自動車の走行	216	221	231	258	0.0%	19.3%	11.4%
	下水の処理	3,391	3,384	4,146	3,049	0.0%	-10.1%	-26.5%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	7,223	5,883	4,957	5,501	0.1%	-23.8%	11.0%
	下水の処理	9,102	7,334	7,135	5,247	0.1%	-42.4%	-26.5%
合計		7,070,043	7,278,332	7,007,670	8,188,127	100.0%	15.8%	16.8%
基準年度からの増減率		-	2.9% 増	0.9% 減	15.8% 増			

備考) 端数処理の関係で合計値と不整合が生じる場合があります。

令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度の「消防小屋・消防器具庫」における電気使用量について、遡及修正を行っています。

《 温室効果ガス総排出量の推移 》 《 令和6(2024)年度温室効果ガス排出量の割合 》



■ 各部及び施設別のエネルギー使用による二酸化炭素排出量

市では、市役所や出張所のほか、公民館や学校などの多様な施設を有しています。これらの施設では、市の業務や市民サービスのため、電力やガスなどのエネルギーを使用しています。

施設を所管及び管理している部ごとの令和6(2024)年度における二酸化炭素排出量は、多数の学校やエネルギー使用量の多い学校給食センターなどを有する教育委員会教育部が6割以上を占めており、その他では市役所・支所、健康子ども部が多くなっています。

エネルギー使用による二酸化炭素排出量は、全体で前年度(令和5(2023)年度)比16.9%の増加となりました。このうち、教育委員会教育部の増加分が91.0%を占めています。

教育委員会教育部の増加については、高花学校給食センター(令和6(2024)年度開設)の増加分が31.1%を占めています。そのほかは、小中学校などにおける電気の使用量増加が主な要因と考えられます。

そのほか、排出量が増加した部署については、電気の使用量増加が主な要因と考えられます。

《 各部などにおける二酸化炭素排出量 》

部	年間排出量(kg-CO ₂)			構成比	前年度比
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度		
市役所・支所	696,170	757,222	750,147	9.2%	-0.9%
総務部	9	8	8	0.0%	-2.8%
企画財政部	7,260	7,923	7,349	0.1%	-7.2%
市民部	233,754	228,411	266,372	3.3%	16.6%
環境経済部	26,504	24,415	29,821	0.4%	22.1%
福祉部	312,719	294,323	303,873	3.7%	3.2%
健康子ども部	649,785	651,660	705,591	8.6%	8.3%
都市建設部	210,396	190,290	206,286	2.5%	8.4%
上下水道部	460,919	446,076	429,262	5.3%	-3.8%
教育委員会教育部	4,492,570	4,231,127	5,308,013	64.9%	25.5%
公用車	171,426	159,745	167,352	2.0%	4.8%
合計	7,261,510	6,991,201	8,174,073	100.0%	16.9%

備考) 施設を保有している部門のみ掲載しています。

端数処理の関係で合計値と不整合が生じます。

市役所・支所には、印旛支所及び本埜支所を含みます。

令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の総務部「消防小屋・消防器具庫」の排出量について、遡及修正を行っています。

施設の規模が大きく延床面積が広い場合には、より多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素排出量も多くなります。これに基づき、施設ごとのエネルギー起源の二酸化炭素排出量を評価するために、「延床面積当たり」の二酸化炭素排出量を原単位とし比較します。原単位が小さいほど、延床面積当たりの二酸化炭素排出量が少ない施設です。

ここでは施設の種類ごとに主要な施設の原単位を示します。

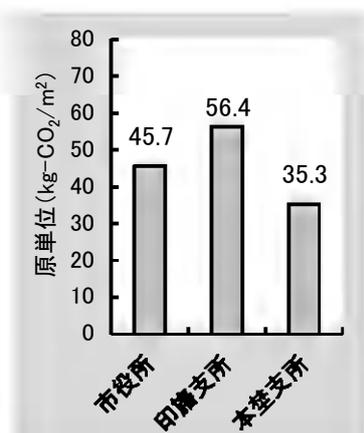
ただし、施設によって保有設備や利用人数などの条件が異なるため、一概に値を比較することはできず、この結果だけで施設におけるエネルギー利用の良し悪しを判断するものではありません。

原単位（延床面積当たりの二酸化炭素排出量）

$$= \frac{\text{施設のエネルギー起源の二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)}}{\text{施設の延床面積 (m}^2\text{)}}$$

備考) 自動車燃料の使用による二酸化炭素排出量は、自動車保有台数などによって変動するため、自動車で使用するガソリンや軽油からの二酸化炭素排出量はここでは含めません。

●市役所、支所

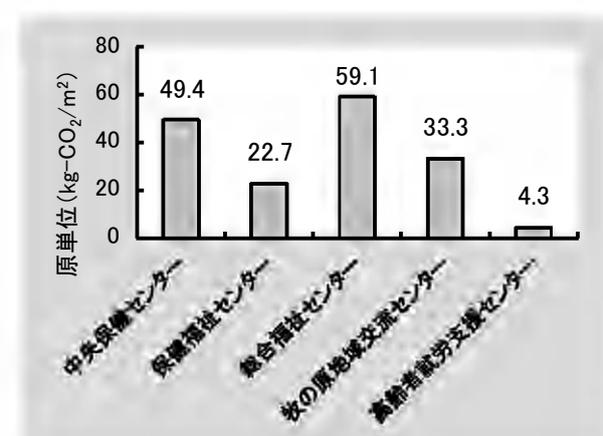


印西市役所と支所の令和6(2024)年度の原単位は35.3kg-CO₂/m²～56.4kg-CO₂/m²でした。

令和6(2024)年度の原単位は、令和5(2023)年度と比較して、印旛支所は4.5kg-CO₂/m²、本郷支所は12.0kg-CO₂/m²増加しました。印西市役所は4.4kg-CO₂/m²減少しました。

これらの施設では、照明や空調に使用する電力からの二酸化炭素排出量が多くなっています。令和5(2023)年度との比較について、印西市役所では、二酸化炭素排出量が減少したことにより、原単位が減少しました。

●保健・福祉施設



保健・福祉施設の令和6(2024)年度の原単位は4.3kg-CO₂/m²～59.1kg-CO₂/m²でした。

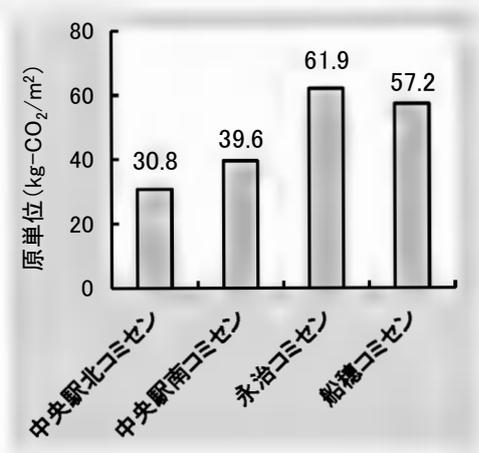
総合福祉センターの原単位が最も大きく、次いで中央保健センター、牧の原地域交流センターの順となっています。

令和6(2024)年度の原単位は、令和5(2023)年度と比較して、中央保健センターは2.2 kg-CO₂/m²、保健福祉センターは3.1 kg-CO₂/m²、総合福祉センターは

5.7kg-CO₂/m²、牧の原地域交流センターは8.0 kg-CO₂/m²、高齢者就労支援センターは1.7 kg-CO₂/m²増加しました。

なお、そうふけふれあいの里は、令和6(2024)年度中は大規模改修工事を実施していたため、エネルギー使用量の報告はありません。

●コミュニティセンター

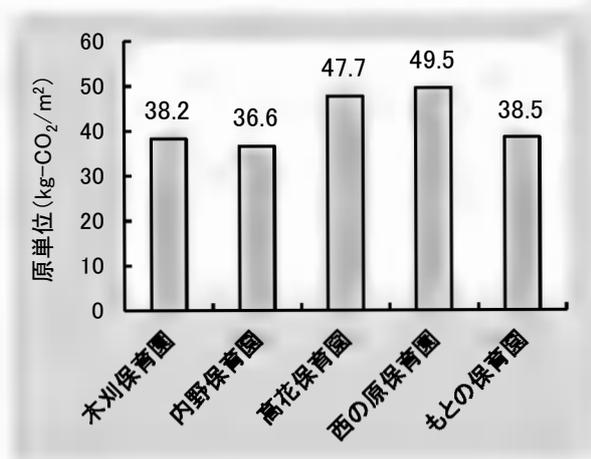


コミュニティセンターの令和 6（2024）年度の原単位は 30.8kg-CO₂/m²～61.9kg-CO₂/m²でした。

コミュニティセンターは開館時間が 21 時までと長いことや、施設の貸出を行っていることなどからエネルギー使用量が多くなっています。特に永治コミュニティセンターの原単位が最も大きく、61.9kg-CO₂/m²となっています。

令和 6（2024）年度の原単位は、令和 5（2023）年度と比較して、全施設で増加しており、船穂コミュニティセンターは 13.3kg-CO₂/m²、永治コミュニティセンターは 13.1kg-CO₂/m²増加しました。

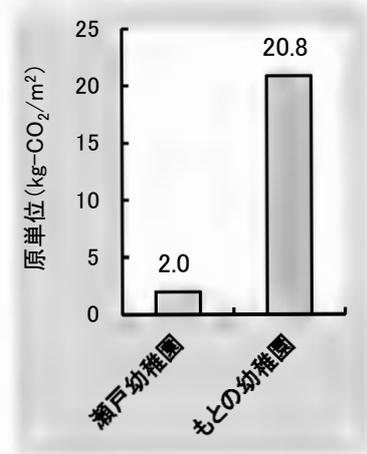
●保育園



保育園の令和 6（2024）年度の原単位は 36.6kg-CO₂/m²～49.5kg-CO₂/m²でした。

令和 6（2024）年度の原単位は、令和 5（2023）年度と比較して、内野保育園は 6.3kg-CO₂/m²、高花保育園は 3.8kg-CO₂/m²、西の原保育園は 6.9kg-CO₂/m²増加しました。木刈保育園は 0.9kg-CO₂/m²、もとの保育園は 1.7kg-CO₂/m²減少しました。

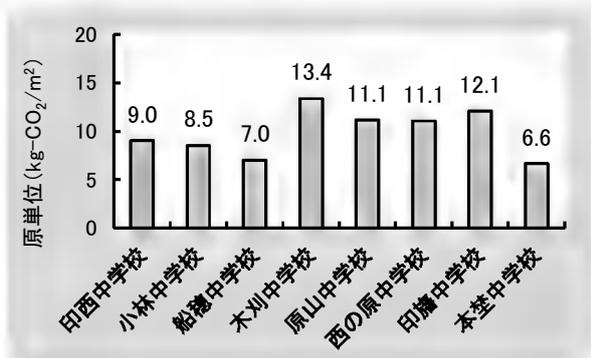
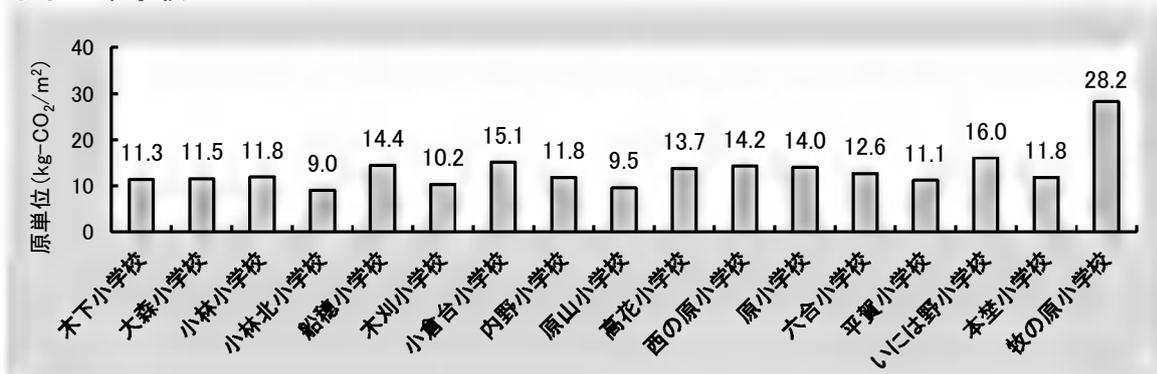
●幼稚園



幼稚園の令和 6（2024）年度の原単位は、瀬戸幼稚園は 2.0kg-CO₂/m²、もとの幼稚園は 20.8kg-CO₂/m²でした。

令和 6（2024）年度の原単位は、令和 5（2023）年度と比較して、瀬戸幼稚園では 5.5kg-CO₂/m²減少し、もとの幼稚園では 0.4kg-CO₂/m²増加しています。

●小・中学校

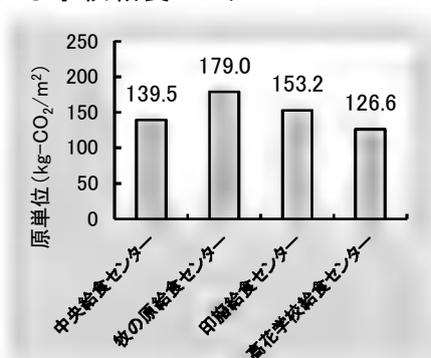


小学校の令和 6（2024）年度の原単位は 9.0kg-CO₂/m²～28.2kg-CO₂/m²であり、中学校の令和 6（2024）年度の原単位は 6.6kg-CO₂/m²～13.4kg-CO₂/m²でした。

牧の原小学校の原単位が最も大きく、次いで、いには野小学校、小倉台小学校の順となっています。

なお、滝野小学校、滝野中学校は一括で電力を管理しているため、個別の原単位は算出していません。

●学校給食センター

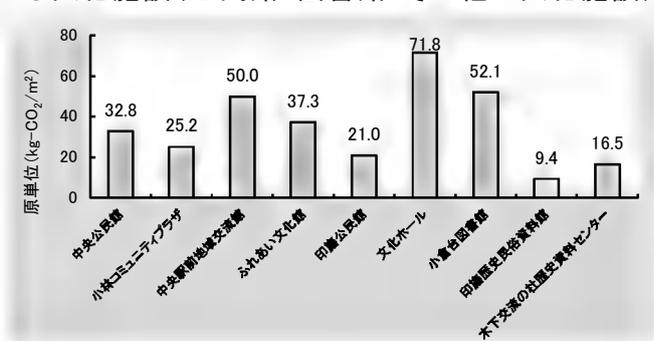


学校給食センターの令和 6（2024）年度の原単位は 126.6kg-CO₂/m²～179.0kg-CO₂/m²でした。

令和 6（2024）年度に開設した高花学校給食センターを除き、令和 6（2024）年度の原単位は、令和 5（2023）年度と比較して、全施設で増加していました。

これらの施設では、給食調理のために多量のエネルギーを消費する設備を多数保有していることから、その他の施設と比較して大幅に原単位が高くなっています。

●文化施設（公民館・図書館・その他の文化施設）



文化施設の令和 6（2024）年度の原単位は 9.4kg-CO₂/m²～71.8kg-CO₂/m²でした。

文化ホールの原単位が最も大きく、次いで小倉台図書館、中央駅前地域交流館の順となっています。

なお、本埜公民館は、令和 6（2024）年度中は保全改修工事を実施していたため、エネルギー使用量の報告はありません。

3 取組実施状況

市では、市職員に対する庁内エコプランの周知に努め、省エネ・省資源の取組の普及を推進してきました。

庁内エコプランにおいては、職員一人ひとりが取り組む対策項目を示しています。

各課・施設への調査の結果、最も実施率が高かった項目は「クールビズやウォームビズを推進する。」であり、「常に実行している」の割合は9割以上でした。

次いで実施率が高かった項目は「荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。」であり、「常に実行している」が9割を超えていました。

3番目に実施率が高かった項目は「車ごとに走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努める。」であり、「常に実行している」が8割を超えていました。

公用車の適正使用に関する項目は概ね実施率が高く、各課・施設における取組が進んでいるといえます。

実施率が低い項目について、「ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテンの設置も推進する。」は、「常に実行している」の割合が3割未満であり、「可能な範囲で、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃となるよう設定する。」「OA機器は、待機電力の削減のため、使用時以外は主電源を切る。」「割り箸、ペットボトル、レジ袋等の使い捨て製品の使用をやめ、マイ箸、マイボトル、マイバッグの使用を徹底する。」「物品の調達にあたっては、『印西市グリーン購入推進指針』を踏まえた発注を徹底する。」「庁内情報システムを活用し、パソコンやタブレットで確認できるものは印刷せず、ペーパーレス化に努める。」「時間外勤務の削減に努めるとともに、毎週水曜日のノー残業デーを徹底する。」の項目は、「常に実行している」の割合が4割未満となっていました。

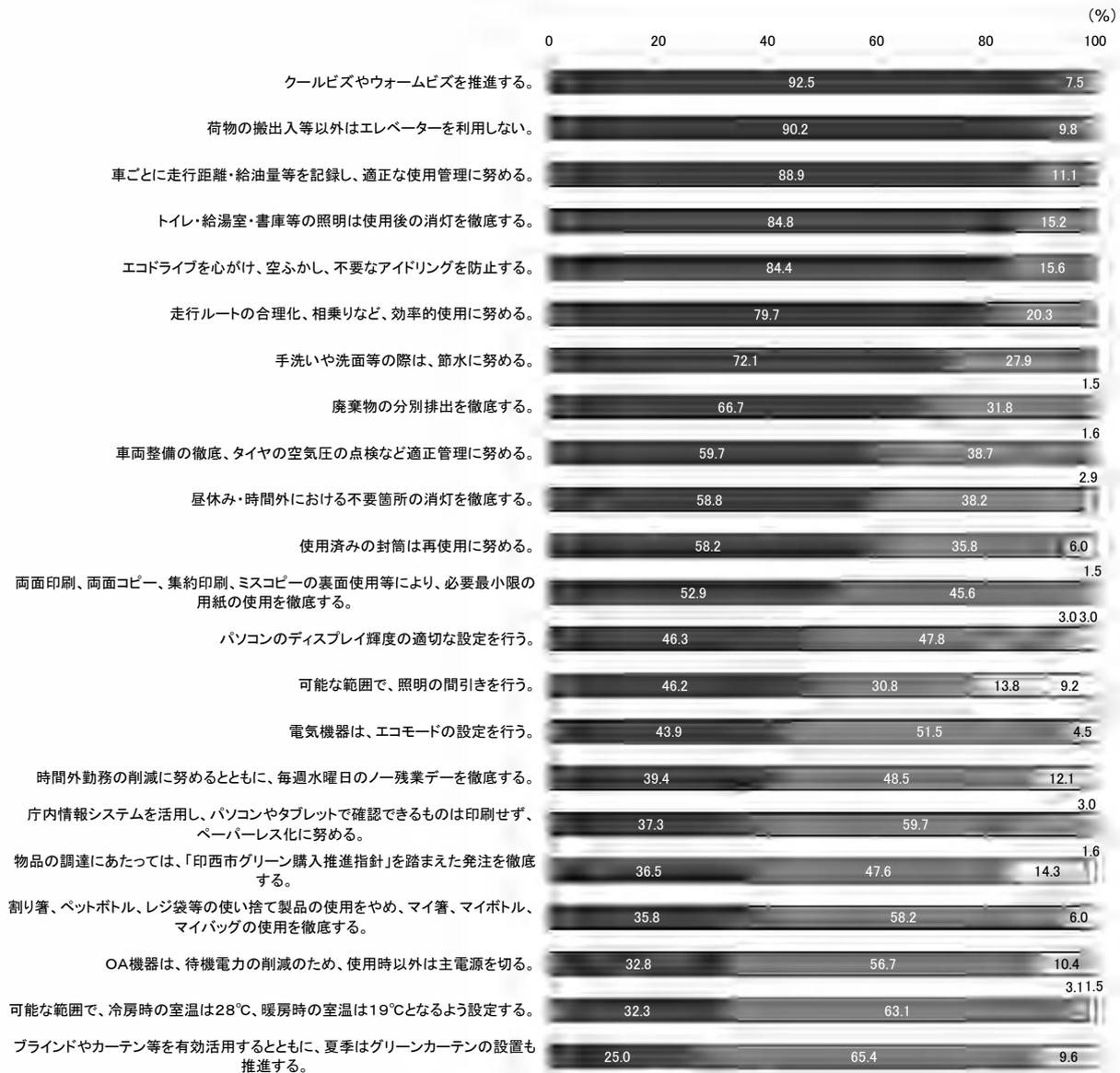
また、「可能な範囲で、照明の間引きを行う。」は、「あまり実行していない」・「実行していない」の割合が約2割となっていました。

保育園や幼稚園、公民館などの施設では、利用者の健康面などの観点から、空調・照明に関する取組が難しいといった回答も見られました。

《 担当課、施設・設備管理課の取組の実施状況（令和6(2024)年度） 》

項目	取組内容	常に実行している	概ね実行している	あまり実行していない	実行していない
照明の適正使用	昼休み・時間外における不要箇所の消灯を徹底する。	58.8%	38.2%	2.9%	0.0%
	トイレ・給湯室・書庫等の照明は使用後の消灯を徹底する。	84.8%	15.2%	0.0%	0.0%
	可能な範囲で、照明の間引きを行う。	46.2%	30.8%	13.8%	9.2%
空調の適正使用	可能な範囲で、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃となるよう設定する。	32.3%	63.1%	3.1%	1.5%
	クールビズやウォームビズを推進する。	92.5%	7.5%	0.0%	0.0%
	ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテンの設置も推進する。	25.0%	65.4%	9.6%	0.0%
O A 機器の適正使用	O A 機器は、待機電力の削減のため、使用時以外は主電源を切る。	32.8%	56.7%	10.4%	0.0%
	パソコンのディスプレイ輝度の適切な設定を行う。	46.3%	47.8%	3.0%	3.0%
	電気機器は、エコモードの設定を行う。	43.9%	51.5%	4.5%	0.0%
	荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。	90.2%	9.8%	0.0%	0.0%
公用車の適正使用	走行ルート合理化、相乗りなど、効率的使用に努める。	79.7%	20.3%	0.0%	0.0%
	エコドライブを心がけ、空ふかし、不要なアイドリングを防止する。	84.4%	15.6%	0.0%	0.0%
	車ごとに走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努める。	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%
	車両整備の徹底、タイヤの空気圧の点検など適正管理に努める。	59.7%	38.7%	1.6%	0.0%
用紙の適正使用	両面印刷、両面コピー、集約印刷、ミスコピーの裏面使用等により、必要最小限の用紙の使用を徹底する。	52.9%	45.6%	1.5%	0.0%
	庁内情報システムを活用し、パソコンやタブレットで確認できるものは印刷せず、ペーパーレス化に努める。	37.3%	59.7%	3.0%	0.0%
グリーン購入の推進	物品の調達にあたっては、「印西市グリーン購入推進指針」を踏まえた発注を徹底する。	36.5%	47.6%	14.3%	1.6%
ごみの減量化	廃棄物の分別排出を徹底する。	66.7%	31.8%	0.0%	1.5%
	使用済みの封筒は再使用に努める。	58.2%	35.8%	6.0%	0.0%
	割り箸、ペットボトル、レジ袋等の使い捨て製品の使用をやめ、マイ箸、マイボトル、マイバッグの使用を徹底する。	35.8%	58.2%	6.0%	0.0%
その他	手洗いや洗面等の際は、節水に努める。	72.1%	27.9%	0.0%	0.0%
	時間外勤務の削減に努めるとともに、毎週水曜日のノー残業デーを徹底する。	39.4%	48.5%	12.1%	0.0%

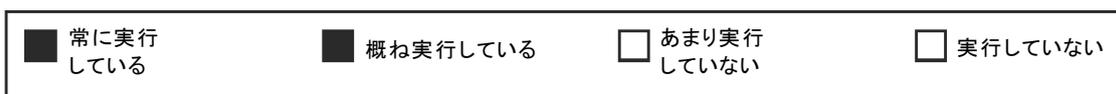
《 担当課、施設・設備管理課の取組の実施状況（令和6(2024)年度） 》



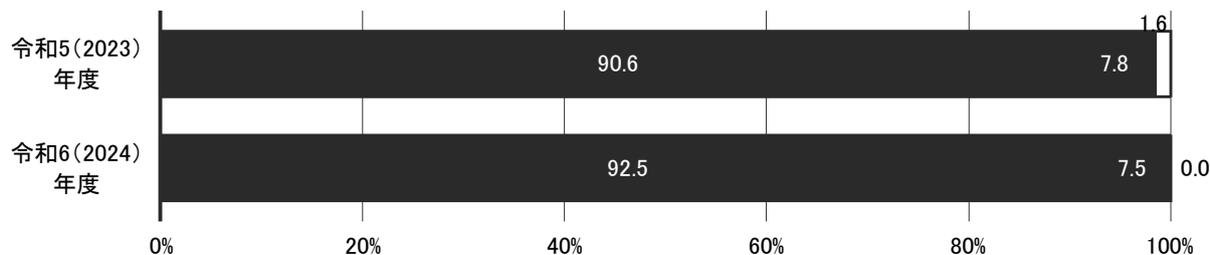
■常に実行している ■概ね実行している □あまり実行していない □実行していない

※「常に実行している」の割合が高い順

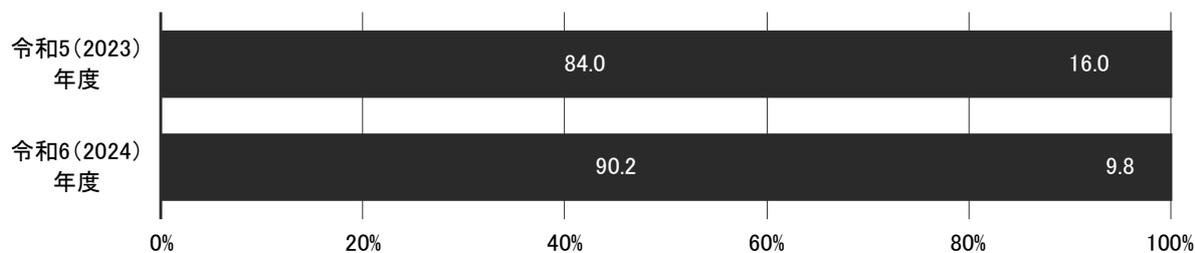
■実践率が高い取組(上位3つ)



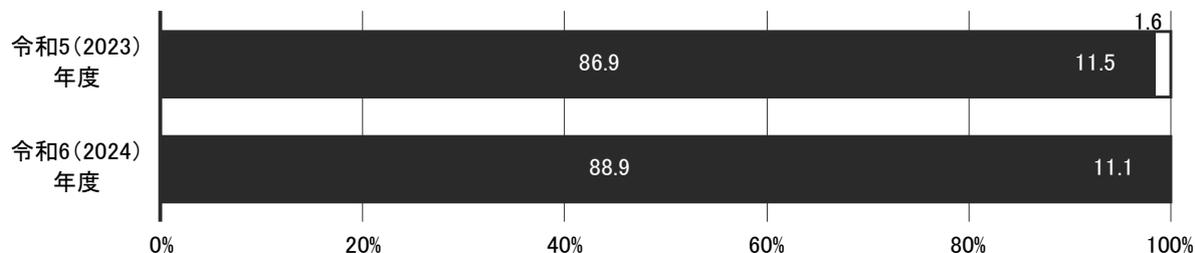
クールビズやウォームビズを推進する。



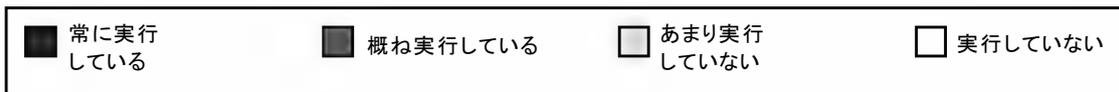
荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない。



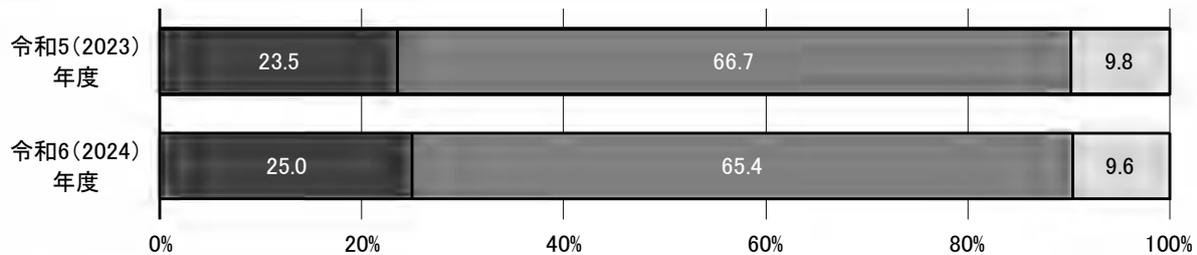
車ごとに走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努める。



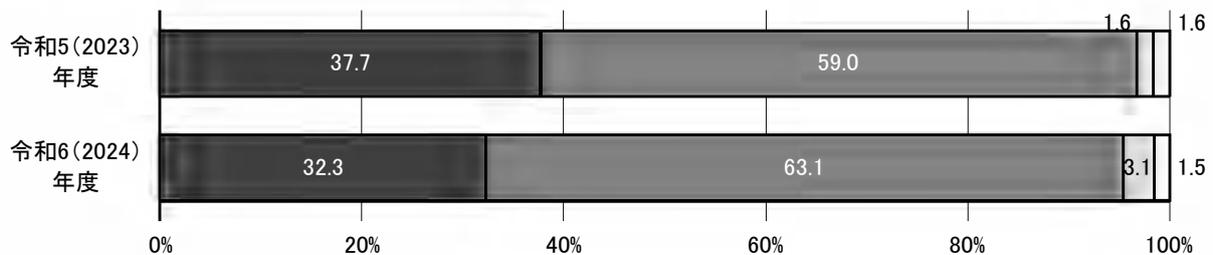
■実践率が低い取組(下位3つ)



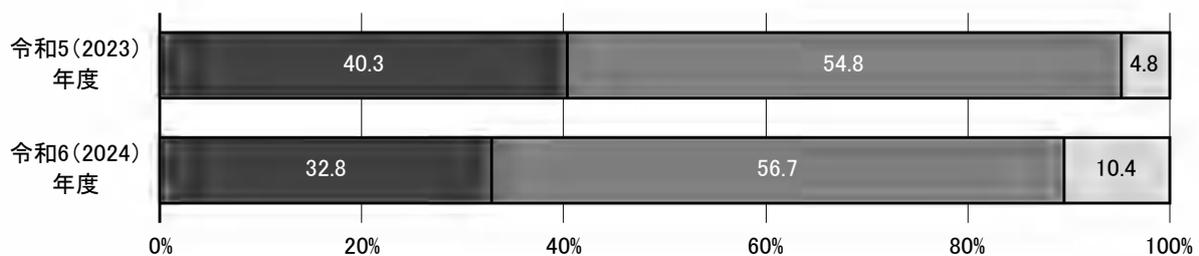
ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテンの設置も推進する。



可能な範囲で、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃となるよう設定する。



OA機器は、待機電力の削減のため、使用时以外は主電源を切る。



資料編

1 環境に関するデータ

市内の里山保全活動里団体(令和6(2024)年度)

No.	団体名
1	NPO 法人エコネットちば
2	NPO 法人ラーバン千葉ネットワーク
3	NPO 法人小林住みよいまちづくり会
4	NPO 法人有害鳥獣駆除隊銃友会
5	NPO 法人里地里山保全ねっと
6	NPO 法人谷田武西の原っぱと森の会
7	北総里山クラブ
8	いには野アカガエルの里を守る会
9	NPO 法人亀成川を愛する会
10	印西サシバの会
11	里山の会 ECOMO
12	北総生きもの研究会
13	結縁寺里山保存会
14	印西さとやまパラダイス

大 気

■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項 目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	ppm	0.024	0.023	0.021	0.023	0.019	0.060 以下 (千葉県環境目標: 0.040 以下)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m ³	0.038	0.031	0.030	0.030	0.037	0.100 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数】	日	61	60	54	65	70	0.06ppm 以下
印西地域 光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	0	1	2	1	2	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令 (印西地域:印西市、我孫子市、白井市、栄町)

注意報:0.12ppm 以上、警報:0.24ppm 以上、重大緊急報:0.40ppm 以上

資料:千葉県「令和6年度大気環境常時測定結果」

水 質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	環境基準
亀成川 (亀成橋～ 亀成会館 前) 【B 類型】	水素イオン濃度	-	7.7	7.7	7.7	7.8	7.6	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0	1.3	1.1	0.9	1.2	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	8.1	8.5	9.1	7.5	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	6	6	6	6	25 以下
	全窒素	mg/L	1.82	1.95	1.84	1.67	1.80	-
	全りん	mg/L	0.055	0.053	0.059	0.063	0.072	-
弁天川 (中央公民 館前)	水素イオン濃度	-	8.5	8.5	8.3	8.0	8.6	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	5.8	6.4	6.2	4.2	5.6	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	9.8	10.1	7.8	9.7	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	22	22	24	25	23	25 以下
	全窒素	mg/L	1.86	2.03	1.88	1.55	1.67	-
	全りん	mg/L	0.133	0.128	0.138	0.179	0.139	-
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	-	7.8	7.9	7.9	7.8	7.8	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.0	2.2	2.2	1.4	1.4	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.1	9.8	9.4	9.9	9.1	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	13	16	13.0	11	12	25 以下
	全窒素	mg/L	2.44	2.56	2.71	2.52	2.22	-
	全りん	mg/L	0.084	0.103	0.094	0.093	0.096	-

備考 1) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。 資料:環境保全課

備考 2) 分析項目のうち、BODは年間75%値、その他の項目は年平均値である。

■ 河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	-	7.5	7.5	7.6	7.7	7.6	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	0.9	1.0	1.5	0.8	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	8.5	8.4	9.0	8.3	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	10	12	14	75	11	25 以下
	全窒素	mg/L	1.60	1.63	1.86	2.11	1.52	-
	全りん	mg/L	0.047	0.055	0.057	0.155	0.057	-
師戸川 (草深) 【B 類型】	水素イオン濃度	-	7.2	7.0	7.1	7.3	7.1	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.8	5.7	5.7	9.2	5.4	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.0	4.6	5.6	5.6	5.0	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	17	14	16	18	8	25 以下
	全窒素	mg/L	3.75	5.04	4.97	5.69	6.92	-
	全りん	mg/L	0.359	0.431	0.633	0.848	0.850	-
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	-	8.1	8.0	8.1	7.8	7.9	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.9	3.8	6.2	9.8	5.7	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.2	9.7	9.2	9.5	8.2	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	15	14	21	32	21	25 以下
	全窒素	mg/L	2.42	2.90	2.90	3.11	2.78	-
	全りん	mg/L	0.130	0.145	0.207	0.315	0.259	-
松虫川 (境田橋)	水素イオン濃度	-	7.9	7.9	8.1	8.1	8.2	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.9	3.2	3.0	1.8	3.7	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10.2	10.6	10.6	11.3	10.8	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	15	16	22	12	22	25 以下
	全窒素	mg/L	1.24	1.55	1.59	1.73	1.48	-
	全りん	mg/L	0.068	0.109	0.090	0.140	0.111	-

備考 1) 戸神川、松虫川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75% 値、その他の項目は年平均値である。

資料：環境保全課

■ 河川（利根川水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	環境基準
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	-	7.8	8.0	8.0	7.6	7.9	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	10.0	10.0	5.2	4.5	6.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10.0	11.3	10.5	9.8	9.6	5 以上
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	13	14	12	13	11	25 以下
	全窒素	mg/L	1.12	1.48	1.16	1.08	0.96	-
	全りん	mg/L	0.122	0.117	0.107	0.106	0.102	-
長門川 (荻原機場 脇~JR成 田線鉄橋 下)	水素イオン濃度	-	8.0	8.2	8.0	7.7	8.0	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.2	7.4	3.8	4.3	4.4	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	9.4	9.1	9.2	8.5	5 以上
	浮遊物質質量(SS)	mg/L	21	25	25	26	24	25 以下
	全窒素	mg/L	1.25	1.68	1.36	1.26	1.24	-
	全りん	mg/L	0.091	0.097	0.102	0.129	0.092	-

備考 1) 将監川、長門川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75%値、その他の項目は年平均値である。

資料: 環境保全課

■ 湖沼

単位: mg/L

湖沼名	分析項目	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	環境基準	
印旛沼 (上水道取 水口下) 【A 類型】 【Ⅲ類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75%値】	12	13	15	15	15	3 以下
		【年平均値】	10	12	13	13	13	-
	全窒素 【年平均値】		3.0	2.9	2.5	2.5	2.5	0.4 以下
	全りん 【年平均値】		0.14	0.16	0.14	0.16	0.14	0.03 以下
手賀沼 (手賀沼 中央) 【B 類型】 【V 類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75%値】	11	10	11	11	11	5 以下
		【年平均値】	10	9.1	10	9.8	11	-
	全窒素 【年平均値】		2.3	2.3	2.2	2.1	2.2	1 以下
	全りん 【年平均値】		0.17	0.16	0.16	0.17	0.18	0.1 以下

資料: 千葉県「公共用水域地点別水質測定結果データベース」

地盤沈下

単位:mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
10878	大森 3968-8 地先(個人宅付近)	-1.6	+5.5	-0.5	+0.2	-5.3
10879	大森 3178 (個人宅)	+0.3	+4.4	-0.2	+2.5	-7.2
10880	浦部 386-8 (浦部駐在所)	+1.4	+3.1	+0.0	+4.4	-8.5
2986	平岡 218 (重量検問所)	-3.3	+5.3	-0.6	-1.5	-8.5
2987	本埜小林 68 (フルハウス付近)	-3.2	+6.2	-0.8	+0.8	-6.7
IM-2	瀬戸 1844-2 (軽費老人ホームよしきり)	-4.5	+4.6	-3.7	+4.7	-10.5
IM-3	美瀬 1-25 (ふれあいセンターいんば)	-7.4	+4.5	-5.3	+3.6	-11.6
IM-4	松虫 516 (いんば学舎)	-6.2	+5.5	-5.7	+4.5	-13.2
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-1.9	+3.7	-1.3	-0.9	-5.9
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	-1.8	+3.8	+0.0	-0.1	-5.3
IZ-3	大森7 (習志野カントリークラブ)	-1.0	+3.0	-0.4	+1.8	-6.4
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	-1.3	+3.7	+0.5	+1.1	-3.9
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	-1.7	+3.2	+1.2	+2.0	-4.6
IZ-10	武西 148-1 (安養寺)	-2.4	+3.0	+1.2	+2.1	-4.0
Mo-1	笠神 1745 (給食センター)	-11.9	+2.8	-2.0	-0.7	-9.7
Mo-2	笠神 781 (消防団器具庫)	-3.1	+5.6	+0.4	+0.8	-9.4
Mo-3	中根 855-2 (料亭まるみや)	-4.8	+2.8	-0.6	-1.1	-11.2
Mo-4	安食ト杭 196-1 (安食ト杭青年館)	-0.7	+1.8	+0.5	-2.5	-8.3

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載した。

資料:千葉県「水準測量成果表」

騒音

■ 道路交通騒音

単位：dB

測定年度	地点名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
R2(2020)	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地先 【A 地域】	68	62	70	65
	市川印西線 大森地先	70	64	70	65
	柏印西線 発作地先	72	64	70	65
	市道 00-016 戸神台一丁目地先 【A 地域】	63	53	70	65
	市道 27-004 中央南一丁目地先 【C 地域】	54	50	70	65
R3(2021)	一般国道 464 号 草深地先 【B 地域】	68	62	70	65
	船橋印西線 船尾地先 【B 地域】	70	68	70	65
	千葉ニュータウン南環状線 内野二丁目地先 【A 地域】	64	55	70	65
	市道 00-032 武西学園台一丁目地先 【A 地域】	59	50	70	65
	市道 27-009 中央南二丁目地先 【C 地域】	59	49	70	65
R4(2022)	一般国道 356 号 木下東三丁目地先 【A 地域】	60	58	70	65
	一般国道 356 号 木下南二丁目地先 【B 地域】	68	64	70	65
	千葉竜ヶ崎線 木下東一丁目地先 【A 地域】	58	56	70	65
	市道 00-023 西の原一丁目地先 【A 地域】	64	58	70	65
	市道 00-027 原四丁目地先 【A 地域】	60	53	70	65
R5(2023)	一般国道 464 号 瀬戸 150 地先 【B 地域】	65	61	70	65
	千葉ニュータウン北環状線 草深 1229 地先 【B 地域】	62	52	70	65
	千葉ニュータウン南環状線 戸神 626 地先 【B 地域】	60	55	70	65
	八千代宗像線 岩戸 286 地先 【B 地域】	65	58	70	65
	市道 2201 号線 舞姫 2 丁目地先 【B 地域】	61	53	70	65
R6(2024)	一般国道 356 号 安食ト杭 994 地先 【B 地域】	69	63	70	65
	千葉臼井印西線 造谷 605 地先 【B 地域】	68	61	70	65
	千葉臼井印西線 滝野 1-7 地先 【A 地域】	66	61	70	65
	佐倉印西線 竜腹寺 650 地先 【B 地域】	67	63	70	65
	印西印旛線 笠神 2584 地先 【B 地域】	64	57	70	65

備考 1) 平成 28(2016)～令和 2(2020)年度は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

備考 2) 道路交通騒音に係る環境基準の地域類型

A 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

資料：環境保全課

ダイオキシン類

■ 大気

単位: pg-TEQ/m³

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					環境基準
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
印西市役所屋上	0.035	0.036	0.025	0.018	0.026	0.60 以下
印旛公民館	-	0.037	-	-	-	
本埜支所	0.026	-	-	-	-	
印西高花測定局	0.066	0.018	0.028	0.019	0.029	

資料: 環境保全課、千葉県「ダイオキシン類常時監視測定結果」

■ クリーンセンターの排気口

単位: ng-TEQ/ Nm³

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					排出基準
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
印西クリーンセンター1号炉	0.041	0.031	0.088	0.067	0.056	1 以下
” 2号炉	0.022	0.039	0.021	0.025	0.027	
” 3号炉	0.040	0.031	0.0005	0.038	0.047	

備考) 3号炉については、「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5ng-TEQ/N m³と定められている。

資料: 印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

単位:件

年 度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
R2 (2020)	53	5	0	16	5	0	8	87	174
R3 (2021)	23	0	0	32	7	0	9	39	110
R4 (2022)	25	3	0	15	2	0	25	59	104
R5 (2023)	9	3	0	5	0	0	3	77	97
R6 (2024)	18	0	0	7	0	0	4	74	103

資料:環境保全課

廃棄物

項 目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	印西地区ごみ処理 基本計画目標値 (R10(2028))
1人1日当たり ごみの排出量	g	884	865	851	817	799	767.6
総資源化率	%	17.8	17.9	17.5	17.3	17.3	23.2

資料:クリーン推進課

ごみ処理の状況

項 目		単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
平均人口		人	105,228	107,179	109,454	110,965	111,598	
年度末人口		人	106,080	108,144	110,208	111,109	111,795	
排 出 量	一 般 家 庭	可 燃	t	18,810.03	18,877.69	18,832.80	18,389.94	18,267.81
		不 燃	t	637.32	591.16	526.68	505.1	494.32
		粗 大	t	1,401.44	1,294.05	1,189.78	1,150.96	988.23
		資 源	t	6,091.59	6,126.60	5,978.69	5,746.886	5,657.672
		計	t	26,940.38	26,889.50	26,527.95	25,792.886	25,408.032
	事業系ごみ	t	7,274.13	7,270.79	7,717.04	7,409.180	7,208.27	
	合 計	t	34,214.51	34,160.29	34,244.99	33,202.066	32,616.302	
1人1日当たりの排出量		g	884	865	851	817	799	

備考) 1人1日当たりの排出量は、年度末人口で算出しています。

資料:クリーン推進課

し尿処理の状況

項目	年度	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
生し尿		t	556	574	552	369	460
浄化槽汚泥		kL	8,085	8,376	8,191	8,507	8,463
総収集量		kL	8,641	8,950	8,743	8,876	8,923
非水洗化世帯数		世帯	7,779	8,200	8,485	8,771	9,560
非水洗化人口		人	18,891	19,736	20,182	20,182	20,860

資料: クリーン推進課 環境保全課

不法投棄物の発生件数

単位: 件

廃棄物の種類	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
家具	21	7	8	9	9
家電製品	52	27	23	20	21
引越ごみ	2	1	3	2	3
建設廃材	5	2	7	4	0
家屋廃材・タタミ	9	3	5	1	5
家庭ごみ	65	51	31	15	6
自動車・自動車 部品・タイヤ	10	13	7	18	17
残土・ガラ類	4	4	0	2	3
草木類	8	1	0	2	0
塗料缶類	4	1	3	0	0
廃プラ類	3	1	0	1	0
その他	2	1	5	4	9
合計	185	112	92	78	73

備考) 不法投棄箇所に複数の廃棄物が投棄されているため、内訳と合計数は一致しません。

資料: クリーン推進課

放射線量測定結果

単位: $\mu\text{Sv/h}$

No.	施設名	令和 6(2024)年 1 月 17 日～3 月 15 日				令和 6(2024)年 12 月 2 日～ 令和 7(2025)年 3 月 14 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
1	木下小学校	R6.2.2	0.057	0.056	0.052	R7.1.23	0.034	0.038	0.044
2	小林小学校	R6.1.18	0.076	0.066	0.067	R6.12.26	0.045	0.038	0.041
3	大森小学校	R6.2.6	0.053	0.054	0.044	R7.2.19	0.047	0.053	0.050
4	船穂小学校	R6.1.28	0.057	0.060	0.058	R7.2.3	0.042	0.052	0.058
5	旧永治小学校	R6.3.15	0.041	0.055	0.056	R7.3.14	0.052	0.055	0.054
6	木刈小学校	R6.1.24	0.037	0.039	0.039	R7.1.14	0.039	0.035	0.030
7	内野小学校	R6.1.17	0.054	0.055	0.038	R7.1.15	0.058	0.057	0.059
8	原山小学校	R6.1.17	0.063	0.061	0.053	R7.1.20	0.053	0.060	0.056
9	小林北小学校	R6.1.18	0.091	0.072	0.066	R7.1.17	0.056	0.045	0.057
10	小倉台小学校	R6.1.24	0.045	0.052	0.058	R6.12.11	0.053	0.048	0.056
11	高花小学校	R6.1.18	0.054	0.042	0.043	R7.2.21	0.069	0.068	0.058
12	西の原小学校	R6.1.17	0.049	0.051	0.036	R6.12.23	0.033	0.029	0.029
13	原小学校	R6.1.17	0.050	0.060	0.053	R7.1.6	0.049	0.052	0.045
14	六合小学校	R6.1.19	0.059	0.048	0.046	R6.12.2	0.059	0.067	0.064
15	旧宗像小学校	R6.1.19	0.053	0.052	0.053	R6.12.6	0.044	0.034	0.043
16	平賀小学校	R6.1.19	0.059	0.052	0.048	R6.12.6	0.050	0.049	0.052
17	いには野小学校	R6.1.24	0.032	0.040	0.031	R7.1.8	0.033	0.031	0.029
18	本埜小学校	R6.1.19	0.038	0.004	0.038	R7.1.6	0.042	0.044	0.037
19	旧本埜第二小学校	R6.1.19	0.055	0.050	0.052	R6.12.26	0.056	0.059	0.046
20	滝野小学校	R6.1.17	0.049	0.038	0.034	R7.1.22	0.058	0.056	0.049
21	牧の原小学校	R6.1.17	0.069	0.065	0.065	R6.12.23	0.053	0.055	0.051
22	印西中学校	R6.2.2	0.046	0.043	0.046	R7.1.17	0.040	0.039	0.043
23	船穂中学校	R6.1.25	0.051	0.049	0.042	R7.3.21	0.052	0.046	0.050
24	木刈中学校	R6.1.24	0.039	0.046	0.041	R6.12.5	0.048	0.068	0.086
25	小林中学校	R6.1.18	0.051	0.049	0.040	R6.12.26	0.043	0.049	0.048
26	原山中学校	R6.1.17	0.049	0.044	0.045	R7.2.21	0.030	0.035	0.038
27	西の原中学校	R6.1.17	0.047	0.045	0.031	R7.2.21	0.030	0.033	0.034
28	印旛中学校	R6.2.2	0.075	0.062	0.069	R6.12.2	0.073	0.074	0.076
29	本埜中学校	R6.1.19	0.041	0.041	0.050	R7.1.14	0.048	0.048	0.035
30	滝野中学校	R6.1.17	0.050	0.041	0.038	R7.1.16	0.035	0.041	0.035

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。
上記以外の想定地点の測定値は、市ホームページで公開しています。

資料:環境保全課「大気中放射線量簡易測定結果(令和 6 年度測定結果)」

単位: $\mu\text{Sv/h}$

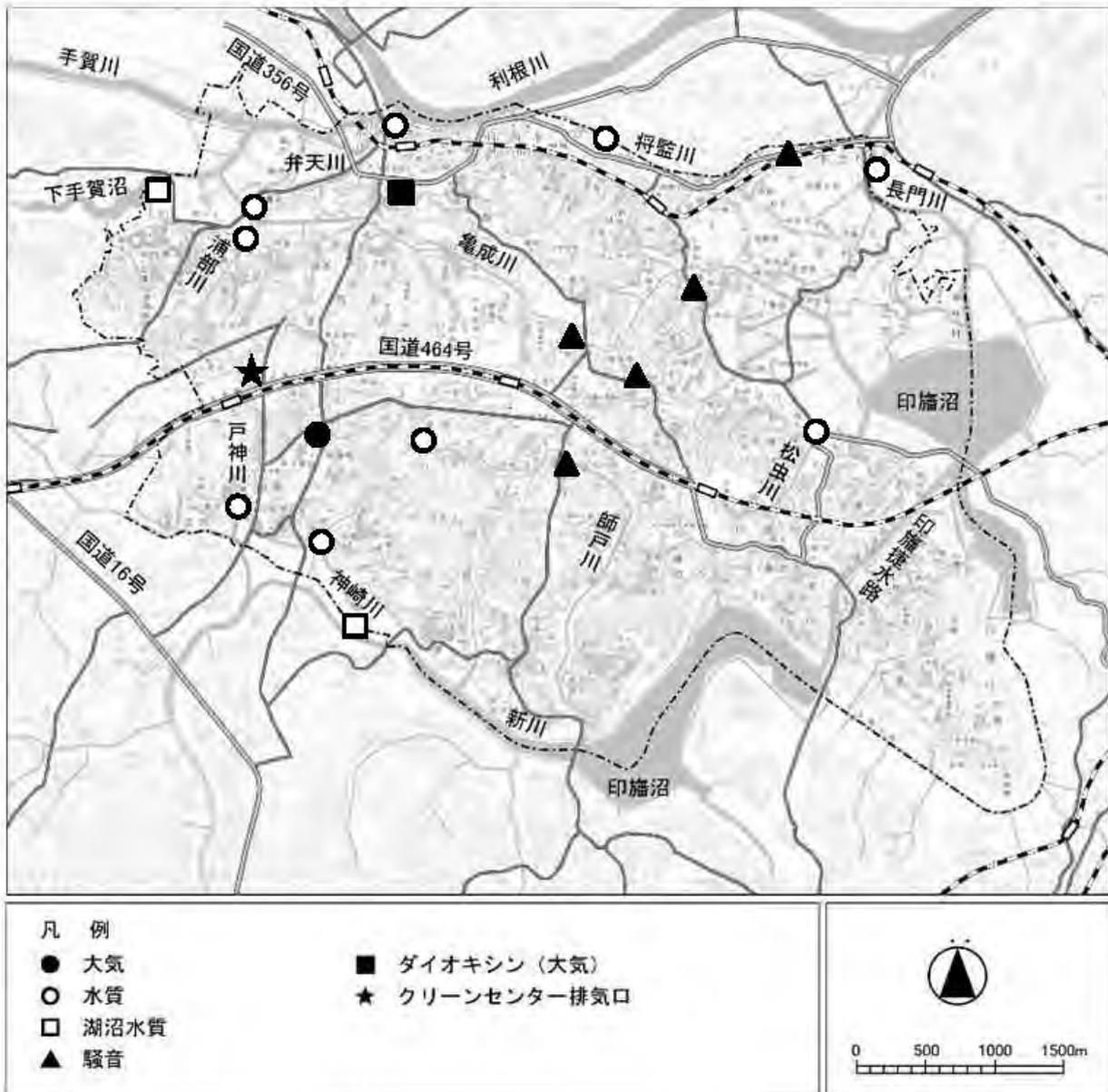
No.	施設名	令和 6(2024)年 1 月 18 日～3 月 15 日				令和 6(2024)年 12 月 2 日～ 令和 7(2025)年 3 月 14 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
31	旧木下保育園	R6.1.26	0.063	0.059	0.063	R7.2.4	0.051	0.050	0.051
32	旧大森保育園	R6.1.26	0.058	0.070	0.063	R7.2.4	0.061	0.064	0.051
33	内野保育園	R6.1.19	0.046	0.047	0.053	R7.1.23	0.059	0.053	0.049
34	木刈保育園	R6.1.18	0.048	0.049	0.052	R7.1.22	0.049	0.055	0.050
35	高花保育園	R6.1.22	0.057	0.054	0.049	R7.1.29	0.048	0.048	0.054
36	西の原保育園	R6.1.23	0.048	0.046	0.045	R7.1.30	0.048	0.040	0.050
37	もとの保育園	R6.1.24	0.066	0.066	0.057	R7.2.3	0.063	0.053	0.066
38	保健福祉センター	R6.2.28	0.048	0.047	0.047	R7.3.7	0.047	0.052	0.041
39	総合福祉センター	R6.3.15	0.044	0.051	0.035	R7.3.14	0.052	0.038	0.048
40	大塚前公園	R6.1.23	0.056	0.050	0.046	R7.1.8	0.038	0.048	0.043
41	印旛中央公園	R6.2.1	0.044	0.048	0.046	R7.2.19	0.053	0.054	0.039
42	大門下児童公園	R6.1.31	0.063	0.060	0.062	R7.1.22	0.077	0.070	0.063
43	松山下公園	R6.1.24	0.069	0.066	0.067	R6.12.26	0.075	0.067	0.075
44	草深公園	R6.1.23	0.071	0.089	0.059	R6.12.26	0.060	0.071	0.064
45	滝野公園	R6.1.22	0.058	0.074	0.069	R7.1.16	0.058	0.06	0.071

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。
上記以外の想定地点の測定値は、市ホームページで公開しています。

資料:環境保全課「大気中放射線量簡易測定結果(令和 6 年度測定結果)」

市内の環境調査地点

●環境指標の進捗状況把握に伴う調査の調査地点位置図（令和6（2024）年度）



環境基準等

■ 大気関係

●千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素(NO ₂)	日平均値の年間98%値が ^g 0.04ppm

●大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が ^g 0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が ^g 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が ^g 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が ^g 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

●環境基準の評価方法(要約)

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	短期的評価	長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

■ 水質関係

●健康項目に関する環境基準(年間平均値)

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下*
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下*
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下*
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

達成期間: 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする

該当水域: 全公共用水域

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和 45 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- * カドミウムの環境基準は、平成 23 年 10 月 27 日に改正された。(旧基準値:0.01mg/L 以下)
- * トリクロロエチレンの環境基準は、平成 26 年 11 月 17 日に改正された。(旧基準値:0.03mg/L 以下)
- * 六価クロムの環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日に改正された。(旧基準値:0.05mg/L 以下)
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

●生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級水 浴及びB以 下の欄に掲 げるもの	水道3級 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	水道3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2級農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水3 級環境保 全
項目						
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.0~8.5	6.0~8.5
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌数	20CFU /100mL 以下	300CFU /100mL 以下	1,000CFU /100mL 以下	-	-	-

該当水域：全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
備考）基準値は、日間平均値とする。（湖沼もこれに準ずる。）

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

■ダイオキシン類関係

●ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

大気	水質	土壌	水底の底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値が 1pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

■ 騒音・振動関係

●騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

備考) 工業専用地域については適用されない。

●道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

●幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- (注)
- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を越える道路では20メートルの区域をいう。

●自動車騒音に係る区域の区分と要請限度

地域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路の面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路の面する区域	75dB	70dB

備考)

要請限度：自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、公安委員会などに防止措置を要請することができる数値。

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域：専ら住居の用に供される地域
- 2 b区域：主として住居の用に供される地域
- 3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

●自動車騒音に係る幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75dB 以下	70dB 以下

●道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域		70dB	65dB

備考)

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

■ 土壌関係

●土壌の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

備考)

1 環境検液とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号付表に定められる方法により調製された液。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

■ 地下水関係

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2 環境施策進捗状況調査結果

基本目標 1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

1-(1) 谷津と台地を中心とした里山の保全

環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり			
	②	個別目標	1-(1)谷津と台地を中心とした里山の保全			
	③	施策	①樹林地・斜面林の保全 ②農地の保全			
	④	施策の方向性	<p>本市は自然環境が豊かな地域であり、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境や谷津と台地を中心とした里山は、水と緑に恵まれた本市の特性を形づくる重要な環境要素です。</p> <p>中でも谷津は、長い年月の中で利根川水系による台地の浸食と海面の変動によって平らな谷底を持つ浅い谷地形がつけられた地質的な成り立ちを示すとともに、せり上がる樹林地・斜面林と湧き出る地下水、それらを利用して人々が作り上げた谷津田から構成されています。</p> <p>谷津と台地を中心とした里山は、自然のままに放置して得られたものではなく、水田や水路、そして斜面林の季節的な維持管理、下草刈り、山菜採りといった、人々の自然と共生する生産・生活活動を通じた働きかけによって植生が保たれ、継承されてきた貴重な資源です。</p> <p>しかしながら、近年は農家の後継者不足や産業構造の変化に伴う離農者の増加などにより、かつての農地が宅地やその他用地へ転用されたり、遊休農地となることで人の手が入らなくなり動植物の種類が乏しくなる(生物多様性の低下)など、里山の荒廃、機能の低下が懸念されます。</p> <p>継承してきたこれらの豊かな自然環境を維持するため、市内における農業の活性化を図るほか、放棄された水田などに隣接する水路や農道、斜面林の保全管理を、農家、非農家(市民や環境活動団体など)、行政の協働により取り組んでいきます。</p>			
環境施策	樹林地・斜面林の保全	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価
		農政課	○保全活動の担い手の確保や育成に向け、森林整備補助事業を実施します。	(1)県単森林整備事業を実施。 (2)チェーンソー及び刈払機の安全講習会を実施。 (3)林業体験教室を実施。 関連する下記事業について広報紙及びホームページによる周知を実施した。 (1)県単森林整備補助事業補助金。 (2)チェーンソー及び刈払機安全講習会	(1)件数5件 面積1.13ha (2)1回(市内在住・在勤8名) (3)3回(大森小、教育センター) (1)広報掲載1回及びホームページへ掲載 (2)広報掲載1回及びホームページへ掲載	A
		農政課	○地域森林計画対象民有林やその他樹林地において、所有権の調査や森林環境譲与税を活用した維持管理の仕組みづくりなどを検討していきます。	森林環境譲与税活用した主な森林整備事業 (1)チェーンソー及び刈払機の安全講習会実施業務委託 (2)草深の森の整備委託費 (3)県単森林整備事業補助金	(1)481,800円 (2)1,527,460円 (3)540,140円	A
	環境保全課	○市民・事業者・行政の協働による里山保全事業を実施します。	武西の里山において、市民活動団体との協働による保全作業や生物調査を実施した。 草深の森において、市民活動団体による保全作業やイベントを実施した。 市民活動団体が実施する里山関連行事の広報支援を行った。	武西の里山保全回数 9回 各種調査 18回 講習会・イベント 7回 草深の森保全回数 10回 講習会・イベント 4回 里山保全活動団体 14団体 里山関連イベント 16回	B	
	農地の保全	農政課	○優良な農地を保全するために農用地区域を指定します。	農用地区域の一部変更	▲1.25ha	B
		農政課	○農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農地の荒廃を防ぐため、農業後継者や新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手に農地の利用集積を促進します。	新規就農者へ資金の交付を行った。	農業次世代人材投資資金 1経営体 1,350,000円 経営開始資金 1経営体 1,500,000円	A
		農政課	○遊休農地の発生防止のため、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業による支援や、補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用などを促進します。	(1)農地中間管理事業の活用 (2)小規模土地改良事業にて、農業者及び土地改良区に対し、補助金交付を行った。	(1)マッチング14件 10.8ha (2)農業者 18経営体 2,705,884円 土地改良区 3団体 2,513,631円	A
		農政課	○市民やボランティアなど多様な人々の農業への理解と関心を深めるために市民農園の利用を促進します。	利用者の募集について広報誌、ホームページにより周知を実施した。 施設の維持管理を図るため、業者委託により草刈りや排水管清掃などを行った。	広報掲載1回及びホームページによる周知を実施した。	A
		農政課	○農作物の地産地消を振興するため、農作物直売所が行う販売促進事業を支援するとともに、保育園・学校などにおける食育や農業体験を実施します。	(1)地産地消推進事業にて、市内直売所に対し、補助金交付を行った。 (2)農業体験教室	(1)5経営体 413,728円 (2)2教室 938人	A
		農政課	○環境保全型農業を促進するため、低農薬・無農薬栽培を支援します。	環境保全型農業直接支援対策事業の対象者に対し、補助金交付を行った	1件 68,400円	A
農政課		○水路、農道や法面などの農業を支える共用施設の保全管理に取り組み農業者や地域住民の共同作業を支援します。	多面的機能支払交付金事業の対象者に対し、交付を行った。	13団体 24,736,832円	A	
環境保全課	○谷津の保全に向け、営農地については土地所有者と行政、遊休農地については土地所有者、市民、事業者、行政などの協働に基づく保全・活用に向けた仕組みづくりを検討します。	谷津の保全に向けた仕組みづくりの検討を進める。	実績なし	-		

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度	目標	目標	実績	実績	評価
				R2(2020)現状	R8(2026)	R13(2031)	R5(2023)	R6(2024)	
⑥	里山保全活動団体数	環境保全課	団体	12	現状以上	現状以上	15	14	☆☆☆
	里山保全回数	環境保全課	回	11	現状以上	現状以上	18	18	☆☆☆
	農振農用地面積	農政課	ha	3,101	現状維持	現状維持	3,099	3,098.25	☆
	認定農業者及び認定新規就農者数	農政課	経営体	67	77	77	69	85	☆☆☆
	遊休農地面積	農政課	ha	251	現状以下	現状以下	248	247	☆☆☆
	多面的機能支払交付金交付団体数	農政課	団体	11	現状以上	現状以上	13	13	☆☆☆

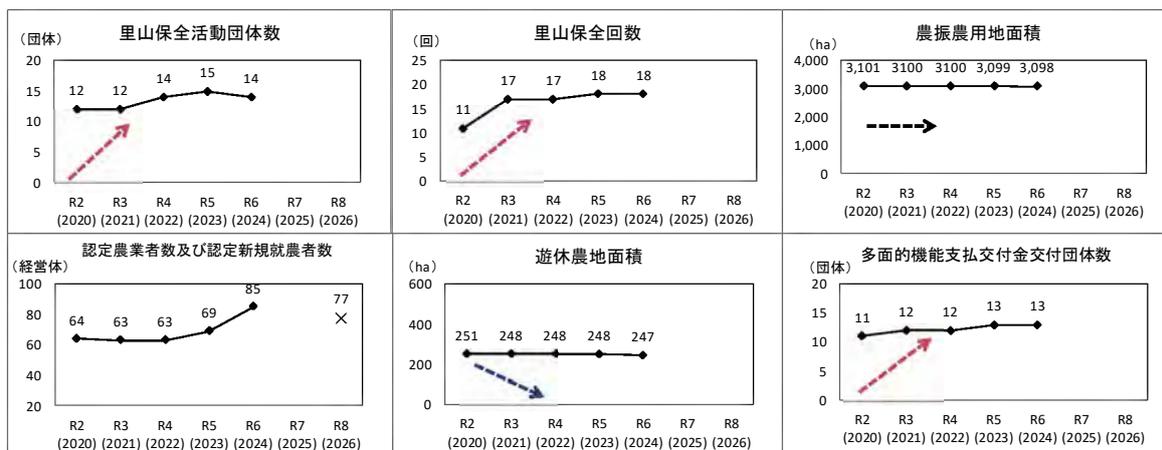
備考)「里山保全回数」は、市が実施した里山保全回数をカウントしています。

備考)「農振農用地面積」は、農業用施設用地面積を除いています。

備考)「遊休農地面積」の基準年度値(令和2(2020)年度)は、耕作放棄地の定義の見直しに伴い、1号、2号遊休農地の数値を採用したため、「第3次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

個別目標1-(1) 谷津と台地を中心とした里山の保全

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	8	73%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	2	18%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	1	9%
	11	100%

目標 :	R8(2026) 値	×
	現状以上	↗
	現状維持	→
	現状以下	↘
評価 :	☆☆☆	5
	☆☆	0
	☆	1
	—	0

≪総評、今後の方向性≫

市民活動団体との協働による里山の保全作業や生物調査を実施したほか、市民活動団体による里山関連行事の広報支援を行いました。今後も引き続き、市民・事業者・行政の協働による里山の保全・活用に向けた仕組みづくりの検討を進めます。
また、農業施策については概ね目標を達成しています。
農業振興地域農用地面積については、地域の情勢等を鑑みながら優良農地の確保に努めます。

1-(2) 生きものの生息・生育空間の保全

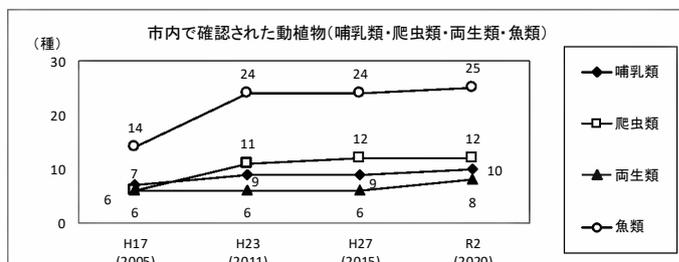
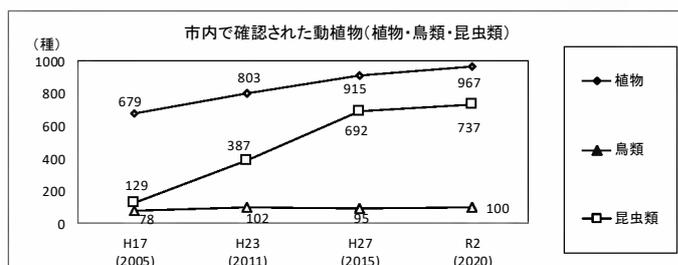
環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり			
	②	個別目標	1-(2) 生きものの生息・生育空間の保全			
	③	施策	①生きものの生息・生育空間の把握 ②多様な生態系の保全 ③水辺環境の保全			
	④	施策の方向性	<p>市内の自然環境調査では、ホタル、サンバやキンランをはじめとする希少な動植物の生息・生育が確認されています。また、初夏に谷津周辺で飛翔するホタルは毎年多くの市民が見に訪れ、古くから地域で親しまれてきました。</p> <p>一方、カミツキガメやナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクなどの特定外来生物が増加しており、本市特有の生物や生態系にとって大きな脅威となっているほか、イノシシ、ハクビシンやゴブハクチョウなどの有害鳥獣による生活被害や農作物被害も増加しています。</p> <p>私たちの暮らしは、生活に欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、生態系から得られる恵みによって支えられています。本市の恵まれた自然環境や豊かな生態系を守り、保全していくために、市民や事業者と生物多様性の有する機能や重要性を広く共有していきます。</p> <p>また、利根川・印旛沼・手賀沼などの水辺環境について、環境教育を通じた市民の意識向上を図るとともに、清掃活動や湧水調査など、市民と行政の協働による維持管理に努めていきます。</p>			
環境施策	生きものの生息・生育空間の把握	担当課	施策の内容	R6(2024) 取組実績(内容)	R6(2024) 取組実績(数値)	取組評価
		環境保全課	〇動植物の生息・生育状況を把握するため、定期的に市域全域での自然環境調査を実施するほか、市民から情報を収集します。	定期的に自然環境調査を実施し、市内に生息・生育する動植物の概況を自然環境の変化を把握することとしている。(過年度H14、H17、H23、H27、R2実施)	印西市自然環境調査報告書(令和3年5月)における確認種数 植物:967種 動物:892種 (哺乳類):10種 (鳥類):100種 (爬虫類):12種 (両生類):8種 (昆虫類):737種 (魚類):25種	-
	環境保全課	〇地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・古木などの独立樹の保全に向け、定期的な調査を実施します。	印西地区は令和3年度に巨樹・巨木林等調査を実施した。印旛・本埜地区については、未実施のため、実態調査の実施を検討する。	実績なし	-	
	環境保全課	〇生物多様性の維持に向け、貴重な動植物の生息・生育環境の保全方法を検討します。	自然環境調査により、貴重な動植物の生息状況の把握に努めるとともに、生物多様性地域戦略策定の検討を進める。	実績なし	-	
	多様な生態系の保全	環境保全課	〇外来種への対策として、県と連携し、市域における在来種の生息・生育状況に悪影響を与えるリスクの高い特定外来生物の防除を実施します。	県と関係機関と連携し、生活被害や農作物被害を引き起こす特定外来生物等の捕獲作業を実施した。また、外来生物に関して注意喚起の情報提供を行った。	カミツキガメ 226頭 アライグマ 117頭 ※ハクビシン 96頭 ※イノシシ 957頭 ※タヌキ 144頭 ※印は有害鳥獣として捕獲	A
		環境保全課	〇ペットが野外に逃げ出したり捨てられることで生態系に及ぼす悪影響を防ぐため、市民・事業者へ適切な管理に関する意識啓発を行います。	家で飼っている動植物を自然界に放したり植えたりしないことについて、環境行動指針を通じて意識啓発を図った。	ホームページ掲載(常時)	B
		環境保全課	〇有害鳥獣対策として、捕獲・追い払いのほか、電気柵の普及拡大や捕獲従事者の担い手の充実を図ります。また、捕獲従事者の高齢化及び負担軽減に対応するため、ICTを活用した捕獲の推進など効率的かつ省力化に向け取り組んでいきます。	電気柵の自力施工による整備事業を実施し、防護対策を推進した。ICTの活用として、くくりわな作動通報システムを追加整備し、捕獲従事者の負担を軽減できる取組を整備した。	電気柵の設置 14,900メートル くくりわな作動通報システムの整備 端末10台	A
		環境保全課	〇動植物が生息・生育する場所の環境保全意識の高揚を図り、野生生物全般の乱獲や過度な採取を抑制するため、自然探訪や自然教室など身近な自然と触れ合う機会を提供します。	いんざい自然探訪を開催し、動植物の生息・生育環境についての保全意識の高揚を図った。	いんざい自然探訪 3回 参加者数延べ 47人	A
		環境保全課	〇生態系を保全するため、一定規模以上の開発に際しては、野生生物の生育・生息環境に配慮した事業の実施を事業者へ要請します。	開発行為に対しては、印西市環境基本条例に則り、事業を実施する旨要請した。	開発行為事前協議件数 39件	A
	水辺環境の保全	環境保全課	〇良好な水辺環境を維持するため、多様な自然が保たれる工法を用いた河川・農業用水路などの整備を関係機関に要請します。	環境保全課で把握できる大規模な河川、農業用水路の整備はなかった。	実績なし	-
		環境保全課	〇印旛沼・手賀沼周辺において、草刈や堆積土の除去、周辺の樹木の枝払いや伐採など、市民参加による水辺の清掃活動や保全活動を実施します。	手賀沼流域協働調査により市民とともに湧水調査、河川の水質・水生生物調査を実施した。また、市民活動団体とともに河川の清掃活動を実施した。	協働調査(春季・冬季) 2回 清掃活動 1回	A
		環境保全課	〇湧水ポイントを把握するとともに、適切に保全します。	手賀沼流域2ヶ所を把握し、水質調査を実施した。	水質調査をしている湧水ポイント2ヶ所	A

数値目標	環境指標		進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価	
	在来種の 生息・ 生育種数	植物		環境保全課	種数	682	現状維持	現状維持	-	-	-
		動物	哺乳類			8	現状維持	現状維持	-	-	-
鳥類			96			現状維持	現状維持	-	-	-	
爬虫類			10			現状維持	現状維持	-	-	-	
両生類			6			現状維持	現状維持	-	-	-	
昆虫類			716			現状維持	現状維持	-	-	-	
魚類			12			現状維持	現状維持	-	-	-	
外来種の 生息・ 生育種数	植物		環境保全課	種数	285	現状以下	現状以下	-	-	-	
	動物	哺乳類			2	現状以下	現状以下	-	-	-	
		鳥類			4	現状以下	現状以下	-	-	-	
		爬虫類			2	現状以下	現状以下	-	-	-	
		両生類			2	現状以下	現状以下	-	-	-	
		昆虫類			21	現状以下	現状以下	-	-	-	
		魚類			13	現状以下	現状以下	-	-	-	

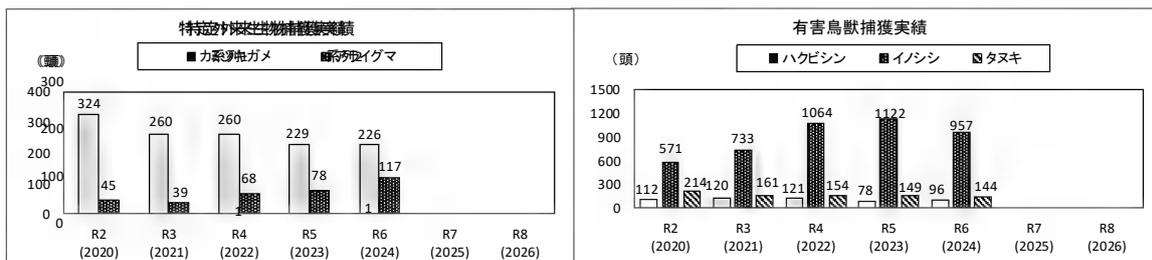
備考)「在来種の生息・生育種数」と「外来種の生息・生育種数」については、自然環境調査を5年に1回程度実施することとし、定期的に現状を把握しています。直近の自然環境調査は令和2(2020)年度実績となります。次回は令和7(2025)～令和8(2026)年度に調査を実施予定です。

個別目標1-(2) 生きものの生息・生育空間の保全

■環境指標の推移



■その他の指標



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	6	55%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	1	9%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	4	36%
	11	100%

《総評、今後の方向性》

多様な生態系の保全に向け、特定外来生物の捕獲作業を実施するとともに、外来生物に関する情報提供を行いました。また、いんざい自然探訪を開催し、市民の環境保全意識の高揚を図りました。

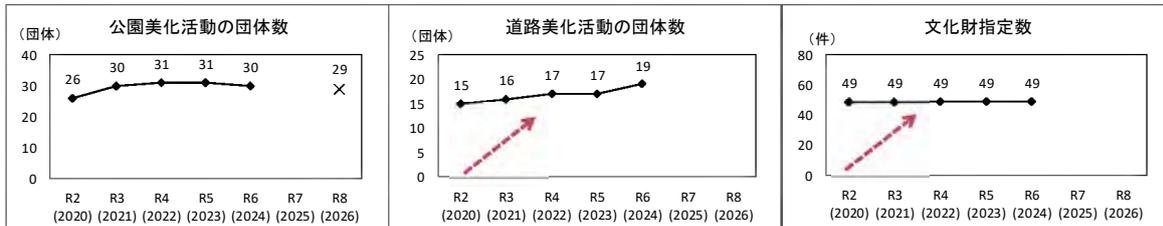
市民や市民活動団体との協働により、湧水調査や河川の水質・水生生物調査、清掃活動等を実施し、水辺環境の保全に努めました。

1-(3) 暮らしと自然のつながりの確保

環境基本計画データ管理シート										
位置づけの整理	①	基本目標	豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり							
	②	個別目標	1-(3) 暮らしと自然のつながりの確保							
	③	施策	①自然と調和したまちづくり ②文化・歴史の保全							
	④	施策の方向性	<p>本市には、里山をはじめとする自然・田園風景が広がっていると、まちづくりを通じて都市公園や街路樹などの身近な緑が保全・創出されています。</p> <p>一方、千葉ニュータウンを中心とした市街地では、ゆとりと落ち着きのある住宅地や賑わいのある大型商業施設・業務施設など全体的にまとまりのある景観が形成されています。</p> <p>市内各所に見られる社寺や木下貝層をはじめとする指定文化財、その周辺に残る社寺林や屋敷林などは、人と自然が関わりあい形づくってきた文化・歴史景観を示しています。</p> <p>今後も、市民が住み続けたいと思えるまちとするためには、本市特有の景観を継承・向上させ、暮らしの中で樹木や草花などの緑を身近に感じられるまちづくりを行い、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。</p> <p>引き続き、公園・道路美化活動の推進や印西市開発事業指導要綱に基づく指導、緑化の要請などを行うとともに、地域に関わる市民や事業者を含めた人々との協働により、印西市を取り囲む利根川・印旛沼・手賀沼と里山からなる生態系ネットワークに配慮しながら、暮らしと自然のつながりの確保を図っていきます。</p>							
環境施策	⑤	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価				
		都市整備課	〇うるおいのある生活空間の創出に向けて、四季を通じて市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民とともに進めます。	印西市の花であるコスモスの種を小中学校や幼稚園・保育園、市民団体等に配布した。また、市民個人にも種を配布し、市内各所にコスモスを咲かせることができた。公園美化活動団体に対し花苗等の提供を行い、花のある美しいまちづくりに貢献することができた。	コスモスの種個人配布:本庁及び各支所、各出張所計10箇所にて4,000袋配布 団体配布:学校関係68校、市民団体12団体の計80団体に配布	A				
		都市整備課	〇市民・事業者が自発的かつ自主的に行う公園の美化活動に対し、管理に必要な物品や用具の貸与・支給などの支援を行います。	公園美化活動団体に対し活動に必要な物品、用具等の支給を実施した。	公園美化活動団体数 30団体	A				
		都市整備課	〇緑地協定により、住宅地の緑化を促進します。また、一定規模以上の工場や事業所などについては、事業者に対して緑化協定に基づいた緑の創出を要請します。	印西市開発事業指導要綱に基づき、民間開発等による工場や事業所等については、適切な緑地の確保を指導し、住宅地の整備の際には、各区域に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請した。	開発事業指導要綱に基づく事前協議申請件数 36件	B				
		土木管理課	〇街中の良好な緑陰空間や都市景観の形成に向けて、街路樹など植栽帯の適切な整備・管理を行います。	街路樹管理業務委託により適正な管理に努めた。	街路樹管理業務委託 10件	A				
		都市計画課	〇「印西市景観計画」に基づき、本市の原風景である里山や、広大な田園などの緑あふれる景観の保全、それらを活かした景観まちづくりを推進します。	市民等が景観まちづくりに関する意見交換や提言等を行う場として、令和元年10月1日に「景観まちづくり市民懇談会」を設置し、令和6年度については、市の特性を活かした景観まちづくりの推進に向けた取組・活動を検討するため開催した。	令和6年度第1回景観まちづくり市民懇談会(令和6年10月22日開催) 令和6年度第2回景観まちづくり市民懇談会(令和7年3月24日開催)	A				
		都市計画課	〇開発行為を行う事業者に対し、印西市開発事業指導要綱に基づく指導を実施するなど、土地利用の適正な誘導を行い、街中における緑の保全を図ります。	開発行為や宅地造成工事などの許可等に際して、法令等に基づいて適正な土地利用を図るよう誘導し、敷地内の緑化等、指導要綱等で定める整備基準を満足するよう指導した。	事前協議 34件 法29条許可 63件 法43条許可 56件	A				
	文化・歴史の保全	〇郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通じて郷土意識の涵養を図り、社寺やその周辺に残る社寺林・屋敷林など本市特有の風景を保全します。	文化財指定地の保全を行った。 印旛地区仏像調査の刊行に向けた準備を引き続き行った。 宝珠院観音堂にて防災訓練を行った。 道作古墳見学会を実施した(春・秋・R7春) 木下貝層貝化石採集観察会を行った。 企画展「印波之人 香取秀真～近代鎔金の父～」を開催した。講演会、ギャラリートーク、ワークショップを関連事業として行った。 ミニ企画展を冬に開催した。	指定文化財49件 視察2箇所 見学会参加者数120人(春42・秋55・R7春23) 観覧会参加者数17人 企画展来場者数1052人 講演会来場者数184人 ギャラリートーク参加者90人(①50人、②40人) ワークショップ参加者13人	B					
	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価
		公園美化活動の団体数	都市整備課	団体	26	29	29	31	30	☆☆☆
道路美化活動の団体数		土木管理課	団体	15	現状以上	現状以上	17	19	☆☆☆	
	文化財指定数	文化振興課	件	49	現状以上	現状以上	49	49	☆☆☆	

個別目標1-(3) 暮らしと自然のつながりの確保

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	6	75%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	2	25%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	8	100%

目標 :	R8 (2026) 値	×
	現状以上	
評価 :	☆☆☆	3
	☆☆	0
	☆	0
	—	0

《総評、今後の方向性》

市の花であるコスモスを各団体及び市民に配布し、公園美化活動団体には花苗等を提供することで、花のある美しいまちづくりに貢献することができました。また、公園美化活動団体に対し活動に必要な用具等の支給を実施し、適切に支援を行うことができました。今後も引き続きみどりのあるまちづくりの推進及び都市公園の適切な維持管理に努めていきます。街路樹などの植栽帯については、今後も継続して適正な管理に努めていきます。「印西市景観条例」に基づき、周辺の景観に影響を与える一定規模の行為について、届出制度を運用し、市の良好な景観の誘導を図りました。また、景観まちづくりに関するオンライン会議・セミナーに参加し、専門的な知識・技術の習得に努めました。引き続き、開発行為や宅地造成工事などの許可等に際しては、法令等に基づき、適正な土地利用を図るよう誘導・指導してまいります。文化・歴史の保全に関しては、文化財の周知・普及の一環として、道作古墳見学会及び貝化石採集観覧会を実施しました。また、印旛歴史民俗資料館及び木下交流の社歴史資料センターでは、公文書や地域史料の保存に努めました。

基本目標 2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり

2-(1) 良好な生活環境の保全

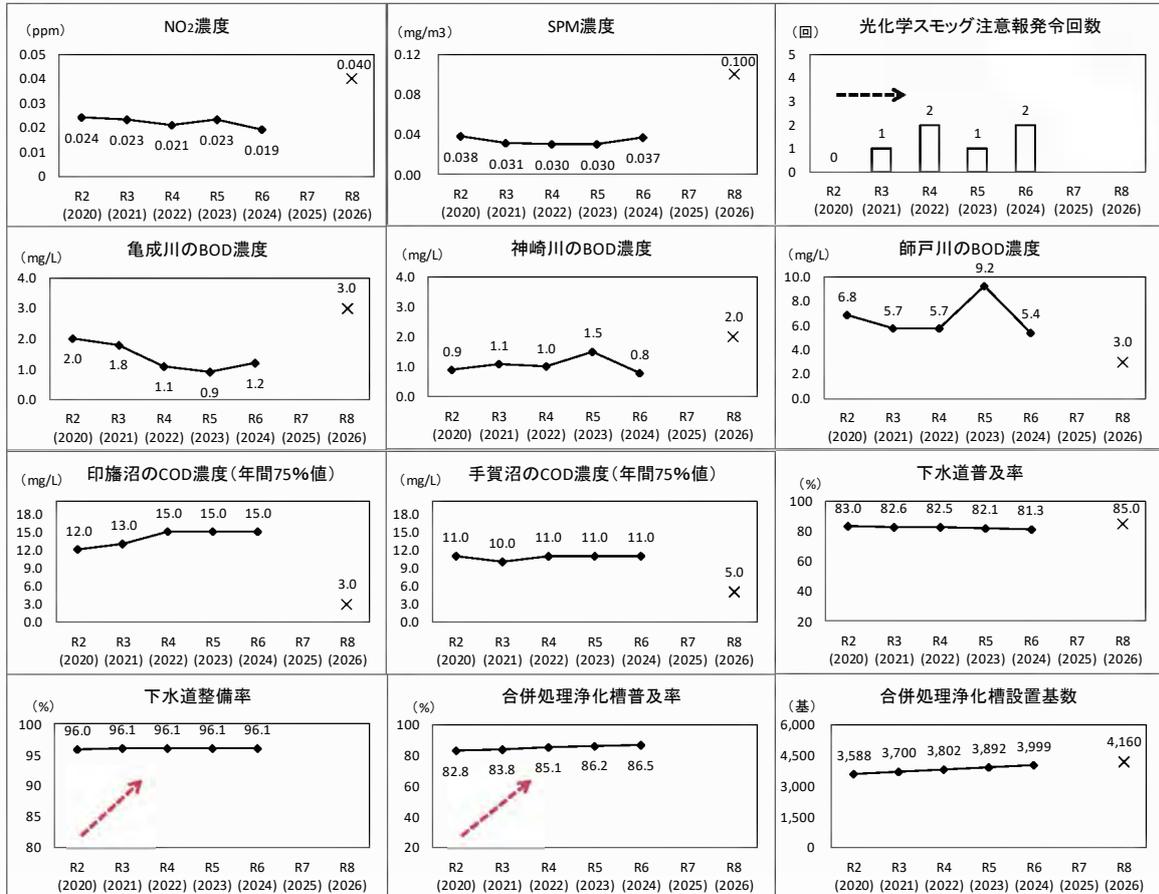
環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり			
	②	個別目標	2-(1) 良好な生活環境の保全			
	③	施策	①大気環境の保全 ②水・土壌環境の保全 ③騒音・振動・悪臭の防止			
	④	施策の方向性	<p>本市では、高花地区に一般環境大気測定局が設置され、年間を通じて大気の状態が観測されています。本市の二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びPM2.5は環境基準値以下で推移していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。</p> <p>水質環境については、公共下水道の整備、認可区域外における合併処理浄化槽の普及などの対策を実施してきました。</p> <p>今後は、師戸川や印旛沼・手賀沼などの水質改善に向け、広域的な連携のもと、生活系や産業系、面源系などの排水による複合的な要因を踏まえた新たな取組の検討・実施を進めます。</p> <p>騒音・振動については、市内の主要幹線道路を中心に実施する騒音・振動調査を継続し、定期的な調査や寄せられた苦情などをもとに発生源へ適切な指導を行うことで改善を図ります。</p>			
環境施策		担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価
	大気環境の保全	環境保全課	○大気環境を常時監視するとともに、環境基準を超過した際は注意喚起を行います。	大気ダイオキシン類環境調査を実施、測定結果を県に報告した。	環境調査 夏冬2回2地点	A
		環境保全課	○工場・事業場などからの排出ガス抑制に関する普及啓発と指導を行います。	排出ガス抑制等の指導を行う事案はなかった。	実績なし	—
		環境保全課	○排出ガスの少ない自動車や運転方法について普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。	市ホームページで、エコドライブに関する情報提供を行うとともに、大気汚染防止のための冬季対策の実施について普及啓発を図った。	ホームページ掲載	A
		クリーン推進課	○野焼き行為を防止するため、広報紙・ホームページによる意識啓発やハトロールによる監視などを行います。	通報を受けて現場を確認し、指導等を行った。	通報件数 30件 (うち警察・消防署6件) 広報掲載 1回	A
	水・土壌環境の保全	環境保全課	○市内の水質環境を把握するため、河川、湧水、地下水及び工場排水などの水質の定期測定を実施します。水質事故の発生時には発生源施設への立ち入りや指導を行います。	水質事故時の連絡体制により対応し、汚染物質を除去するようにしている。 特定施設への立入等の事案は発生しなかった。	実績なし	—
		下水道課	○下水道が未整備となっている区域の計画的な公共下水道の整備を進めます。	取組実績なし	取組実績なし	—
		環境保全課	○公共下水道が整備されていない地区における高度処理型合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置後の維持管理の必要性を周知徹底します。	公共下水道認可区域外における高度処理型合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付した。 補助金により浄化槽を設置して5年経過した方を対象に、簡易水質検査を実施した。	補助件数 107件 補助件数 3,999件(累計) 調査件数 69件	A
		クリーン推進課	○家庭の生活排水対策の一環として、使用済み食用油の回収・資源化などを行います。	家庭から排出される使用済み食用油について、市内15箇所で開催回収を行い、資源化を図った。また、広報紙で周知を行った。	15箇所 6.120kg	A
		環境保全課	○台地での降雨の適正な水循環を図っていくため、雨水貯留施設や雨水浸透槽などの設置普及を進めます。	開発行為等事前協議において、雨水貯留施設、雨水浸透施設の設置について事業者に協力を願っている。	開発行為事前協議件数 39件	A
	騒音・振動・悪臭の防止	環境保全課	○地下水の適切な利用について、意識啓発・指導を行います。	揚水施設の規制については、必要最小限とし、他水源のある未規制口径の揚水機についても、任意で立ち合いを行ったことにより、地下水の適正利用を図った。	揚水施設新規立会0件 未規制揚水機立会8件	A
		道路建設課(建設課)	○歩道の新設・改良工事の際には、透水性舗装による整備を推進します。	小林駅南口駅前広場等整備事業において、透水性舗装により歩道を整備した。	小林駅南口駅前広場等整備事業 面積A=1030㎡	A
		環境保全課	○不法な残土の埋立を防止するため、盛土の監視ハトロールを実施するほか、特定事業の申請者には法令の遵守を徹底するよう指導を行います。	残土現場の監視ハトロールを職員及び委託業者で実施し、特定事業の申請者には法令等の遵守を徹底させた。	残土ハトロール回数(委託業者) 118回 相談 44件 指導 0件	A
環境保全課		○市内道路における騒音・振動調査を実施するとともに、関係機関に対し、道路の適正な維持・管理対策の充実・強化を働きかけます。	市内5地点で騒音調査を実施した。	5地点で環境基準を達成 環境基準 昼間:70dB 夜間:65dB	A	
環境施策	環境保全課	○事業所・商業施設、建設作業を発生源とする騒音・振動について、法令及び条例に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。	特定施設、特定作業、特定建設作業の届出を受理した。	特定施設:53件 特定作業:6件 特定建設作業:147件	A	
	環境保全課	○家庭を発生源とする生活騒音について意識啓発を行い、市民の意識の高揚を図ります。	生活騒音に関するリーフレットを設置し、市民に対する意識啓発を図った。	リーフレット設置	A	
	環境保全課	○「悪臭防止法」及び「印西市環境保全条例」に基づき悪臭の発生源の管理者へ指導を行います。	事業者への指導はなかった。	実績なし	—	

環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度	目標	目標	実績	実績	評価
			R2(2020)現状	R8(2026)	R13(2031)	R5(2023)	R6(2024)	
二酸化窒素(NO ₂)濃度	環境保全課	ppm	0.024	県目標値(0.04)以下を維持	県目標値(0.04)以下を維持	0.023	0.019	☆☆☆
浮遊粒子状物質(SPM)濃度	環境保全課	mg/m3	0.038	環境基準(0.10)以下を維持	環境基準(0.10)以下を維持	0.030	0.037	☆☆☆
光化学スモッグ注意報発令回数	環境保全課	回	0	現状維持	現状維持	1	2	☆
亀成川のBOD濃度(年間75%値)	環境保全課	mg/L	2.0	環境基準(3)以下を維持	環境基準(3)以下を維持	0.9	1.2	☆☆☆
神崎川のBOD濃度(年間75%値)	環境保全課	mg/L	0.9	環境基準(2)以下を維持	環境基準(2)以下を維持	1.5	0.8	☆☆☆
師戸川のBOD濃度(年間75%値)	環境保全課	mg/L	6.8	環境基準(3)以下を維持	環境基準(3)以下を維持	9.2	5.4	☆☆
印旛沼のCOD濃度(年間75%値)	環境保全課	mg/L	12.0	環境基準(3)以下を維持	環境基準(3)以下を維持	15	15	☆
手賀沼のCOD濃度(年間75%値)	環境保全課	mg/L	11.0	環境基準(5)以下を維持	環境基準(5)以下を維持	11	11	☆
地下水の水質汚濁に係る環境基準(28項目)	環境保全課	—	調査2地点全項目基準を達成	基準達成	基準達成	調査地点:2地点うち2地点で基準を達成	調査地点:2地点うち2地点で基準を達成	☆☆☆
下水道普及率	下水道課	%	83.0	85.0	85.0	82.1	81.3	☆
下水道整備率	下水道課	%	96.0	現状以上	現状以上	96.1	96.1	☆☆☆
合併処理浄化槽普及率	環境保全課	%	82.8	現状以上	89.0	86.2	86.5	☆☆☆
合併処理浄化槽設置基数(補助対象分累計)	環境保全課	基	3,588	4,160	4,510	3,892	3,999	☆☆
土壌の汚染に係る環境基準(29項目)	環境保全課	—	調査3地点全項目基準を達成	基準達成	基準達成	調査地点:1地点うち1地点で基準を達成	調査地点:1地点うち1地点で基準を達成	☆☆☆
道路交通騒音測定値	環境保全課	—	調査4地点で環境基準を達成	基準達成	基準達成	調査地点:5地点うち5地点で基準を達成	調査地点:5地点うち5地点で基準を達成	☆☆☆

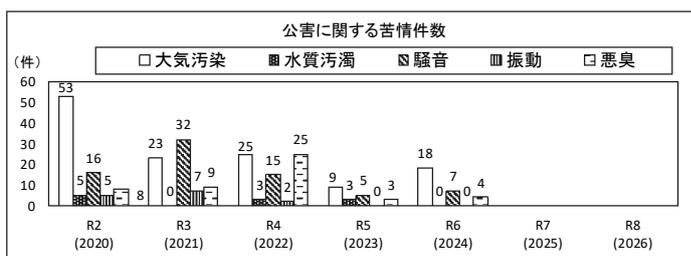
備考)河川のBOD濃度は、市が実施した水質測定の結果を示しています。水質汚濁防止法の規定に基づく、公共用水域の水質測定点とは異なります。なお、師戸川の計測地点は河川法における河川にはあたりません。

個別目標2-(1) 良好な生活環境の保全

■環境指標の推移



■その他の指標



目標 :	R8(2026) 値	×
	現状以上	↗
	現状維持	→
評価 :	☆☆☆	9
	☆☆	2
	☆	4
	—	0

■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	12	75%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	0	0%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	4	25%
	16	100%

《総評、今後の方向性》

河川の水質については、師戸川におけるBOD濃度が昨年度と比較して低下しているものの、依然として環境基準を超過しています。水質環境保全のための取組を引き続き実施していくとともに、関係機関と連携を図りながら改善に努めていきます。

地下水の水質汚濁及び土壌の汚染については、いずれも調査全地点で全項目の環境基準を達成できました。

また、道路交通騒音についても、調査全地点で環境基準を達成できました。

今後も引き続き、良好な生活環境の保全のためのモニタリングを継続していきます。

公共下水道事業計画区域における汚水施設の整備に関しては、市街化区域の整備が概成し、下水道の整備率は96.1%となっています。

現在は、市街化調整区域の汚水施設整備を推進していますが、地域の現状として浄化槽による汚水処理が進んでいることから、当面、下水道施設の老朽化対策や地震対策工事を優先的に進める方針としています。

2-(2) 有害化学物質対策の推進

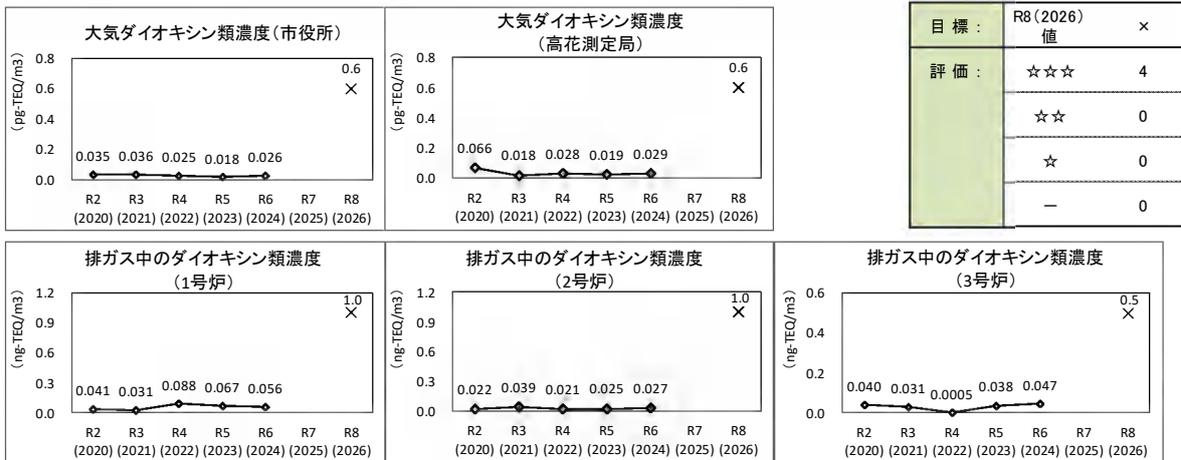
環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	安心で快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり			
	②	個別目標	2-(2) 有害化学物質対策の推進			
	③	施策	①有害化学物質の適正管理 ②放射性物質に対する安全・安心の確保			
	④	施策の方向性	<p>私たちの生活は様々な化学物質に囲まれており、そうした化学物質は暮らしを便利で快適にする一方で、適切に管理されないことで人の健康や動植物に悪影響を及ぼすものや、廃棄物の焼却過程などでダイオキシン類を発生させる有害なものもあります。</p> <p>また、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、放射性物質による環境汚染という新たな環境問題も生まれました。</p> <p>安全・安心な生活を守っていくには、これらの有害化学物質による市内の環境汚染を未然に防ぐことが重要であり、本市では県や周辺市町、印西地区環境整備事務組合などと連携し、有害化学物質の監視を行っています。また、印西クリーンセンターや市役所などにおけるダイオキシン類濃度の測定、市内公共施設における空間線量率の測定を行っています。</p> <p>引き続き、有害化学物質の発生源における監視・指導を行い、安全・安心な暮らしの確保に努めるとともに、有害化学物質に係る市民・事業者への情報提供として測定結果の公表を行っていきます。</p>			
環境施策	有害化学物質の適正管理	担当課	施策の内容	R6 (2024) 取組実績 (内容)	R6 (2024) 取組実績 (数値)	取組評価
		環境保全課	○県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携して、ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めるとともに、情報収集に努め、有害化学物質等に対する取り組みについて、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。	汚染の確認はなかった。 監視している中で、特に悪化の恐れがある有害物質はなかった。	実績なし	—
		クリーン推進課		印西クリーンセンターによる有害化学物質対策は継続して行っている。	印西クリーンセンター煙突出口におけるダイオキシン類の測定値 (ng-TEQ/Nm ³) 1号炉0.056 2号炉0.027 3号炉0.047	A
	環境保全課	○有害化学物質汚染が確認された場合は、県と連携し原因究明及び発生源の管理者に対し再発防止の指導を行います。	汚染の確認はなかった。	実績なし	—	
	放射性物質に対する安全・安心の確保	環境保全課	○市内における放射性物質を監視するとともに、調査結果について市民・事業者へ情報提供を行い、必要に応じて国、県など関係機関と連携しながら放射線量低減の対策を講じます。	市内公共施設の空間放射線量を測定し、ホームページで公表している。	市内公共施設 (193施設) 全1回測定 広報掲載 1回 ホームページ掲載 (常時)	A

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度	目標	目標	実績	実績	評価
				R2 (2020) 現状	R8 (2026)	R13 (2031)	R5 (2023)	R6 (2024)	
⑥	ダイオキシン類大気環境濃度	環境保全課	pg-TEQ/m ³	市役所 0.035 高花測定局 0.066	0.6以下 を維持 (環境基準)	0.6以下 を維持 (環境基準)	市役所 0.018 高花測定局 0.019	市役所 0.026 高花測定局 0.029	☆☆☆
	印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値	クリーン推進課	ng-TEQ/Nm ³	1号炉0.041 2号炉0.022 3号炉0.040	1以下 を維持 (環境基準)	1以下 を維持 (環境基準)	1号炉0.067 2号炉0.025	1号炉0.056 2号炉0.027	☆☆☆
	公共施設における空間放射線量達成率	環境保全課	—	達成 (全地点)	基準達成を維持	基準達成を維持	全地点の基準達成	全地点の基準達成	☆☆☆

備考)「印西クリーンセンターにおけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5 ng-TEQ/Nm³以下と定められています。

個別目標2-(2) 有害化学物質対策の推進

■環境指標の推移



目標 :	R8 (2026) 値	×
評価 :	☆☆☆	4
	☆☆	0
	☆	0
	—	0

■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	2	50%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	0	0%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	2	50%
	4	100%

《総評、今後の方向性》

ダイオキシン類濃度の測定値は環境基準及び印西クリーンセンターにおける排出基準を下回りました。今後も引き続き、環境調査を実施し、監視・公表を行います。市内公共施設の空間放射線量を測定し、基準値である毎時0.23 μ Sv/hを超える箇所はありませんでした。今後も引き続き、モニタリングを継続し、市民・事業者への情報提供を図ります。

基本目標 3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり

3-(1) 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

環境基本計画データ管理シート		
位置づけの整理	① 基本目標	限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり
	② 個別目標	3-(1) 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進
	③ 施策	①環境美化活動の推進 ②不法投棄の未然防止
	④ 施策の方向性	本市では、不法投棄防止のための啓発活動やパトロール、監視カメラの設置などを実施しているほか、市民団体や事業者と連携してゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動に取り組んでいます。 不法投棄の発生件数は令和2(2020)年度において185件であり、過去の500件近い件数からは大幅に減少していますが、近年の発生件数はほぼ横ばいで推移しており、依然として山林の道路脇など人目につみにくい場所での投棄が見受けられます。 ごみの不法投棄やポイ捨ては景観や自然環境、生活環境に悪影響を与えており、また不法投棄を処理せずに放置していると「捨てやすい環境」と捉えられ、さらなる不法投棄の要因となる傾向があることから、ごみがなく、人の手が入っていることが感じられる「捨てられにくい環境づくり」が重要です。 本市では、ゴミゼロ運動など市民・事業者と連携した清掃活動を通じて、身近な地域の環境を清潔に保つ意識を育むとともに、市民との連携体制の構築など、より一層の監視体制の強化を図っていきます。

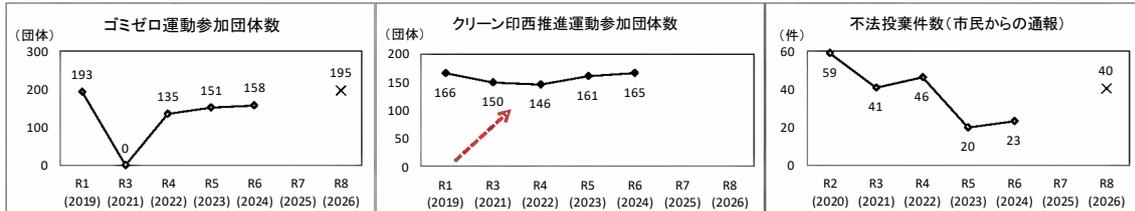
環境施策	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価
	環境美化活動の推進	クリーン推進課 ○環境美化意識の向上を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動などの環境美化活動を行います。	クリーン印西推進運動、ゴミゼロ運動を継続して行った。 ※ゴミゼロ運動はコロナ禍で令和2(2020)・3(2021)年度は中止し、令和4(2022)年度から再開した。	・クリーン印西推進運動 参加延べ165団体 23,881人 回収量 15,590kg ・ゴミゼロ運動 158団体 9,263人 回収量 15,912kg	B
	クリーン推進課	○歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、環境美化意識の向上を図ります。	職員による重点区域での啓発や、指導員によるパトロールの実施及び禁止行為の指導等を行った。	指導員の指導日数 169日 禁止行為の指導件数 89件 過料件数 0件 広報掲載回数 1回	A
	不法投棄の未然防止	クリーン推進課 ○監視カメラの運用やパトロールの強化により、不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに努めます。	各パトロール、監視カメラの運用、広報等による啓発を行った。 警察や印旛地域振興事務所と連携し、情報を共有した。 職員による夜間パトロールや委託業者によるパトロール、監視カメラの設置及び広報等による啓発を行った。 警察や印旛地域振興事務所との連携を強化した。	小型監視カメラ運用数 50台 固定式監視カメラ運用数 15台 移動式監視カメラ運用数 20台 広報掲載回数 1回 職員夜間パトロール回数 7回 委託パトロール回数 100回 警察通報 7件 印旛地域振興事務所通報 0件 行為(関係)者の特定 1件	A
	クリーン推進課	○不法投棄やポイ捨てがされにくい環境づくりに向け、土地の所有者へ情報提供・意識啓発を行うほか、市民との連携体制を構築します。	広報紙やホームページ等を通じて不法投棄防止の情報を提供し、啓発看板の貸与を行った。	広報掲載回数 1回 看板貸与件数 30件 土地所有者へ通知 4件	A

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価	
	⑥	ゴミゼロ運動参加団体数	グリーン推進課	団体	193	195	195	151	158	☆☆
	クリーン印西推進運動参加団体数	グリーン推進課	団体	166	現状以上	現状以上	161	165	☆	
	市民からの不法投棄通報件数	グリーン推進課	件	59	40	40	20	23	☆☆☆	

備考)「ゴミゼロ運動参加団体数」と「クリーン印西推進運動参加団体数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

個別目標3-(1) 不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	3	75%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	1	25%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
－ : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	4	100%

目標 :	R8(2026)値	×
	現状以上	
評価 :	☆☆☆	1
	☆☆	1
	☆	1
	－	0

《総評、今後の方向性》

クリーン伊西推進運動に関しては、実施団体がほぼ定着しつつあり、基準年度の数値に近づいています。
 ゴミゼロ運動に関しては、基準年度の数値には達していない状況ですが、わずかに増加しています。
 今後も引き続き、市民の環境美化意識の向上を図っていきます。
 不法投棄通報件数に関しては、不法投棄の件数自体が少なく、通報件数の割合も少なくなっています。

3-(2) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

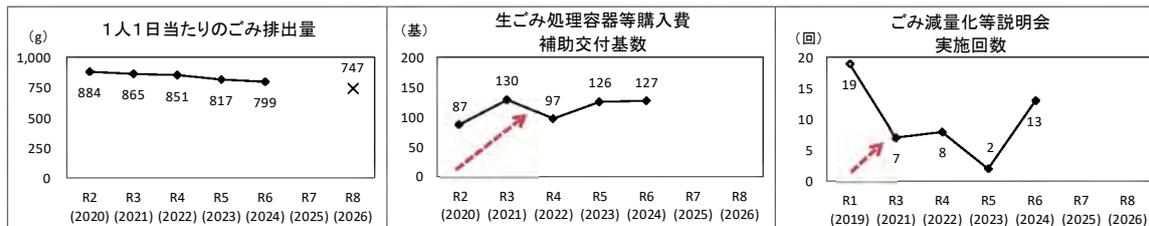
環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり			
	②	個別目標	3-(2)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進			
	③	施策	①ごみの発生抑制 ②ごみの分別・リユース・リサイクル ③適正なごみ処理の体制整備・推進			
	④	施策の方向性	<p>従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するためには、廃棄されるごみを減らし、ごみを含む限りある資源を有効に活用することが重要です。</p> <p>本市では、人口や事業所の増加により、ごみ排出量は増加傾向にあります。また、本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び県の平均値をともに下回っていますが、平成30(2018)年度以降はそれまでの減少傾向から増加に転じており、削減に向けた努力が求められます。</p> <p>今後は、ごみの減量化・資源化に向けて発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3R運動の更なる推進に取り組み、「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努め、より一層のごみ減量化を進めていきます。</p> <p>また、昨今の世界的な課題として取り上げられている海洋プラスチック及び食品ロス問題について、プラスチックの使用削減や適正処理に向けた分別、家庭や飲食店での食べ残しの削減、余剰食品のフードバンクへの提供・活用など、市民・事業者・行政と連携のもと取組を推進していきます。</p>			
環境施策	ごみの発生抑制	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価
		クリーン推進課	○食品ロスの啓発やフードドライブ事業への協力などを通じて、市内の食品ロス削減を推進します。	食品ロス削減の広報や食品ロス削減協力店の募集、フードドライブ事業の周知協力を行った。	広報誌・HPでの定期的な広報協力店登録16店	A
		クリーン推進課	○生ごみの水切りの啓発や生ごみ処理容器等購入補助制度の継続を通じて、生ごみの減量化を図ります。	生ごみ処理容器等購入費補助金事業のPRのため、補助制度の周知、啓発を行った。	生ごみ処理容器等補助127基	A
		クリーン推進課	○剪定枝粉砕機貸出の啓発や剪定枝粉砕機購入補助制度の検討を通じて、剪定枝の減量化を図ります。	剪定枝粉砕機の貸出を継続するとともに、剪定枝粉砕機購入補助事業を行った。	剪定枝粉砕機貸出件数15件 剪定枝粉砕機購入補助16基	A
		クリーン推進課	○減量計画書の活用や事業者への啓発を通じて、事業系ごみの減量化を推進します。	多量排出事業者への訪問を行い、事業者への啓発、事業系ごみの減量化の推進を行った。	多量排出事業者への訪問 20事業所	A
		クリーン推進課	○レジ袋やプラスチック製容器などの使い捨てプラスチック製品の使用削減を推進します。	広報紙等により、啓発を行った。	広報紙15日号への連載	A
	ごみの分別・リユース・リサイクル	クリーン推進課	○家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の適正化について検討します。	印西地区環境整備事業組合と構成市町での協議検討を継続して行っている。	印西地区環境整備事業組合と構成市町の会議開催	A
		クリーン推進課	○広報紙、ホームページなどを通じ、分別意識の徹底を図ります。また、ごみ減量化に関する説明会を充実し、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに、市民の声を直接聴ける意見交換を行います。	町内会等を対象に出前講座を行った。また、町内会等ごとに廃棄物減量等推進員を委嘱し、啓発に努めた。	出前講座 13回387人 廃棄物減量等推進員 102人	A
		クリーン推進課	○プラスチックの適正処理に向け、ペットボトルやプラスチック製容器包装のほか、プラスチック製品などについても回収及び資源化について検討します。	プラスチックの適正処理に向け、実施主体となる同組合と他の構成市町での協議検討を継続して行っている。	令和7年10月よりプラスチック製品の回収決定	A
		クリーン推進課	○有価物集団回収奨励金交付事業の継続、市内の店頭回収実施店舗の一覧化、資源物として回収できる新たな品目の選定などを通じて資源回収を推進します。	出前講座等により、有価物集団回収奨励金事業や廃食油の回収について周知、啓発を行った。	廃食油回収量 6,120 kg 有価物集団回収実施団体数96団体 回収量 1,215t	A
		クリーン推進課	○リサイクル情報広報事業や子ども服リユース事業(おさがりマルシェ)を継続し、市内のリサイクル活動やリユース活動に関する意識啓発を行います。	広報紙やホームページの掲載、スマートフォンのアプリケーションによる情報提供等により、啓発活動を行った。	広報紙15日号への連載 12回 ホームページ常時掲載 アプリ配信累計登録者数 15637人 令和6年度間増加数 1,811人	A
		環境保全課	○行政の物品調達にあたっては、「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の購入・使用などに努めます。	令和7年3月に「グリーン購入調達方針」を策定し、環境負荷の低減に資する物品等の調達の推進を図った。	職員の庁内エコプラン取組実施状況調査「物品の調達にあたっては、「印西市グリーン購入推進指針」を踏まえた発注を徹底する。」で「常に実行している」、「概ね実行している」と評価した割合は80%	A
	クリーン推進課	○ごみの減量化・資源化についての関心の向上を図るため、ごみ処理・リサイクル施設の見学会を実施するほか、出前講座や「環境フェスタ」などの学習機会の充実を図ります。	「ごみ・リサイクル施設見学会」、「いんざい環境フェスタ」等を実施し、学習機会の提供を行った。	ごみ処理・リサイクル施設見学会 4回 いんざい環境フェスタ 参加19団体	A	
	適正なごみ処理の体制整備・推進	クリーン推進課	○ごみの安定処理の継続や循環型社会の構築を図るため、「印西地区ごみ処理基本計画」に基づき、印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場における適正なごみの処理体制を維持していきます。	クリーンセンターや最終処分場の業務を所管する同組合では、他の構成市町と連携を図りながら、焼却施設の改良工事を行うなど、ごみの安全・安定的な処理の継続に努めた。また、次期中間処理施設の令和10年度稼働に向け、印西地区環境整備事業組合及び構成市町は事業を進めている。	印西地区環境整備事業組合で廃棄物の適正な処理が行われている。	A
	クリーン推進課	○老朽化に伴い新たに整備を予定する次期中間処理施設整備事業を通じて、適正なごみの処理体制を整備していきます。	次期中間処理施設の令和10年度稼働に向け、印西地区環境整備事業組合及び構成市町は事業を進めている。	印西地区環境整備事業組合で適正な整備が行われている。	A	

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価
	⑥ 1人1日当たりのごみ排出量	クリーン推進課	g	884	747	706	817	799	☆☆
	生ごみ処理容器等購入費補助交付基数	クリーン推進課	基	87	現状以上	現状以上	126	127	☆☆☆
	ごみ減量化等説明会実施回数	クリーン推進課	回	19	現状以上	現状以上	2	13	☆

備考)「ごみ減量化等説明会実施回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

個別目標3-(2) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6(2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	14	100%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	0	0%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
- : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	14	100%

目標 :	R8(2026)値	×
	現状以上	↗
評価 :	☆☆☆	1
	☆☆	1
	☆	1
	-	0

≪総評、今後の方向性≫

1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度と比較して減少しているものの目標値には達していません。今後も引き続き、広報紙や市ホームページ、各種事業などを通じて、普及・啓発に努めていく必要があります。

基本目標 4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり

4-(1) 温室効果ガスの排出抑制

環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり			
	②	個別目標	4-(1) 温室効果ガスの排出抑制			
	③	施策	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進 ③環境に配慮したまちづくりの推進			
	④	施策の方向性	<p>本市における温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度の 600.1千 t-CO₂と比べて増加傾向にあることから、排出抑制に向けた取組を強化する必要があります。</p> <p>そのため本市では、省エネルギー性能の高い設備の導入促進などにより、省エネルギーを推進するとともに、災害時の自立分散型エネルギーとしても活用することができる再生可能エネルギーのより一層の普及拡大を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。</p> <p>また、環境にやさしい交通環境の充実や徒歩・自転車を利用しやすい環境の整備のほか、次世代自動車やカーシェアリングの普及などによるモビリティの低炭素シフトを通じて、環境に配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>今後は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に示した取組を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p>			
環境施策		担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価
	省エネルギーの推進	環境保全課	〇建築物の省エネルギー化や家庭・事業所における省エネルギー設備・機器の導入促進、省エネルギーなライフスタイルへの転換を促す普及啓発を行います。	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、省エネルギー設備等の導入促進を図った。 また、国・県の補助制度等について、ホームページを利用し周知を図った。	補助件数 245件	B
		環境保全課	〇エネルギー効率の高い住宅用省エネルギー設備に対して補助金を交付し、導入支援を行います。	住宅用設備等脱炭素化促進事業により、住宅用省エネルギー設備に対する補助金を交付し、家庭における省エネルギー化の促進を図った。	家庭用燃料電池システム 21件 窓の断熱改修 54件	A
		環境保全課	〇建物の省エネルギー化やZEH・ZEBの普及に向け、新築・改修におけるメリットや補助制度について市民・事業者へ情報提供を行います。	事業者向けに、省エネや地球温暖化対策に関する国・県の補助制度について、ホームページで情報提供を行った。	ホームページ掲載(常時)	A
		環境保全課	〇家庭や事業所における省エネルギー性能の高い設備・機器の普及に向けた情報提供を行います。	国や県の省エネルギー関連事業の情報提供を行った。	ホームページ掲載	A
		環境保全課	〇家庭で使うエネルギーの管理システムであるHEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスなどについての情報提供を通じて、家庭における徹底的なエネルギー管理の実施を促進します。	家庭におけるエネルギー管理システムに関して、市民への情報提供に努める。	実績なし	A
		環境保全課	〇ビルや工場において効率的なエネルギーマネジメントが実施されるよう、BEMSやFEMSなどについて調査・研究するとともに、普及に向けた情報提供を行います。	ビルや工場におけるエネルギーマネジメントに関して、事業者への情報提供に努める。	実績なし	A
		環境保全課	〇COOL CHOICEや環境家計簿の普及啓発により、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。	広報・ホームページを利用して環境家計簿を周知し、家庭における省エネルギー意識の高揚を図った。	環境家計簿提出 22件	A
		環境保全課	〇家庭や事業所におけるグリーンカーテンの設置を促進します。	企画提案型協働事業を通じて、グリーンカーテンの種・苗の配布、グリーンカーテンコンテスト等を実施し、家庭・事業所におけるグリーンカーテンの設置を促進した。	グリーンカーテン用種子配布 500袋 グリーンカーテンの苗配布 780苗	A
	再生可能エネルギーの利用促進	環境保全課	〇家庭・事業所における再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、バイオマス・その他未利用エネルギーの活用に向けた調査・研究を行います。	県による太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業の広報支援を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図った。	広報掲載 2回 ホームページ掲載	A
		環境保全課	〇再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進するため、市民・事業者に対しエネルギー転換に関する情報提供を行います。	千葉県による太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業の周知を行った。	広報掲載 2回 ホームページ掲載 町内会回覧 1回	A
		環境保全課	〇再生可能エネルギーと併設する蓄電設備に対する補助により、家庭におけるエネルギーの自家消費を促進します。	太陽光発電と併設する蓄電設備に対する補助を行い、家庭における再生可能エネルギーの自家消費を促進した。	定置用リチウムイオン蓄電システム 139件	A
		農政課	〇間伐材や剪定枝、竹材など、木質バイオマス燃料の利用に関する情報収集を行い、バイオマスエネルギーの活用に向けた調査・研究を行います。	近隣の市町村の実施状況に視渡し、間伐材や剪定枝の受入れ先について検討した。	実績なし	-
		環境保全課		バイオマスエネルギーに関して情報収集を行い、活用に向けた調査・研究を行う。	実績なし	-
		グリーン推進課	〇次期中間処理施設整備事業に伴い、ごみ処理の過程から発生する未利用エネルギーを新たなエネルギー源として活用するため、関係機関と協議・検討していきます。	次期中間処理施設の令和10年度稼働に向け、印西地区環境整備事業組合及び構成市町は事業を進めている。	ごみ処理の過程から発生する熱エネルギー、バイオマス発電の利用の促進の検討	-
		環境保全課		次期中間処理施設整備事業に伴う未利用エネルギーの活用について、関係機関と協議・検討を進める。	実績なし	-
環境保全課		〇再生可能エネルギーの地産地消につながる仕組みづくりに向けて、調査・研究を行います。	再生可能エネルギーを活用した地域づくりに向けて、情報収集を進める。	実績なし	-	

環境に配慮したまちづくりの推進	環境保全課	○環境にやさしい交通環境の充実やモビリティの低炭素化に向けた普及啓発のほか、ごみの減量化・資源化の推進、里山の保全・緑化の促進などによる環境負荷の少ないまちづくりを進めます。	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充電設備の導入補助を通じて、家庭におけるモビリティの低炭素化を図った。	電気自動車 25件 プラグインハイブリッド自動車 5件 V2H充電設備 6件	A
	交通政策課	○市民が利用しやすい交通環境の整備に向け、路線バスの利用促進を行うとともに、交通不便地域におけるふれあいバスやテーマンド交通の充実を図り、市民ニーズや地域の状況に応じた移動手段を、事業者、関係機関及び行政が協力のもと確保できるよう検討していきます。	・ふれあいバス6ルートを運行した。 ・路線バス事業者へ補助金を交付した。 ・公共交通不便地域対応指針を策定した。 ・印西市タクシー利用に係る地域公共交通助成実証実験を導入した。	コミュニティバス利用者数 275,902人 市内駅1日平均乗車人数 29,548人	B
	土木管理課	○安全に歩行できる環境の整備に向け、歩道の適正な管理に努めます。	道路パトロール業務により適正な管理に努めた。	歩道パトロール 2.4km	A
	環境保全課	○自家用車から公共交通や自転車などへの転換につながるよう、利用環境の整備を行うとともに、シェアサイクルの普及に向けた調査・研究を行います。	自家用車の利用削減につながる取組として、シェアサイクルに関する情報収集を進める。	実績なし	-
	環境保全課	○環境負荷の少ない次世代自動車の普及に向けて、電気自動車や燃料電池自動車、V2Hなどの導入支援を検討します。	次世代自動車の普及に向けて、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充電設備の導入補助を実施した。	電気自動車 25件 プラグインハイブリッド自動車 5件 V2H充電設備 6件	A
	環境保全課	○自動車利用における環境負荷を低減するため、カーシェアリングなど新しい交通手段について調査・研究するとともに、普及に向けた情報提供を行います。	自家用車の利用削減に向けた取組として、カーシェアリングに関する情報収集を進める。	実績なし	-
	環境保全課	○加減速の少ない運転やアイドリングストップなどのエコドライブの普及啓発に努めます。	エコドライブの実践についてホームページに掲載し、普及啓発を図った。	ホームページ掲載(常時)	A
	環境保全課	○豊かな自然環境を保全・活用するとともに、拠点となるエリアにその特性に応じた都市機能を集積し、公共交通によるネットワークを形成することで、地域のエネルギー効率の向上や環境負荷の低減を図ります。	環境負荷の少ない地域づくりに向けた取組について情報収集を行うとともに、関係課と協議・検討を進める。	実績なし	-
	交通政策課		・公共交通の利用促進を目的とした、公共交通機関で目的地に行けるよう市内全域を網羅した印西市総合公共交通マップの改訂版作成について検討し「2025年4月発行」版を発行し市内公共施設へ配架した。	発行部数10,000冊 ※R7.4発行	A
	クリーン推進課	○ごみの発生抑制やごみの分別・リユース・リサイクルにより、廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量を削減します。	廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量の削減に向け、ごみの発生抑制やごみの分別・リユース・リサイクルの啓発に努めている。	広報誌・HP・さんあ〜る及びX (旧Twitter)での定期的な広報	A
環境保全課	○谷津と台地を中心とした里山の保全や緑化の促進により、二酸化炭素の吸収源である緑を保全・創出します。	里山の保全を通じて、二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めた。	市が実施した里山保全回数 草深の森 10回 武西の里山 9回 別所・大森の森 4回	A	

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度	目標	目標	実績	実績	評価
				R2(2020)現状	R8(2026)	R13(2031)	R5(2023)	R6(2024)	
⑥	市域の温室効果ガス排出量	環境保全課	千t-CO ₂	600	現状以下	308	709.1	800.9	☆
	定置用リチウムイオン蓄電システム設置補助件数(補助対象分累計)	環境保全課	件	309	700	1,100	721	860	☆☆☆
	ふれあいバス利用者数	交通政策課	人	245,944	現状以上	現状以上	276,498	275,902	☆☆☆
	市内駅の1日平均乗車人員	交通政策課	人	29,930	現状以上	現状以上	28,468	29,548	☆☆

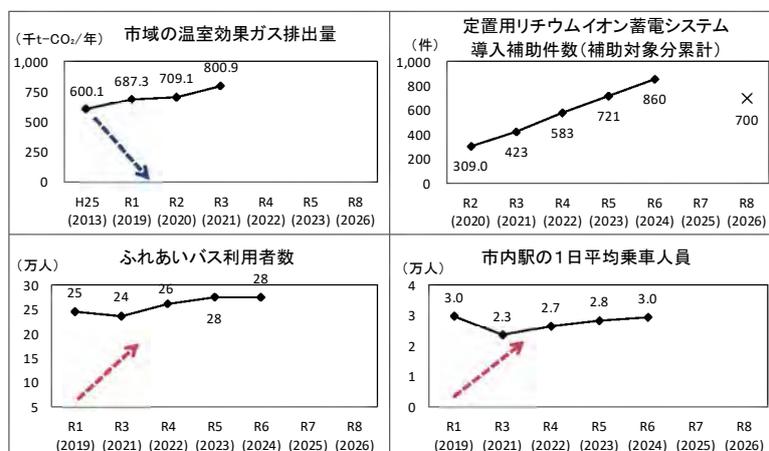
備考)「市域の温室効果ガス排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、3年度前のデータを実績として報告しています。また、基準年度値については、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和6(2024)年4月、環境省)に基づいて算定し直したため、「第3次印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

備考)「定置用リチウムイオン蓄電システム導入補助件数(補助対象分累計)」については、「令和5年度版印西市環境白書」にて公表した令和4(2022)年度実績値に誤りがあったため、修正したうえで、令和5(2023)年度分の補助件数を加算しています(令和4(2022)年度実績値は正しくは583件)。

備考)「ふれあいバス利用者数」と「市内駅の1日平均乗車人員」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

個別目標4-(1) 温室効果ガスの排出抑制

■環境指標の推移



目標:	R8(2026)値	×
	現状以上	↗
	現状以下	↘
評価:	☆☆☆	2
	☆☆	1
	☆	1
	-	0

■取組評価

評 価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	17	63.0%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	2	7.4%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0.0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0.0%
－ : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	8	29.6%
	27	100.0%

≪総評、今後の方向性≫

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を通じて、家庭における省エネルギー化の促進を図るとともに、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充電設備の導入補助を通じて、家庭におけるモビリティの低炭素化を図りました。

ふれあいバスの利用者は増加傾向にあります。今後もダイヤ改正や運行ルート再編を行いながら、引き続き事業を実施します。

路線バス事業者への補助については、周辺駅などへの交通手段を確保することで、市民の利便性と福祉の向上を図るために、引き続き事業を実施します。

本埜地区を対象としたタクシー利用助成事業の実証実験が終了となり、その結果をもとに、当該制度の対象地域や利用方法などの見直しを検討しました。

地域公共交通マップの改訂版作成に向けた検討を行い、「2025年4月発行版」を発行し市内公共施設へ配架しました。

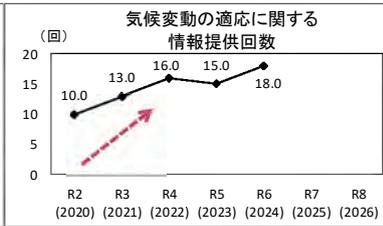
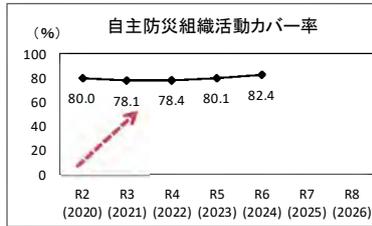
公共交通機関の利用促進については、鉄道事業者・千葉県・沿線自治体等と連携し、利用者の更なる利便性向上と沿線地域の活性化を図っていきます。

4-(2) 気候変動への適応

環境基本計画データ管理シート										
位置づけの整理	①	基本目標	カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり							
	②	個別目標	4-(2) 気候変動への適応							
	③	施策	①気候変動の影響への対策 ②気候変動の影響に対する理解促進							
	④	施策の方向性	気温の上昇や局地的な豪雨の増加、台風の強大化、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスク、災害リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。これら気候変動の影響に対し、日常生活・事業活動における被害を可能な限り回避・低減するため、災害時の地域防災力の強化や防災に関する情報提供、熱中症の予防啓発など、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を講じていきます。また、気候変動の影響は地域の自然的・社会的特性によって生じ方が様々であることから、国・県の方向性を踏まえ、市民・事業者・研究機関などと連携の上、地域の気候変動の状況や適応策の事例などについて情報収集を行うとともに、市民・事業者への情報提供に努めます。							
環境施策	気候変動の影響への対策	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価				
		環境保全課	○「印西市地域気候変動適応計画」に基づき、市域において気候変動の影響が生じている、あるいは地域特性を踏まえて重要と考えられる分野ごとに、必要な対策を講じます。	市域における気候変動の影響について、分野ごとに必要な対策を検討する。	実績なし	—				
		農政課	○日照不足、高温といった気象条件や、自然災害に対する管理・技術対策、病害虫発生予報などについて農業者へ周知します。	自然災害に対する管理・技術対策、病害虫発生予報などについてホームページを通じて情報提供を実施。	ホームページ掲載	A				
		農政課	○気候変動による農作物への影響に関する情報収集に努めます。	情報収集を行った。	実績なし	—				
		下水道課	○「公共下水道計画」に基づき、下水道雨水幹線などの雨水排水施設を計画的に整備します。	取組実績なし	取組実績なし	—				
		環境保全課	○気候の変動により河川水質に変化が生じる可能性があるため、河川や地下水などの水質調査を引き続き実施します。	市内の水質環境を把握するため、河川や地下水などの水質の定期測定を実施しています。	河川水質調査25地点 地下水水質調査2地点	A				
		環境保全課	○気候変動に伴う外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体などからの情報収集に努めるとともに、外来生物の防除に関する啓発を行います。	広報・ホームページを通じて、外来生物に関する情報提供を行った。	広報掲載 3回 ホームページ掲載 9件	A				
		防災課	○自主防災組織の結成促進やハザードマップの周知、防災情報の提供などにより、災害時の地域防災力強化や被害軽減を図ります。	・自主防災組織結成促進や災害時の情報伝達手段等、広報紙、ホームページにて防災情報の提供を行った。 ・地域防災力強化のため、自主防災組織の代表者向けリーダークラス研修会を開催した。 ・ハザードマップを転入者及び希望者に配布した。	・自主防災組織新規結成数 2組織 ・リーダークラス研修会参加者数 49名	A				
		環境保全課	○農地が雨水を貯留し洪水被害を軽減するグリーンインフラとしての機能を発揮できるよう耕作放棄地・休耕田の発生抑制に努めます。	グリーンインフラを活用した気候変動適応に関して、情報収集を進める。	実績なし	—				
	健康増進課	○市の広報紙やホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行います。	市の広報紙やホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行った。 また、印西市周辺観測点の暑さ指数が33度以上を予想した日に『熱中症警戒アラート』を防災無線等でお知らせした。	広報 3回 ホームページ 3件 アラート 26回	A					
	都市整備課	○ヒートアイランドによる暑熱を回避する空間として、都市公園をはじめとする街中の緑を適正に管理します。	公園管理委託業務にて、草刈りや樹木剪定を実施し、都市公園の適正な維持管理に努めた。	都市公園数(県立公園除く)公園130箇所・緑地60箇所 広場2箇所	A					
	環境保全課	○本市における気候変動の影響に関する情報を継続して収集し、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行います。	市域における気候変動の影響について、継続して情報収集を行う。	実績なし	—					
	環境保全課	○市民や事業者、研究機関などと連携し、本市における気候変動の影響に関する情報を継続して収集し、最新の科学的知見とあわせて市民・事業者へ情報提供を行います。	市域における気候変動の影響について、継続して情報収集を行う。	実績なし	—					
数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価	
	⑥	自主防災組織活動カバー率	防災課	%	80.0	現状以上	現状以上	80.1	82.4	☆☆☆
		気候変動の適応に関する情報提供回数	環境保全課	回	10	現状以上	現状以上	15	18	☆☆☆

個別目標4-(2) 気候変動への適応

■環境指標の推移



目標 :	現状以上	
評価 :	☆☆☆	2
	☆☆	0
	☆	0
	—	0

■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	6	50%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	0	0%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	6	50%
	12	100%

《総評、今後の方向性》

気候変動への適応については、市域における気候変動の影響について情報収集を進めるとともに、分野ごとに必要な対策を検討していきます。

雨水処理については、総合的な浸水対策を進めるため、令和6(2024)年度から内水浸水想定区域図の作成を進めています。今後はその結果を基に、既存施設の状況を勘案しつつ、適切な時期に整備を行っていきます。

令和6(2024)年度は、自主防災組織が新規で2組織結成されました。さらなる活動の充実のため、ホームページでの各種研修の案内や事例紹介、ハザードマップ・総合防災ブックの配布、広報、出前講座等による自助・共助等普及啓発も行い、地域防災力強化を図りました。災害における被害を軽減するには、防災に対する各種対策などの普及啓発が重要であるため、引き続き取組を実施していきます。

令和6(2024)年の夏は、猛暑日(日最高気温35度以上)の日数がここ数年で最も多くなりました。7月と9月は、これまでの日最高気温の値を更新するなど、長い期間厳しい暑さが続き、テレビ等では連日、熱中症に厳重警戒を呼びかける放送が流れました。

印西市では、市民への警戒呼びかけが少しでも効果的となるよう、クールシェアスポット※を含めた平時からの熱中症対策とともに、警戒慣れにより市民の危機感が薄まらないよう、印西市周辺観測点に注目することで『特に警戒が必要な日』にしぼって防災行政無線等でお知らせするメリハリある対応を行いました。この方法は、今後も継続していきます。

また、千葉県を対象に熱中症警戒アラートが発表されたときは、各課連絡にて情報提供を行いました。

印西市周辺観測点については、令和6(2024)年度より、これまでの佐倉観測所、我孫子観測所に船橋観測所を加えた3観測点としています。

4-(3) 市の率先行動の推進

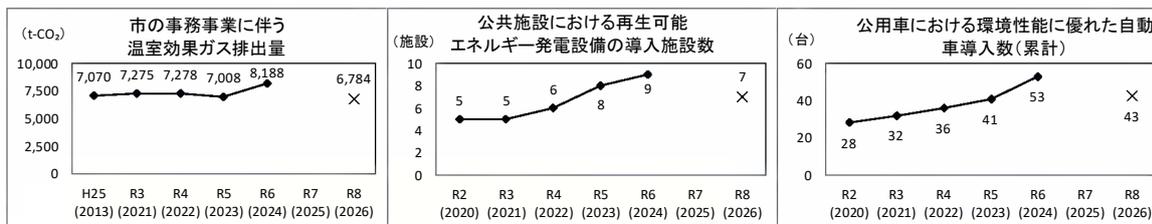
環境基本計画データ管理シート							
位置づけの整理	①	基本目標	カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり				
	②	個別目標	4-(3)市の率先行動の推進				
	③	施策	①公共施設における脱炭素化の推進 ②エコオフィスの推進				
	④	施策の方向性	本市ではこれまで、「印西市地球温暖化対策実行計画(印西市庁内エコプラン)」に基づく取組を行うことで、市の事務事業に係るエネルギー消費の低減を進めてきました。今後も引き続き、市も事業者として脱炭素社会の実現に向けた取組を率先して実施することで、市全体のエネルギー消費量削減を図っていきます。				
環境施策	⑤	担当課	施策の内容	R6(2024)取組実績(内容)	R6(2024)取組実績(数値)	取組評価	
		公共施設における脱炭素化の推進	環境保全課	○公共施設の省エネルギー化に向け、新築時にはZEBとするよう努めるほか、更新・改修時には断熱化や省エネルギー設備の導入など、省エネルギー性能の向上を図ります。	公共施設の改修時にLED照明の導入や空調機の更新を行う等、建物の省エネルギー化を図った。	LED照明、空調機の更新した施設 3施設	A
		環境保全課	○地域の脱炭素化を推進するにあたり、公共施設や市有地などにおいて再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を導入していきます。	公共施設の新築・大規模改修時における再生可能エネルギー設備の新規導入を図った。	再生可能エネルギーを新規導入した施設 1施設	B	
		DX推進課	○市内における再生可能エネルギー由来の電力の利用を促進するため、公共施設において積極的な調達を行います。	公共施設での電力の調達については、入札仕様等の見直しを検討した。	実績なし	-	
		エコオフィスの推進	環境保全課	○公共施設におけるグリーンカーテンの設置を積極的に行うとともに、クールビズやウームビズにより冷暖房の温度を適正に管理するなど、省エネルギーの取組を推進します。	庁内エコプランに基づく省エネルギーの取組を周知するとともに、庁内のエネルギー管理研修を実施し、職員の意識醸成を図った。公共施設にグリーンカーテンを設置した。	庁内エネルギー管理研修 1回 グリーンカーテン設置 6件	A
DX推進課	○公用車の購入にあたっては、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の導入に努めるとともに、エコドライブや走行ルートの効率化など公用車を適正に使用します。	大気汚染の軽減を目的とし、千葉県公用車のエコカー導入方針に対応した公用車(低公害・低燃費車)を配置した。九都県市低公害車指定指針に基づく指定を受けた低公害車を購入し大気汚染の軽減に努めた。	軽乗用ハイブリッド3台購入 小型乗用ハイブリッド2台購入 小型貨物ワンボックス1台購入	A			

数値目標	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価
		市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	環境保全課	t-CO ₂	7,070	6,784	3,535	7,008	8,188	☆
公共施設における再生可能エネルギー発電設備の導入施設数	環境保全課	施設数	5	7	10	8	9	☆☆☆		
公用車における環境性能に優れた自動車導入数(累計)	DX推進課	台	28	43	58	41	53	☆☆☆		

備考)「市の事務事業に係る温室効果ガス排出量」については、「令和6年度版印西市環境白書」にて公表したR4(2022)・R5(2023)年度実績値に誤りがあったため、遡及修正を行っています。

個別目標4-(3) 市の率先行動の推進

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	3	60%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	1	20%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	1	20%
	5	100%

目標 :	R8(2026)値	×
評価 :	☆☆☆	2
	☆☆	0
	☆	1
	—	0

《総評、今後の方向性》

庁内エコプランに基づき、公共施設の新築工事や改修工事等に伴いLED照明や太陽光発電設備等を導入し、公共施設の脱炭素化を図りました。公用車の交換購入にあたっては、大気汚染の軽減を目的とし環境に配慮した低排出ガス基準適合車及び燃費効率の良い車両の購入に努めました。(九都県市指定低公害車計7台)
公共施設での電力の調達については、再生可能エネルギー由来の電力利用の動向に注視しました。

基本目標 5 パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり

5-(1) 自ら学び行動する人づくりの推進

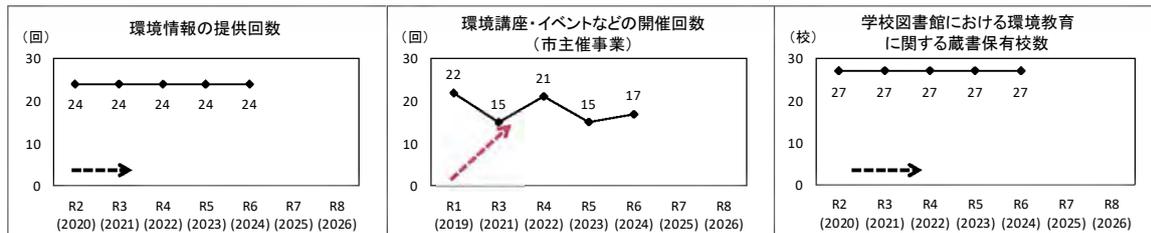
環境基本計画データ管理シート						
位置づけの整理	①	基本目標	パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり			
	②	個別目標	5-(1) 自ら学び行動する人づくりの推進			
	③	施策	①環境情報の一元化と共有 ②環境学習の場と機会の創出			
	④	施策の方向性	本市では環境フェスタやいんざい自然探訪、市民アカデミーや環境に関する出前講座の実施など、市民・事業者に対する環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行っています。今後は、市民・事業者が環境情報へ容易にアクセスできるよう、情報提供の仕組みを一元化するとともに、幅広い世代が環境保全について学べる場やプログラムの充実を図っていきます。また、将来の担い手となる子どもたちが環境について考え行動することは、保護者や地域全体への波及効果が期待できることから、環境に関する情報や教材の提供、学校図書館における環境コーナーの書籍の充実・活用を進め、環境に関する学習内容の充実を図っていきます。			
環境施策	環境情報の一元化と共有	環境保全課	○市内の環境について市民・事業者と情報共有を図るため、印西市環境白書を公表するほか、市の広報紙やホームページなどで、各種補助制度や環境に配慮した取組事例などの環境情報を発信します。	R6(2024) 取組実績(内容)	R6(2024) 取組実績(数値)	取組評価
		環境保全課	○環境情報の一元化を図るため、環境情報を発信する方法・媒体などについて検討します。	環境情報の一元化につながる方法・媒体の検討を進める。	実績なし	—
	環境学習の場と機会の創出	環境保全課	○市民・事業者が地域環境や保全活動に関心をもち、環境講座・イベントなどにおいて普及啓発を図ります。	環境に関する講座・イベントを実施し、市民の環境保全意識の高揚を図った。	いんざい自然探訪 3回 子ども里山学校 3回	A
		指導課(教育センター)	○職場体験学習や自然体験学習などの環境学習の機会を設けるほか、学校図書館の書籍の充実・活用を進めるなど、学校における環境教育を実施します。	教育センターでの環境に関する講座は、施設改修工事に伴う一時移転のため昨年引き続きオンライン科学実験教室のみを実施した。学校においては環境に関する学習の充実を図るとともに、学校図書館において、環境教育に関する蔵書の紹介や活用に関する支援を行った。	教育センター実施の科学講座参加者38名 全小中学校27校中、学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数27校	B
		生涯学習課	○市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする市民アカデミーや出前講座の実施を推進します。	出前講座については回覧・広報等により周知を努め、昨年度より申込数は減少したが、利用者数は増加した。しかし、昨年度と同様に環境をテーマとする出前講座の申込数は0件であった。市民アカデミーについては学習プログラムの見直しを行い、地域の文化財や環境への理解を深める機会を提供した。	出前講座申込数:0講座 市民アカデミー開催数:35回	B
		中央公民館	同上	利根川について印西地域の歴史・社会・環境などを総合的に学び、地域への理解、ふるさと意識を育みながら、これからのまちづくりを考えてもらう機会を提供できた。	実施回数4回 参加人数64名	B
		中央駅前地域交流館	同上	改修工事等に伴い交流館事業を複数中止したことより取組実績なし。	取組実績なし。	—
		小林公民館	同上	小林カレッジにおいて、野鳥観察会を実施し、自然環境及び生態系への関心を深める機会を提供した。	実施回数1回 参加人数25名	A
		そうふけ公民館	同上	小学生を対象とした移動プラネタリウムによる星空見学では、自然科学への関心を深める機会を提供できた。	事業回数:2回 定員100人 応募者100人 参加者数:86人	A
		本笠公民館	同上	保全改修工事に伴う休館中のため、取組実績なし。	取組実績なし。	—
		歴史民俗資料館	同上	常設展示において、印旛沼の環境、動植物に関するパネルや漁の道具等の展示、関係書籍を配架して印旛沼についての理解を深める機会を提供した。 令和6年度資料館講座「印旛沼の成り立ち」を実施 開催日時 令和6年7月28日(日)午後1時30分から3時30分 実施場所 印旛歴史民俗資料館 学習室(岩戸1742) 印旛沼の成り立ちや自然環境についての講演 講師 日浦博昭氏(公財)印旛沼環境基金	年間来館者数808人 講座参加人数9人	A
		生涯学習課(図書館)	○図書館において、環境に関する書籍の充実を図るとともに、環境に関する資料の紹介に努めます。	印旛図書館において「大切にしたい自然と環境～わたしたちのセンス・オブ・ワンダー～」をテーマに、没後60年を迎えたレイチェル・カーソンと環境問題に関連する本を集めて展示し、環境問題について考えてもらえる機会を提供した。	展示図書冊数:44冊 利用人数:自由来館	A

数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	基準年度 R2(2020)現状	目標 R8(2026)	目標 R13(2031)	実績 R5(2023)	実績 R6(2024)	評価	
	⑥	環境情報の提供回数	環境保全課	回	24	現状維持	現状維持	24	24	☆☆☆
		環境講座・イベントなどの開催回数(市主催事業)	環境保全課	回	22	現状以上	現状以上	15	17	☆
学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数		指導課	校	27(全校)	全校を維持	全校を維持	27(全校)	27(全校)	☆☆☆	

備考)「環境講座・イベントなどの開催回数」の基準年度値については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和元(2019)年度の実績としています。

個別目標5-(1) 自ら学び行動する人づくりの推進

■環境指標の推移



■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	5	42%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	4	33%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
- : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	3	25%
	12	100%

目標 :	R8 (2026)	×
	現状以上	↗
	現状維持	→
評価 :	☆☆☆	2
	☆☆	0
	☆	1
	-	0

《総評、今後の方向性》

印西市環境白書を発行するとともに、市の広報・ホームページを通じた環境情報の発信に努めました。今後も引き続き、わかりやすい環境情報の発信手法を検討します。

令和6(2024)年度は、令和5(2023)年度より引き続き、そうふけふれあいの里改修工事に伴う教育センターの一時移転のため、例年実施している環境教育に関する取組をさらに縮小して行うこととなりました。

科学実験教室ではオンライン形式でmicro:bitを使ったプログラミング体験を行いました。実生活でも様々な場面でプログラミングが活用されていることを知り、生活を支えていること、環境を守るために応用がされていることなどを学ぶ機会を設けることができました。

令和7(2025)年度はそうふけふれあいの里の改修工事が終了し、センター機能が元に戻ることから、里山観察会や星空観察会などを実施する予定です。今後も市内小中学生の環境に対する意識を高めるための取組を継続し、また、各小中学校とも連携を図り、学習内容の充実を図っていきます。

また、市民アカデミーのプログラムの中で、市史編さんの講話会や印西市の歴史散策などを実施し、地域の環境や文化財について理解を深めました。

公民館においては、各施設にて、環境に関する理解を深める講座やイベントを実施し、市民に対して環境学習の機会の提供に努めました。

印旛図書館においては、「大切にしたい自然と環境～わたしたちのセンス・オブ・ワンダー～」をテーマにした展示を実施し、環境問題について考える機会を提供しました。

■取組評価

評価	R6 (2024)	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	1	20%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	2	40%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	2	40%
	5	100%

目標 :	現状以上 
	現状維持 
評価 :	☆☆☆ 2
	☆☆ 0
	☆ 1
	— 0

《総評、今後の方向性》

環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すため、環境行動指針の普及啓発を行いました。
また、市民活動団体との協働事業を通じて、多様な主体間の連携による環境保全活動の実践に努めました。

3 温室効果ガス排出量の算出方法

庁内における二酸化炭素の排出量

■ 二酸化炭素排出量の算定式

- ① 燃料の使用に伴う排出量 = 燃料ごとの使用量 × 燃料ごとの排出係数
 ② 他人から供給された電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

※ 二酸化炭素排出量は①と②の合計値

■ 二酸化炭素の排出係数

排出区分		使用量の単位	排出係数 [kg-CO ₂ /使用量単位]
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	灯油	L	2.49
	軽油	L	2.58
	A重油	L	2.71
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.0
	都市ガス	～令和6(2024)年3月	m ³
令和6(2024)年4月1日以降		m ³	都市ガスの排出係数は、事業者別年度別公表値を使用する
他人から供給された電気の使用 (一般電気事業者)		kWh	電力の排出係数は、事業者別年度別公表値を使用する

※液化石油ガスの産気率は、0.458m³/kgとして換算する。

庁内におけるメタン及び一酸化二窒素の排出量

■ メタン及び一酸化二窒素の排出量の算定式

- ① 自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数
 ② 下水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数

※ メタン及び一酸化二窒素排出量は①と②の合計値

■ 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分 (自動車の種類)	走行量の単位	排出係数		
		メタン [kg-CH ₄ /km]	一酸化二窒素 [kg-N ₂ O/km]	
ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
	軽自動車	km	0.00001	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000015	0.000026
	軽貨物車	km	0.000011	0.000022
	乗合自動車	km	0.000035	0.000041
	特殊用途車	km	0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車	km	0.0000020	0.000007
	普通貨物車	km	0.000015	0.000014
	小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
	乗合自動車	km	0.000017	0.000025
	特殊用途車	km	0.000013	0.000025

■ 下水処理に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分	処理量の単位	排出係数	
		メタン [kg-CH ₄ /m ³]	一酸化二窒素 [kg-N ₂ O/ m ³]
下水処理量	m ³	0.00088	0.00016

庁内における温室効果ガス総排出量

■ 温室効果ガス総排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量} &= \Sigma (\text{温室効果ガスごとの排出量} \times \text{温室効果ガスごとの温暖化係数}) \\ &= (\text{CO}_2 \text{ 排出量} \times 1) + (\text{CH}_4 \text{ 排出量} \times 28) + (\text{N}_2\text{O 排出量} \times 265) \end{aligned}$$

※ 温室効果ガスはその種類によって地球温暖化に対する効果やその持続時間が異なり、同一重量で比較すると、メタンは二酸化炭素の約 28 倍、一酸化二窒素は約 265 倍の影響があります。このため、総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO₂）を用います。

■ 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数	
	平成 27(2015)年 4 月 1 日～	令和 6(2024)年 4 月 1 日～
二酸化炭素	1	1
メタン	25	28
一酸化二窒素	298	265

印西市における温室効果ガスの排出量

■二酸化炭素 (CO₂) 排出量の算定方法

ガス種	区分		算定方法・式	カテゴリ	主な使用統計
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業炭素排出量(千葉県) × 製造品出荷額等の比(印西市/千葉県) × 44/12	A 都道府県別 按分法	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計調査 ・経済センサス活動調査
		建設業 ・鉱業	建設業・鉱業炭素排出量(千葉県) × 従業者数の比(印西市/千葉県) × 44/12	A 都道府県別 按分法	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス活動調査
		農林 水産業	農林水産業炭素排出量(千葉県) × 従業者数の比(印西市/千葉県) × 44/12	A 都道府県別 按分法	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス活動調査
	業務その他 部門		・印西市の特定事業所(※1)のCO ₂ 排出量を積上げて算定 ・中小事業所の排出量について、全国の業種別炭素排出量からCO ₂ 排出原単位(特定事業所を除く)を算出し、印西市の業種別中小事業所数を乗じて算定 ・CO ₂ 排出原単位がマイナスになる業種はゼロとする	D 事業所排出 量積上法	・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 ・総合エネルギー統計 ・経済センサス活動調査
	家庭部門		家庭部門炭素排出量(千葉県) × 世帯数の比(印西市/千葉県) × 44/12	A 都道府県別 按分法	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳
	運輸部門	自動車	運輸部門炭素排出量(全国) × 自動車保有台数の比(印西市/全国) × 44/12	A 全国按分法	・総合エネルギー統計 ・車種別(詳細)保有台数表 ・千葉県統計年鑑
鉄道		鉄道エネルギー消費量 × 鉄道営業キロ数の比(印西市/全区間) × 排出係数	B 全国事業者 別按分法	・鉄道統計年報	
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物分野		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック: 一般廃棄物焼却量 × プラスチック組成割合 × (1 - (一般廃棄物の焼却量の水分率)) × 92.4% × 排出係数 ・ペットボトル: 一般廃棄物焼却量 × ペットボトル組成割合 × (1 - (一般廃棄物の焼却量の水分率)) × 7.6% × 排出係数 ・合成繊維: 一般廃棄物焼却量 × 紙・布類割合 × 繊維くず中の合成繊維割合 × (1 - (一般廃棄物の焼却量の水分率)) × 9.0% × 排出係数 ・紙くず: 一般廃棄物焼却量 × 紙・布類割合 × (1 - (一般廃棄物の焼却量の水分率)) × 91.0% × 排出係数 	—	・一般廃棄物処理実態調査結果

※1 温室ガス排出量算定・報告・公表制度での報告対象事業所

■その他ガス排出量の算定方法

ガス種	分野	区分	算定方法	出典
CH ₄	農業分野	耕作	【水田からの排出】 水田面積×水管理割合×排出係数	・作物統計
			【肥料の使用に伴う排出】 耕作地面積×単位面積当たりの肥料の使用に伴う排出量	
	廃棄物分野	焼却	一般廃棄物焼却処理量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査
		埋立	埋立処分量×廃棄物中割合×固形分割合×排出係数	
排水処理		し尿処理施設における年間処理量×排出係数+生活排水処理施設ごとの年間処理人口×生活排水処理施設ごとの排出係数		
	コンポスト化	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量(排出ベース)×排出係数		
N ₂ O	農業分野	耕作	作付面積×排出係数(有機肥料)+作付面積×排出係数(化学肥料)	・作物統計
			焼却	
	廃棄物分野	排水処理	生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×収集し尿及び浄化槽汚泥中の窒素濃度×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査
		コンポスト化	コンポスト化施設で処理される有機性廃棄物の量(排出ベース)×排出係数	

4 用語解説

五音	用語	内容
あ 行	悪臭 (掲載ページ:P.8・28 等)	誰からも嫌われるにのいのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づく規制が行われている。
	アメリカザリガニ (掲載ページ:P.20)	アメリカ南東部からメキシコ北東部が原産地であるザリガニの一種。日本では、1927年に養殖用のウシガエルのエサとして持ち込まれて以降、各地に分布を広げており、条件付特定外来生物に指定されている。雑食性で、さまざまな水草や水生昆虫などを捕食するため生態系への影響が大きい。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ:P.26)	大気汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を監視するため設置されたもの。
	いんざいカーボンニュートラル・チャレンジ 2050 (掲載ページ:P.14・49)	「印西市ゼロカーボンシティ宣言」等を踏まえ、行政・市民・事業者が一体となって、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めることを目的に、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和 7(2025)年 5 月に策定された計画。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ:P.1・2)	「印西市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする計画。平成 15(2003)年 3 月に策定し、令和 4(2022)年 3 月には、社会経済活動の変化による環境課題などをふまえ、新たな「第 3 次印西市環境基本計画」を策定した。
	印西市環境基本条例 (掲載ページ:P.1)	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。平成 11(1999)年 3 月公布。
	印西市景観計画 (掲載ページ:P.24)	景観法第 8 条に基づき良好な景観の形成方針や行為の制限、推進方策等を定めることを目的とし、一定の強制力を持つ計画。このため、景観形成の運用において景観形成の誘導等を行う役割を担う。
	印西市市内エコプラン (掲載ページ:P.1・44 等)	「印西市環境基本計画」を推進・実践していくため、市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定めたもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画」に位置づけられる。
	エコドライブ (掲載ページ:P.26・53 等)	「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めるなどをして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO ₂)の排出量を減らす運転のこと。
	温室効果ガス (掲載ページ:P.2・7 等)	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
か 行	カーボンニュートラル (掲載ページ:P.2・9 等)	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	外来生物 (掲載ページ:P.13・20 等)	もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流によって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。

五措	用語	内容
か 行	合併処理浄化槽 (掲載ページ:P.6・26等)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
	環境基準 (掲載ページ:P.5・6等)	「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「環境基本法」に基づいて国が定める値。
	木下貝層 (掲載ページ:P.23・47等)	約12万年前に古東京湾と呼ばれる広大な内湾に堆積した砂層で、当時生息していた貝類などの化石が観察できる。
	企画提案型協働事業 (掲載ページ:P.50)	地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者などの多様な主体と市が互いに協力・連携し、事業を実施する。
	クールシェアスポット (掲載ページ:P.43)	暑さをしのぐ涼み処。公共施設や商業施設などの共有スペースをクールシェアスポットとして活用することで、熱中症の予防と、エアコンの使用(電力消費)削減につながる。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.6・33等)	本市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶などの清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。
	グリーンインフラ (掲載ページ:P.3・13等)	自然環境の持つ機能を、社会資本整備やまちづくりに活用する考え方。グリーンインフラの取組は、気候変動対策、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させること)の実現、地域活性化などにも貢献する。主な取組事例として、屋上緑化、壁面緑化、緑地帯(グリーンベルト)の保全・創出などが挙げられる。
	経営耕地面積 (掲載ページ:P.17)	農林業経営体が経営している耕地面積。田畑や樹園地などを含み、経営体が所有している耕地(自作地)と借りている耕地(借入耕地)の合計で形成されている。
	下水道整備率 (掲載ページ:P.6・27等)	下水道整備面積を、事業認可面積で除した値。 下水道整備率(%) = 整備面積 / 事業認可面積 × 100
	下水道普及率 (掲載ページ:P.6・27等)	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。 下水道普及率(%) = 処理区域内人口 / 行政人口 × 100
	公益信託印西市まちづくりファンド (掲載ページ:P.50)	市民活動を推進・発展させていくため、市と信託銀行(千葉銀行)との公益信託契約により、平成19(2007)年1月に創設された。
	光化学オキシダント (掲載ページ:P.26)	太陽光線(紫外線)による複雑な光学反応で生成されるオゾンなどの酸化性物質の集合体。その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	光化学スモッグ (掲載ページ:P.5・26等)	光化学反応によって生成された光化学オキシダントなどの大気汚染物質が滞留して、白いモヤがかかったような状態のこと。風が弱く、紫外線の強い夏の日に発生する。
ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.6・33等)	1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている環境美化活動。本市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環にも位置づけられる。	

五措	用語	内容
さ 行	再生可能エネルギー (掲載ページ:P.7・9等)	法律※で「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定される。 (※)エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。
	在来生物 (掲載ページ:P.20)	在来種。もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団を指す。
	里山 (掲載ページ:P.2・5等)	人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持されてきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。
	自主防災組織活動カバー率 (掲載ページ:P.7・43)	自主防災組織活動カバー率(%)= (自主防災組織が組織されている地域の世帯数)÷(市の世帯数)×100
	循環型社会 (掲載ページ:P.3・8)	自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、製品の長期間の利用や再生資源の投入などにより最終的に自然界へ廃棄するものをできるだけ少なくする社会のこと。
	生態系 (掲載ページ:P.8・13等)	生きもの同士の相互作用と、それをとりまく環境との関わりをまとまりとしてとらえた概念のこと。
	生物多様性 (掲載ページ:P.8・13等)	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物の多様性とは、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性が存在するとされている。
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ:P.6・31等)	塩素を含む有機化学物質の一種。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	脱炭素社会 (掲載ページ:P.3・44)	二酸化炭素の排出が実質ゼロ、カーボンニュートラルとなる社会のこと。
	多面的機能支払交付金 (掲載ページ:P.5・18)	水路、農道、法面などの農業を支える施設の保全管理に取り組む農業者や地域住民の共同作業に支払われる交付金のこと。
	地下水のかん養 (掲載ページ:P.28)	地下水のかん養とは、雨や河川などの地表の水が浸透して、地下水に流れ込むこと。雨水を浸透させるために、浸透マスや透水性舗装などの設備が利用される。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ:P.52)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成10(1998)年10月9日に制定された法律。
	透水性舗装 (掲載ページ:P.28)	雨水を地中に浸透させる機能を持った舗装のこと。
	特定外来生物 (掲載ページ:P.20・21等)	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又はまた及ぼすおそれがあるものは、平成17(2005)年に施行された外来生物法※に基づき、特定外来生物として指定している。 (※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。

五措	用語	内容
た 行	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) (掲載ページ:P.31)	有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することを通じて、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。
な 行	ナガエノツルゲイトウ (掲載ページ:P.20)	南アメリカ原産の多年草の一種であり、日本では特定外来生物に指定されている。水路や湖沼で繁茂し、在来植物と競合するほか、水田などへの侵入による農業被害も報告されている。根や茎などの断片からでも発根する再生力の高さが特徴であり、駆除・根絶を行ううえでの障害となっている。
	二酸化炭素(CO ₂) (掲載ページ:P.39・55等)	温室効果ガス的一种で、最も排出量が多いため、地球温暖化への影響が大きい。
	二酸化窒素(NO ₂) (掲載ページ:P.5・26等)	呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO _x)の一種。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場、事業場などである。
	認定新規就農者 (掲載ページ:P.5・18)	新たに農業を始めるための青年等就農計画を市町村に認定され、その計画に沿って農業を営む者のこと。
	農振農用地 (掲載ページ:P.5・18)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を「農業振興地域内の農用地」として市が指定するもの。
は 行	東日本大震災 (掲載ページ:P.32)	平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害のこと。大規模な地震災害であることから大震災と呼称される。
	浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ:P.5・29)	大気中に浮遊する粒径 10 μ m(ミクロン:1 μ m は、1mm の 1,000 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るもの、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなど自然現象によるものなどがある。
	放射性物質 (掲載ページ:P.32)	放射線を出す能力(放射能)を有する物質のこと。
や 行	有価物集団回収奨励金事業 (掲載ページ:P.36)	本市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成 4(1992)年 1 月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、PTA・子ども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収を行うもので、有価物(紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など)回収を行った場合、回収量に応じて奨励金を交付するものである。
	遊休農地 (掲載ページ:P.5・16等)	耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	湧水 (掲載ページ:P.21・22等)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
B	BOD(ビーオーディー) (掲載ページ:P.5・27等)	生物化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量を示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

五十音	用語	内容
C	COD(シーオーディー) (掲載ページ:P.5・27 等)	化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
N	NPO(エヌピーオー) (掲載ページ:P.17・21 等)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10(1998)年に「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が制定された。
P	ppm(ピーピーエム) (掲載ページ:P.5・26 等)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m ³ 中に1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。
T	TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ:P.6・31 等)	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。
V	V2H(ビーケルトウホーム ／ブイツーエイチ) (掲載ページ:P.39・41)	「Vehicle to home」の略称であり、電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家で使う仕組み及びその名称のこと。
μ	μSv (マイクロシーベルト) (掲載ページ:P.32)	Sv(シーベルト)は、人間が放射線を受けた時の影響の強さを表す単位。μ(マイクロ)は、100万分の1の量であることを意味する単位の記号。
3	3R(スリーアール) (掲載ページ:P.2・8)	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。1つめのR(リデュース)は、物を大切に使い、ごみを減らすこと、2つめのR(リユース)は、使える物は繰り返し使うこと、3つめのR(リサイクル)は、ごみを資源として再び利用すること、を意味する。
	30by30(サーティバイサー ティ)目標 (掲載ページ:P.20)	2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

令和7年度版 印西市環境白書

令和8（2026）年3月発行

発行：印西市 環境経済部 環境保全課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491

<https://www.city.inzai.lg.jp/>

